

資料 6 - 1

泊発電所 3 号炉 審査資料	
資料番号	SAT118 r. 6. 0
提出年月日	令和5年3月2日

泊発電所 3 号炉

「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の
重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を
実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」
に係る適合状況説明資料

1. 18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

令和 5 年 3 月
北海道電力株式会社

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

<目 次>

1.18.1 対応手段と設備の選定

- (1) 対応手段と設備の選定の考え方
- (2) 対応手段と設備の選定結果
 - a. 重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が緊急時対策所にとどまるために必要な対応手段及び設備
 - b. 手順等

1.18.2 重大事故等時の手順等

1.18.2.1 居住性を確保するための手順等

- (1) 緊急時対策所の立ち上げ時の手順
 - a. 可搬型空気浄化装置運転手順
 - b. 空気供給装置による空気供給準備手順
 - c. 緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順
- (2) 「原子力災害対策特別措置法」第10条特定事象発生時の手順
 - a. 緊急時対策所可搬型エリアモニタ設置手順
 - b. その他の手順項目にて考慮する手順
- (3) 重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順等
 - a. 緊急時対策所にとどまる要員について
 - b. 空気供給装置への切替準備手順
 - c. 空気供給装置への切替手順
 - d. 可搬型空気浄化装置への切替手順

1.18.2.2 重大事故等に対処するために必要な指示及び通信連絡に関する手順等

- (1) 緊急時対策所情報収集設備によるプラントパラメータ等の監視手順
- (2) 重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料の整備について
- (3) 通信連絡に関わる手順等

1.18.2.3 必要な数の要員の収容に係る手順等

- (1) 放射線管理
 - a. 放射線管理用資機材（線量計及びマスク等）の維持管理等について
 - b. チェンジングエリアの設置及び運用手順
 - c. 可搬型空気浄化装置の切替手順

(2) 飲料水、食料等について

1.18.2.4 代替電源設備からの給電手順

- (1) 緊急時対策所用発電機による給電
 - a. 緊急時対策所用発電機準備手順
 - b. 緊急時対策所用発電機起動手順
 - c. 緊急時対策所用発電機の切替手順
 - d. 緊急時対策所用発電機の待機運転手順
 - e. 緊急時対策所用発電機の接続先切替手順

添付資料1.18.1 審査基準、基準規則と対処設備との対応表

添付資料1.18.2 居住性を確保するための手順等の説明について

添付資料1.18.3 必要な情報を把握するための手順等の説明について

添付資料1.18.4 必要な数の要員の収容に係る手順等の説明について

添付資料1.18.5 電源設備からの給電を確保するための手順等の説明について

添付資料1.18.6 手順のリンク先について

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

【要求事項】

発電用原子炉設置者において、緊急時対策所に関し、重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員が緊急時対策所にとどまり、重大事故等に対処するために必要な指示を行うとともに、発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡し、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容する等の現地対策本部としての機能を維持するために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。

【解釈】

- 1 「現地対策本部としての機能を維持するために必要な手順等」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための手順等をいう。
 - a) 重大事故が発生した場合においても、放射線防護措置等により、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまるために必要な手順等を整備すること。
 - b) 緊急時対策所が、代替交流電源設備からの給電を可能とすること。
 - c) 対策要員の装備（線量計及びマスク等）が配備され、放射線管理が十分できること。
 - d) 資機材及び対策の検討に必要な資料を整備すること。
 - e) 少なくとも外部からの支援なしに1週間、活動するための飲料水及び食料等を備蓄すること。
- 2 「重大事故等に対処するために必要な数の要員」とは、「重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員」に加え、少なくとも原子炉格納容器の破損等による工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含むものとする。

緊急時対策所には、重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が緊急時対策所にとどまり、重大事故等に対処するために必要な指示を行うとともに、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡し、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容する等の発電所対策本部としての機能を維持するために必要な設備及び資機材を整備する。ここでは、緊急時対策所の設備及び資機材を活用した手順等について説明する。

なお、手順等については、今後の訓練等の結果により見直す可能性がある。

1.18.1 対応手段と設備の選定

(1) 対応手段と設備の選定の考え方

重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等がとどまり、重大事故等に対処するために緊急時対策所^{※1}を設置し必要な指示を行うとともに、発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡し、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容する等の発電所対策本部としての機能を維持するために必要な対応手段及び重大事故等対処設備を選定する。

重大事故等対処設備の他に、自主対策設備^{※2}及び資機材^{※3}を用いた対応手段を選定する。

※1 緊急時対策所：緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所をいう。このうち、緊急時対策所指揮所とは、重大事故等に対処するために必要な指示を行うとともに、発電所内外の通信連絡をとる必要のある場所と通信連絡する場所であり、緊急時対策所待機所とは、放射性物質放出により待機が必要と判断された場合、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容する場所をいう。

※2 自主対策設備：技術基準上すべての要求事項を満たすことやすべてのプラント状況で使用することは困難であるが、プラント状況によっては、事故対応に有効な設備

※3 資機材：「対策の検討に必要な資料」、「放射線管理用資機材（線量計及びマスク等）」及び「飲料水、食料等」については、資機材であるため重大事故等対処設備としない。

また、緊急時対策所の電源は、通常、3号炉非常用母線及び1号炉又は2号炉常用母線から給電されている。

この発電所からの給電が喪失した場合は、その機能を代替するための機能、相互関係を明確にした上で、想定する故障に対応できる対応手段及び重大事故等対処設備を選定する（第1.18.1図）。（以下「機能喪失原因対策分析」という。）

選定した重大事故等対処設備により、「技術的能力審査基準」（以下「審査基準」という。）だけでなく、「設置許可基準規則」第六十一条及び「技術基準規則」第七十六条（以下「基準規則」という。）の要求機能を満足する設備が網羅されていることを確認するとともに、自主対策設備との関係を明確にする（添付資料1.18.1）。

(2) 対応手段と設備の選定の結果

機能喪失原因対策分析の結果，並びに「審査基準」及び「基準規則」要求により選定した対応手段とその対応に使用する重大事故等対処設備，自主対策設備及び資機材を以下に示す。

なお，機能喪失を想定する設計基準事故対処設備，重大事故等対処設備，自主対策設備，資機材及び整備する手順についての関係を第1.18.1表に示す。

a. 重大事故等が発生した場合においても，重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が緊急時対策所にとどまるために必要な対応手段及び設備

(a) 対応手段

重大事故等が発生した場合において，環境に放出された放射性物質等による放射線被ばくから，重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等を防護するため，緊急時対策所の居住性を確保する手段がある。

緊急時対策所の居住性を確保するための設備は以下のとおり。

- ・ 緊急時対策所
- ・ 緊急時対策所遮へい
- ・ 可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン※4※5
- ・ 可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット※4※5
- ・ 可搬型空気浄化装置配管・ダンパ
- ・ 空気供給装置※5
- ・ 空気供給装置配管・弁
- ・ 緊急時対策所可搬型エリアモニタ
- ・ 可搬型モニタリングポスト
- ・ 可搬型気象観測設備
- ・ 酸素濃度・二酸化炭素濃度計
- ・ モニタリングステーション
- ・ モニタリングポスト
- ・ 圧力計※5

※4 可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン及び可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットをまとめて，可搬型空気浄化装置という。

※5 可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン，可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット，空気供給装置及び圧力計をまとめて，緊急時対策所換気空調設備という。

緊急時対策所から重大事故等に対処するために必要な指示を行うために必要な情報を把握し，発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡するための手段がある。

緊急時対策所の必要な情報を把握できる設備，必要な通信連絡を行うための設備及び資機材は以下のとおり。

- ・緊急時対策所情報収集設備※6
- ・無線連絡設備（携帯型）
- ・衛星電話設備（固定型）
- ・衛星電話設備（FAX）
- ・衛星電話設備（携帯型）
- ・運転指令設備（警報装置含む。）
- ・インターフォン
- ・テレビ会議システム（指揮所・待機所間）
- ・統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム，IP電話及びIP-FAX）
- ・無線通信装置
- ・衛星電話設備（屋外アンテナ）
- ・衛星通信装置
- ・有線（建屋内）
- ・電力保安通信用電話設備
- ・専用電話設備
- ・移動無線設備
- ・社内テレビ会議システム
- ・加入電話設備
- ・対策の検討に必要な資料

※6 主にデータ収集計算機，ERSS伝送サーバ及びデータ表示端末から構成される。

重大事故等に対処するために必要な数の要員を緊急時対策所内で収容するための手段がある。

必要な数の要員を収容するために必要な資機材は以下のとおり。

- ・チェンジングエリア用資機材
- ・放射線管理用資機材（線量計及びマスク等）
- ・飲料水，食料等

緊急時対策所の電源として，代替交流電源からの給電を確保するための手段がある。

緊急時対策所の代替交流電源からの給電を確保するための設備は以下のとおり。

- ・緊急時対策所用発電機
- ・ディーゼル発電機燃料油貯油槽
- ・可搬型タンクローリー
- ・ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ
- ・代替非常用発電機^{※7}
- ・ディーゼル発電機燃料油系統配管・弁 [燃料流路]
- ・ディーゼル発電機燃料油貯油槽～可搬型タンクローリーホース [燃料流路]
- ・緊急時対策所用発電機～緊急時対策所ケーブル接続盤電路 [電路]
- ・緊急時対策所ケーブル接続盤～緊急時対策所分電盤電路 [電路]

※7 緊急時対策所情報収集設備及び通信連絡設備への給電に用いる。

(b) 重大事故等対処設備，自主対策設備及び資機材

「審査基準」及び「基準規則」に要求される緊急時対策所，緊急時対策所遮へい，可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン，可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット，可搬型空気浄化装置配管・ダンパ，空気供給装置（空気ボンベ），空気供給装置配管・弁，緊急時対策所可搬型エリアモニタ，可搬型モニタリングポスト，可搬型気象観測設備，酸素濃度・二酸化炭素濃度計，圧力計，緊急時対策所情報収集設備，衛星電話設備（固定型），衛星電話設備（FAX），衛星電話設備（携帯型），無線連絡設備（携帯型），インターフォン，テレビ会議システム（指揮所・待機所間），統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備，無線通信装置，衛星電話設備（屋外アンテナ），衛星通信装置，有線（建屋内）は，重大事故等対処設備と位置付ける。

二酸化炭素濃度は，酸素濃度同様，居住性に関する重要な制限要素であることから，酸素濃度・二酸化炭素濃度計は重大事故等対処設備として位置付ける。

機能喪失原因対策分析の結果により選定した，緊急時対策所の代替電源設備からの給電を確保するための手段に使用する設備のうち，緊急時対策所用発電機，ディーゼル発電機燃料油貯油槽，可搬型タンクローリー，ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ，代替非常用発電機，ディーゼル発電機燃料油系統配管・弁 [燃料流路]，ディーゼル発電機燃料油貯油槽～可搬型タンクローリーホース [燃料流路]，緊急時対策所用発電機～緊急時対策所ケーブル接続盤電路 [電路]，緊急時対策所ケーブル接続盤～緊急時対策所分電盤電路 [電路] はいずれも重大事故等対処設備に位置付ける。

これらの選定した設備は，「審査基準」及び「基準規則」に要求される設備がすべて網羅されている。

以上の重大事故等対処設備において，重大事故等が発生した場合においても，重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が緊急時対策所にとどまることが可能であること

から、以下の設備は自主対策設備として位置付ける。あわせて、その理由を示す。

- ・モニタリングポスト
- ・モニタリングステーション

モニタリングポスト及びモニタリングステーションは、日常的に発電所及びその周辺において放射線量の測定に使用しており、重大事故等時に使用できる場合は放射線量の測定手段として有効である。

また、以上の重大事故等対処設備において、発電所外（社内外）との通信連絡を行うことが可能であることから、以下の設備は自主対策設備と位置付ける。あわせて、その理由を示す。

- ・電力保安通信用電話設備
- ・専用電話設備
- ・社内テレビ会議システム
- ・加入電話設備
- ・運転指令設備（警報装置を含む。）
- ・移動無線設備

上記の設備は、基準地震動による地震力に対して十分な耐震性を有していないが、設備が健全である場合は、発電所内外の通信連絡を行うための手段として有効である。

なお、対策の検討に必要な資料、放射線管理用資機材（線量計及びマスク等）、チェンジングエリア用資機材、飲料水、食料等については、資機材であるため重大事故等対処設備としない。

b. 手順等

上記の a. より選定した対応手段に係る手順を整備する（第1. 18. 1表参照）。

これらの手順は、発電所対策本部長^{*8}を主体とした事務局員^{*9}及び放管班員^{*10}の対応として可搬型空気浄化装置運転手順、空気供給装置への切替手順、重大事故等の放射線管理手順、緊急時対策所用発電機の切替及び燃料補給手順等に定める。

また、事故時に監視が必要となる計器及び給電が必要となる設備についても整備する（第1. 18. 2表、第1. 18. 3表参照）。

あらかじめ定める手順書に記載された手順の範囲内において、発電所対策本部長の権限は各班長に委譲されており、各班長は上位職の指示を待つことなく自律的に活動する。

また、通常時における、対策の検討に必要な資料、放射線管理用資機材（線量計及びマスク等）、飲料水及び食料の管理、運用については、安全管理課長及び運営課長^{*11}にて実施す

る。

※8 発電所対策本部長：重大事故等発生時における原子力防災管理者又は代行者をいう。

※9 事務局員：発電所災害対策要員のうち事務局の班員をいう。

※10 放管班員：発電所災害対策要員のうち放管班の班員をいう。

※11 安全管理課長及び運営課長：通常時の発電所組織における各課の長をいう。

なお、重大事故等時においては、安全管理課長は放管班、運営課長は事務局に属する。(添付4-1)

1.18.2 重大事故等時の手順等

1.18.2.1 居住性を確保するための手順等

重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等の被ばく量を7日間で100mSvを超えないようにするために必要な対応手段として、緊急時対策所遮へい、緊急時対策所換気空調設備、酸素濃度・二酸化炭素濃度計により、緊急時対策所にとどまるために必要な居住性を確保する。

環境に放射性物質等が放出された場合、可搬型モニタリングポストにより、緊急時対策所に向かって放出される放射性物質による放射線量率を測定、監視し、空気供給装置による希ガス等の放射性物質の侵入を防止することで、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等を防護する。

また、万一、希ガス等の放射性物質が緊急時対策所に侵入した場合においても、緊急時対策所可搬型エリアモニタにて監視、測定し対策をとることにより、緊急時対策所内への放射性物質の侵入を低減する。

緊急時対策所内が事故対策のための活動に支障がない酸素濃度及び二酸化炭素濃度の範囲内であることを把握する。

これらを踏まえ事故状況の進展に応じた手順とする。

(1) 緊急時対策所の立ち上げ時の手順

重大事故等が発生するおそれがある場合等^{※12}、緊急時対策所を使用し、発電所対策本部を設置するための準備として、緊急時対策所を立ち上げるための手順を整備する。

※12 原子力防災体制が発令され、発電所対策本部が設置される場合として、運転時の異常な過渡変化、設計基準事故も含める。

a. 可搬型空気浄化装置運転手順

原子力防災体制が発令された場合、発電所対策本部は、緊急時対策所を拠点として活動を開始する。緊急時対策所で活動する要員の必要な換気量の確保及び被ばくの低減のため、可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンを起動する。

全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備からの給電により、可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンを起動する。

可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンを接続、起動し、必要な換気を確保するとともに、可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタを通気することにより放射性物質の侵入を低減するための手順を整備する。(添付 2-1, 添付 2-2, 添付 2-3, 添付 2-4)

(a) 手順着手の判断基準

緊急時対策所を立ち上げた場合。

(b) 操作手順

緊急時対策所立上げ時の可搬型空気浄化装置の系統構成及び運転の手順は以下のとおり。緊急時対策所換気空調設備の概略系統図を第1.18.2図に、可搬型空気浄化装置運転の概略系統図を第1.18.3図に、手順のタイムチャートを第1.18.4図に可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン、可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット及び空気供給装置（空気ポンプ）設置場所を第1.18.5図に示す。

- ① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき事務局長に可搬型空気浄化装置の起動を指示する。
- ② 事務局員は、可搬型空気浄化装置とダクト及びケーブルを接続する。
- ③ 事務局員は、緊急時対策所給気手動ダンパを調整開とし、可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンを起動する。
- ④ 事務局員は、緊急時対策所給気第2手動ダンパを操作し、流量(17～25m³/min)を調整する。
- ⑤ 事務局員は、緊急時対策所排気手動ダンパを操作し、室内の圧力を微正圧(100Pa[gage]以上)に調整する。

(c) 操作の成立性

上記の対応は、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所のそれぞれにおいて事務局員2名1組(計4名)で実施する。操作完了までは、約60分以内で可能である。

暗所においても円滑に作業ができるように、移動経路を確保し、可搬型照明を整備する。可搬型空気浄化装置にダクトを接続する工具については速やかに作業ができるよう現場に配備する。

b. 空気供給装置による空気供給準備手順

空気供給装置の系統構成を行い、漏えい等がないことを確認し、切替の準備を行う手順を整備する。

(a) 手順着手の判断基準

緊急時対策所の立ち上げ時。

(b) 操作手順

空気供給装置による空気供給準備の手順は以下のとおり。空気供給装置による空気供給準備時の概略系統図を第1.18.3図に、手順のタイムチャートを第1.18.4図に示す。

- ① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき事務局長に、空気供給装置の系統構成を指示する。
- ② 事務局員は、空気供給装置の仮設ホースの接続、ボンベ元弁の開放及び漏えい確認を行う。

(c) 操作の成立性

上記の対応は、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所のそれぞれにおいて事務局員2名1組（計4名）が実施する。操作完了までは、70分以内で可能である。

暗所においても円滑に作業ができるように、移動経路を確保し、可搬型照明を整備する。系統構成に使用する仮設ホースは、簡便な接続規格により容易に接続することができる。

c. 緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順

緊急時対策所の使用を開始した場合、緊急時対策所の居住性確保の観点から、緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を行う。

酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を行う手順を整備する。

(a) 手順着手の判断基準

緊急時対策所の使用を開始した場合。

(b) 操作手順

緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順の概要は以下のとおり。

- ① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき、事務局長に、酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を指示する。
- ② 事務局員は、酸素濃度・二酸化炭素濃度計にて緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を行う。

- ③ 緊急時対策所内の酸素濃度が19%を下回るおそれがある場合又は二酸化炭素濃度が1.0%を超えるおそれがある場合、発電所対策本部長は、酸素濃度19%を下回る又は二酸化炭素濃度が1.0%を超える前までに、空気流入量の調整を行うよう事務局員に指示する。
- ④ 事務局員は、可搬型空気浄化装置を使用している場合は、緊急時対策所給気第2手動ダンパ及び緊急時対策所排気手動ダンパの開度調整により、空気供給装置を使用している場合は、空気供給装置の流量調節弁及び緊急時対策所排気手動ダンパの開度調整により、緊急時対策所への空気流入量を調整する。

(c) 操作の成立性

上記の対応は、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所のそれぞれにおいて事務局員2名が別々に操作を行う。

室内での測定、弁及びダンパの調整のみであるため、短時間での対応が可能である。

(2) 「原子力災害対策特別措置法」第10条特定事象発生時の手順

a. 緊急時対策所可搬型エリアモニタの設置手順

原子炉格納容器から希ガス等の放射性物質が放出された場合に、緊急時対策所の居住性の確認(線量率の測定)を行うため、緊急時対策所可搬型エリアモニタを設置する手順を整備する。

さらに、緊急時対策所可搬型エリアモニタは、緊急時対策所内への放射性物質の侵入量を微量のうちに検知し、正圧化の判断を行うために使用する。

なお、可搬型モニタリングポスト等についても、緊急時対策所内を加圧するための判断の一助とする。

(a) 手順着手の判断基準

発電所対策本部長が「原子力災害対策特別措置法」第10条特定事象が発生したと判断した場合。

(b) 操作手順

緊急時対策所可搬型エリアモニタを設置する手順の概要は以下のとおり。

タイムチャートを第1.18.6図に示す。

- ① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき放管班長に緊急時対策所可搬型エリアモニタ設置を指示する。
- ② 放管班員は、緊急時対策所可搬型エリアモニタを設置し、起動する。

(c) 操作の成立性

上記の対応は、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内のそれぞれに対して、放管

班員 2 名 1 組（計 4 名）で実施する。緊急時対策所内のみにおける作業であり、操作完了まで 30 分以内で可能である。暗所においても円滑に作業ができるように、移動経路を確保し、可搬型照明を整備する。

b. その他の手順項目にて考慮する手順

可搬型モニタリングポスト及び可搬型気象観測設備による放射線量の測定手順は、「1.17 監視測定等に関する手順等」で整備する。

(3) 重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順等

重大事故等が発生した場合、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等を防護し、居住性を確保するために手順を整備する。

a. 緊急時対策所にとどまる要員について

プルーム通過中においても、緊急時対策所にとどまる要員は、休憩、仮眠をとるための交代要員を考慮して、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員及びその指示のもと重大事故への対処を行う各班員の計 60 名と、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための要員計 20 名に、1 号及び 2 号炉運転員 3 名を加えた 83 名、運転検査官 4 名の合計 87 名と想定している。

プルーム放出のおそれがある場合、発電所対策本部長は、この要員数を目安とし、最大収容可能人数（120 名）の範囲で緊急時対策所にとどまる要員を判断する。

b. 空気供給装置への切替準備手順

プルーム放出のおそれがある場合、プルーム放出に備え、パラメータの監視強化及び空気供給装置による加圧操作の要員配備を行うための手順を整備する。

(a) 手順着手の判断基準

プルーム放出のおそれがある場合。具体的には以下のいずれかに該当した場合。

- ・ プルーム放出前の段階において、直接ガンマ線、スカイシャイン線により、モニタリングポスト、モニタリングステーション、3 号炉原子炉格納施設を囲むように設置する可搬型モニタリングポスト、緊急時対策所付近に設置する可搬型モニタリングポストのいずれかの指示値が 0.01mGy/h 以上となった場合。
- ・ 中央制御室から炉心損傷が生じた旨の連絡、情報があった場合。又は、緊急時対策所指揮所でのプラント状態監視の結果、炉心損傷の可能性を踏まえ、プルーム放出に備える必要があると判断した場合。
- ・ 炉心損傷前であって中央制御室から原子炉格納容器破損が生じた旨の連絡、情報があった場合。又は、緊急時対策所指揮所でのプラント状態監視の結果、発電所対策本部長が原子

炉格納容器破損の可能性を踏まえ、プルーム放出に備える必要があると判断した場合。

(b) 操作手順

プルーム放出のおそれがある場合に緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所のそれぞれで実施する手順は以下のとおり。タイムチャートを第1.18.7図に示す。

- ① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき、プルーム放出に備え、放管班長及び事務局長へパラメータの監視強化及び空気供給装置による加圧操作の要員配置を指示する。
- ② 放管班員は、緊急時対策所可搬型エリアモニタ、モニタリングポスト、モニタリングステーション、3号炉原子炉格納施設を囲むように設置する可搬型モニタリングポスト及び緊急時対策所付近に設置する可搬型モニタリングポストの監視強化を行う。
- ③ 事務局員は、加圧操作の要員を配置する。

(c) 操作の成立性

上記の対応は、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所のそれぞれにおいて放管班員1名及び事務局員2名1組（計4名）が実施する。緊急時対策所内での要員の配置等のみであるため、短時間での対応が可能である。

c. 空気供給装置への切替手順

原子炉格納容器から希ガス等の放射性物質が放出され、緊急時対策所に接近した場合、可搬型空気浄化装置を停止し、空気供給装置による緊急時対策所内の加圧を実施する手順を整備する。

(a) 手順着手の判断基準

以下のいずれかに該当した場合。

- ・モニタリングステーション、モニタリングポスト、3号炉原子炉格納施設を囲むように設置する可搬型モニタリングポスト及び緊急時対策所付近に設置する可搬型モニタリングポストのいずれかの指示値が5 mGy/h以上となった場合。
- ・緊急時対策所可搬型エリアモニタの指示値が0.1 mSv/h以上となった場合。

(b) 操作手順

空気供給装置により緊急時対策所内を加圧する手順の概要は以下のとおり。概略系統図を第1.18.9図、タイムチャートを第1.18.10図に示す。

- ① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき、事務局長に空気供給装置による緊

急時対策所内加圧の開始を指示する。

- ② 事務局員は、緊急時対策所排気手動ダンパを閉とする。
- ③ 事務局員は、緊急時対策所給気第2手動ダンパを閉とする。
- ④ 事務局員は、可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンの電源を切とする。
- ⑤ 事務局員は、緊急時対策所内に設置されている空気供給装置流量調節弁を開とする。
- ⑥ 事務局員は、緊急時対策所排気手動ダンパにて排気側を調節し、緊急時対策所内が微正圧(100Pa[gage]以上)となるよう圧力を調整する。

なお、緊急時対策所換気空調設備運転時の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の監視手順については、「(1)緊急時対策所立ち上げ時の手順 c. 緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順」に示す。

(c) 操作の成立性

上記の対応は、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所のそれぞれにおいて、事務局員2名1組(計4名)で実施する。緊急時対策所内のみにおける作業であり、操作完了まで2分以内で可能である。

d. 可搬型空気浄化装置への切替手順

周辺環境中の放射性物質が十分減少した場合にブルーム通過後の空気供給装置から可搬型空気浄化装置への切替手順を整備する。

(a) 手順着手の判断基準

緊急時対策所付近に設置する可搬型モニタリングポストにて空気吸収線量率を継続的に監視し、その指示値がブルーム接近時の指示値に比べ急激に低下し安定的な状態となった場合、又は、指示値が 0.5mGy/h^{*13} を下回り安定的な状態になった場合。

※13 保守的に、 0.5mGy/h を 0.5mSv/h として換算し、仮に7日間被ばくし続けたとしても、 $0.5\text{mSv/h} \times 168\text{h} = 84\text{mSv}$ と 100mSv に対して余裕があり、緊急時対策所の居住性評価結果である 13mSv に加えても 100mSv を超えることのない値として設定。

(b) 操作手順

緊急時対策所の正圧化について、空気供給装置から可搬型空気浄化装置に切替える場合に緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所のそれぞれで実施する手順は以下のとおり。

緊急時対策所換気空調設備の概略系統図を第1.18.2図に、空気供給装置から可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンへの切替のタイムチャートを第1.18.11図に示す。

- ① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき、事務局長に空気供給装置から可搬型空気浄化装置への切替を指示する。
- ② 事務局員は、可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンの電源を入とする。
- ③ 事務局員は、緊急時対策所給気第2手動ダンパを操作し、流量(17～25m³/min)を調整する。
- ④ 事務局員は、空気供給装置流量調節弁を閉とし、空気供給装置による加圧を停止する。
- ⑤ 事務局員は、緊急時対策所排気手動ダンパを調節し、緊急時対策所内が圧力計の指示値から微正圧(100Pa[gage]以上)となるよう圧力を調整する。

なお、緊急時対策所換気空調設備運転時の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の監視手順については、「(1)緊急時対策所立ち上げ時の手順 c. 緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順」に示す。

(c) 操作の成立性

上記の対応は、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所のそれぞれにおいて、事務局員2名1組(計4名)で実施する。緊急時対策所内のみにおける作業であり、操作完了まで5分以内で可能である。

なお、可搬型空気浄化装置への切替を判断する場合は、緊急時対策所可搬型エリアモニタ、モニタリングポスト及びモニタリングステーションの指示値とともに緊急時対策所付近に設置する可搬型モニタリングポスト以外の可搬型モニタリングポストの指示値及び可搬型気象観測設備による風向も参考とする。

1.18.2.2 重大事故に対処するために必要な指示及び通信連絡に関わる手順等

重大事故等が発生した場合において、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が、緊急時対策所情報収集設備^{※14}及び緊急時対策所の通信連絡設備により、必要なパラメータ等を監視又は収集し、重大事故等に対処するために必要な情報を把握するとともに、重大事故等に対処するための対策の検討を行う。

また、重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料を緊急時対策所に整備する。

重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所の通信連絡設備により、発電所内外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡を行う。

全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備からの給電により、緊急時対策所情報収集設備及び通信連絡設備を使用する。

※14 データ収集計算機、ERSS伝送サーバ及びデータ表示装置をまとめて緊急時対策所情報収集設備という。

(1) 緊急時対策所情報収集設備によるプラントパラメータ等の監視手順

重大事故等が発生した場合、緊急時対策所情報収集設備により重大事故等に対処するために必要なプラントパラメータ等を監視する手順を整備する。

a. 手順着手の判断基準

緊急時対策所を立ち上げた場合。

b. 操作手順

緊急時対策所情報収集設備のうちデータ表示端末を起動し、監視する手順の概要は以下のとおり。緊急時対策所情報収集設備を第1.18.12図に示す。

なお、データ収集計算機及びERSS伝送サーバについては、常時、伝送が行われており、操作は必要ない。

- ① 災害対策本部要員は、手順着手の判断基準に基づきデータ表示端末の接続を確認し、端末を起動する。
- ② 災害対策本部要員は、データ表示端末にて各パラメータを監視する。

c. 操作の成立性

上記の対応は、緊急時対策所内において災害対策本部要員**1**名で行う。室内での端末起動等のみであるため、短時間での対応が可能である。

(2) 重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料の整備

重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料を緊急時対策所に配備し、資料が更新された場合には資料の差し替えを行い、常に最新となるよう通常時から維持、管理する。

(3) 通信連絡に関わる手順等

重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所の通信連絡設備により、中央制御室、屋内外の作業場所、本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順を整備する。

重大事故等対処に係る通信連絡設備一覧を第1.18.4表に、データ伝送設備の概要を第1.18.12図に示す。

発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信連絡設備の使用方法等、必要な手順の詳細は「1.19 通信連絡に関する手順等」のうち1.19.2.1(1)「発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順等」及び1.19.2.2(1)「発電所外(社内外)の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順等」にて整備する。

1.18.2.3 必要な数の要員の収容に係る手順等

緊急時対策所には、本部要員に加え、現場要員を含めた重大事故等に対処するために必要な数の要員として合計83名を収容する。

なお、プルーム通過中において、緊急時対策所にとどまる要員は83名である。

要員の収容に当たっては、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員と現場作業を行う要員等との輻輳を避けるため、緊急時対策所指揮所と緊急時対策所待機所は独立した建屋とする。

また、要員の収容が適切に行えるようトイレや休憩スペース等を整備するとともに、収容する要員に必要な放射線管理を行うための資機材、飲料水、食料等を整備し、維持、管理する。

(1) 放射線管理

a. 放射線管理用機材（線量計及びマスク等）の維持管理等

緊急時対策所には、7日間外部からの支援が無くとも要員が使用する十分な数量の装備（汚染防護服、個人線量計、全面マスク）及びチェンジングエリア用資機材を配備するとともに、通常時から維持、管理し、重大事故等時には、防護具等の使用及び管理を適切に運用し、十分な放射線管理を行う。

放管班長は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員や現場作業を行う要員等に防護具等を適切に使用させるとともに、被ばく線量管理を行うため、個人線量計を常時装着させ線量評価を行う。

また、作業に必要な放射線管理用資機材を用いて作業現場の放射線量率測定等を行う。

b. チェンジングエリアの設置及び運用手順

緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うためのチェンジングエリアを設置する手順を整備する。

チェンジングエリアには、靴等を着脱する靴着脱エリア、防護具及びヘルメットを脱衣する脱衣エリア、放管班の放射性物質による汚染を確認するためのスクリーニングエリア、汚染が確認された際に除染を行う除染エリアを設け、放管班員等が汚染検査（必要に応じ物品等を含む）及び汚染している現場作業を行う要員等の除染を行うとともに、チェンジングエリアの汚染管理を行う。

除染エリアは、スクリーニングエリアに隣接して設置し、除染は、ウェットティッシュでの拭取りを基本とするが、拭取りにて除染できない場合は、簡易シャワーにて水洗による除染を行う。

簡易シャワーで発生した汚染水は、必要に応じてウエスへ染み込ませる等により固体廃棄物として廃棄する。

また、チェンジングエリア設置場所付近の全照明が消灯した場合は、バッテリー式の可搬型照明を設置する。

(a) 手順着手の判断基準

放管班長が、「原子力災害特別措置法」第10条特定事象が発生した後、事象進展の状況（格納容器高レンジエリアモニタ等により炉心損傷^{※15}を判断した場合等）、参集済みの要員数を考慮して、チェンジングエリアの設営を行うと判断した場合。

※15 炉心出口温度350℃以上かつ、格納容器高レンジエリアモニタ 1×10^5 mSv/h以上を確認した場合。

(b) 操作手順

チェンジングエリアを設置するための手順の概要は以下のとおり。チェンジングエリア設置のタイムチャートを第1.18.13図に示す。

- ① 放管班長は、手順着手の判断基準に基づき放管班員に緊急時対策所の出入口付近にチェンジングエリアを設置するよう指示する。
- ② 放管班員は、チェンジングエリア用資機材（可搬型照明）を移動・設置する。
- ③ 放管班員は、床・壁の養生状態を確認し、必要に応じて養生等を補修する。
- ④ 放管班員は、GM汚染サーベイメータを設置する。

(c) 操作の成立性

上記の対応は、放管班員2名が1組となって、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所において実施する。一連の作業完了まで40分以内で対応可能である。

チェンジングエリアには、防護具の着替えエリア、災害対策要員の放射性物質による汚染を確認するためのスクリーニングエリア及び現場作業を行う要員等の放射性物質による汚染が確認された場合の除染エリアを設け、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所にそれぞれで放管班員2名が身体サーベイ（必要により物品等を含む）及び汚染している現場作業を行う要員等の除染を行うとともに、チェンジングエリアの汚染管理を行う。

現場作業を行う要員等が緊急時対策所の外で身体サーベイを待つ場合、周辺からの放射線影響を低減するため、遮蔽効果のある空調上屋の待機エリア内で待機する。

チェンジングエリア内の身体サーベイで現場作業を行う要員等の放射性物質による汚染が確認された場合には、スクリーニングエリアに隣接した除染エリアにてウェットティッシュによる拭き取り除染を行うことを基本とするが、拭き取りにて除染ができない場合は、簡易シャワーにて汚染部位の水洗による除染を行う。

なお、簡易シャワーを用いた除染による廃水はウエスに染み込ませることで固体廃棄物として廃棄する。

c. 可搬型空気浄化装置の切替手順

可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットは、7日間は交換なしで連続使用できる設計であるが、故障する等、可搬型空気浄化装置の切替が必要となった場合に、待機側を起動し、切替を実施する手順を整備する。

可搬型空気浄化装置は、空調上屋に緊急時対策所指揮所用に2台、緊急時対策所待機所用に2台の合計4台設置しており、故障等を考慮しても切替等を行うことにより数か月間使用可能とする。

なお、可搬型空気浄化装置の可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットは使用することにより非常に高線量になるため、適切な遮蔽が設置されている空調上屋内に設置する。

(a) 手順着手の判断基準

フィルタユニットの性能の低下等により運転中の可搬型空気浄化装置の切替が必要となった場合。

(b) 操作手順

可搬型空気浄化装置を待機側に切替える手順は以下のとおり。タイムチャートを第1.18.14図に示す。

- ① 発電所対策本部長は手順着手の判断基準に基づき、可搬型空気浄化装置の切替を事務局長に指示する。
- ② 事務局員は、分電盤にて待機側の可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンの電源を入とし、起動する。
- ③ 事務局員は、待機側の緊急時対策所給気第2手動ダンパを操作し、流量（17～25m³/min）緊急時対策所内の圧力が上昇することを確認する。
- ④ 事務局員は、使用側の緊急時対策所給気第2手動ダンパを閉とする。
- ⑤ 事務局員は、分電盤にて使用側の可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンの電源を切とし、停止する。
- ⑥ 事務局員は、緊急時対策所排気手動ダンパを操作し、室内の圧力を微正圧（100Pa[gage]以上）に調整する。

(c) 操作の成立性

上記の対応は、事務局員4名が、緊急時対策所指揮所又は緊急時対策所待機所において実施する。緊急時対策所内のみにおける作業であり、操作完了までは、5分以内で可能である。

フィルタユニットは、指揮所用空調上屋及び待機所用空調上屋にそれぞれ2系統分の4基を保管していることから、切替等を行うことにより、数ヶ月間使用可能である。また、フィルタの製作（約3ヶ月）等を実施することにより、中長期的な対応を可能とする。

なお、使用側のフィルタユニットは、線量に応じ交換又は保管を行う。特にフィルタ線量が高い場合は、待機側のフィルタユニットに切替えた後、放射性物質が減衰するまで一定期間保管する。

(2) 飲料水，食料等の維持管理

緊急時対策所には、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が重大事故等の発生後、少なくとも外部からの支援なしに7日間活動するために必要な飲料水及び食料等を備蓄するとともに、通常時から維持・管理する。

業務支援班長は、重大事故等が発生した場合には、飲料水及び食料等の支給を適切に運用する。

放管班長は、緊急時対策所内での飲食等の管理として、適切な頻度で緊急時対策所内の空气中放射性物質濃度の測定を行い、飲食しても問題ない環境であることを確認する。

ただし、緊急時対策所内の空气中放射性物質濃度が目安値(1×10^{-3} Bq/cm³未満)よりも高くなった場合であっても、発電所対策本部長の判断により、必要に応じて飲食を行う。

また、重大事故等が発生した場合、緊急時対策所内の室温・湿度が維持できるよう常設の換気空調設備の管理を適切に行う。

1.18.2.4 代替電源設備からの給電手順

緊急時対策所用電源である1号炉若しくは2号炉常用母線又は3号炉非常用母線からの給電喪失時には代替電源として緊急時対策所用発電機から緊急時対策所へ給電する。通信連絡設備、データ収集計算機、ERSS伝送サーバ及びデータ表示端末は、全交流動力電源喪失時において、代替非常用発電機から給電する。給電の手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」のうち、1.14.2.1(1)「代替非常用発電機による代替電源（交流）による給電」にて整備する。

(1) 緊急時対策所用発電機による給電

緊急時対策所用電源である1号炉若しくは2号炉常用母線又は3号炉非常用母線からの給電喪失時又はその発生に備え、代替電源設備である緊急時対策所用発電機を準備する。1号炉若しくは2号炉常用母線又は3号炉非常用母線からの給電喪失時は、緊急時対策所用発電機を起動し、緊急時対策所へ給電する。

a. 緊急時対策所用発電機準備手順

緊急時対策所立上げ時のケーブル接続を行う手順を整備する。

(a) 手順着手の判断基準

緊急時対策所の立上げ時。

(b) 操作手順

緊急時対策所と緊急時対策所用発電機間のケーブル接続の手順は以下のとおり。概略系統図を第1.18.15図に、手順のタイムチャートを第1.18.16図に示す。

①発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき事務局長に緊急時対策所用発電機接続作業開始を指示する。

②事務局員は、コネクタ接続及び端子台接続によりケーブルで接続する。

(c) 操作の成立性

上記の対応は、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所のそれぞれにおいて事務局員2名1組（計4名）で実施する。一連の操作完了まで15分以内で可能である。

暗所においても円滑に作業ができるように、移動経路を確保し、可搬型照明を整備する。緊急時対策所用発電機にケーブルを接続する工具については速やかに作業ができるよう現場に配備する。また、冬期の屋外作業を想定し防寒服等を配備しており、冬季間においてはこれを着用した上で屋外作業を行う。

b. 緊急時対策所用発電機起動手順

緊急時対策所立ち上げ時の起動手順を整備する。

(a) 手順着手の判断基準

緊急時対策所の立ち上げ時。

(b) 操作手順

緊急時対策所用発電機から給電する手順は以下のとおり。緊急時対策所給電系統概略図を第1.18.15図に、タイムチャートを第1.18.17図に示す。

- ①発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき事務局長に緊急時対策所電力供給作業開始を指示する。なお、1号炉又は2号炉常用母線及び3号炉非常用母線から受電が継続されている場合は、緊急時対策所発電機による給電を要しない。
- ②事務局員は、緊急時対策所用発電機を起動する。
- ③事務局員は、緊急時対策所用発電機の出力遮断器を入とする。①で1号炉又は2号炉常用電源及び3号炉非常用電源からの受電を継続する場合は、緊急時対策所用発電機を起動し、出力遮断機を入とした状態で待機させる。
- ④事務局員は、緊急時対策所用発電機からの給電を行う場合は、緊急時対策所内の200V分電盤にて、給電先を緊急時対策所用発電機側に操作スイッチにより切替を行い、給電を開始する。
- ⑤緊急時対策所指揮所の事務局員は、通信連絡設備及びデータ表示端末を緊急時対策所用発電機からの給電とする場合は、接続元を切替える操作を実施する。

(c) 操作の成立性

上記の対応は、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所のそれぞれにおいて事務局員2名1組（計4名）で実施する。一連の操作完了まで15分以内で可能ある。

暗所においても円滑に作業ができるよう、移動経路を確保し、可搬型照明を整備する。また、冬期の屋外作業を想定し防寒服等を配備しており、冬季間においてはこれを着用した上で屋外作業を行う。

c. 緊急時対策所用発電機の切替手順

(a) 緊急時対策所用発電機の切替手順

使用中の緊急時対策所用発電機に故障等が発生した場合の切替手順を整備する。

i. 手順着手の判断基準

使用中の緊急時対策所用発電機に故障等が発生した場合等、運転中の緊急時対策所用発電機の停止が必要となった場合。

ii. 操作手順

緊急時対策所用発電機を待機側に切替える手順は以下のとおり。

- ①発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき事務局長に緊急時対策所用発電機の切替を指示する。
- ②事務局員は、待機側の緊急時対策所用発電機を起動する。
- ③事務局員は、待機側発電機の出力遮断器を入とする。
- ④事務局員は、緊急時対策所内の200V分電盤にて、給電先を使用側発電機から待機側発電機に操作スイッチにより給電切替を行い、給電を開始する。
- ⑤事務局員は、使用側発電機の出力遮断器を切とする。
- ⑥事務局員は、使用中の緊急時対策所用発電機を停止する。

iii. 操作の成立性

上記の対応は、事務局員1名で行い、一連の操作完了まで10分以内で可能である。

暗所においても円滑に作業ができるよう、移動経路を確保し、可搬型照明を整備する。また、冬期の屋外作業を想定し防寒服等を配備しており、冬季間においてはこれを着用した上で屋外作業を行う。

緊急時対策所用発電機は予備の4台を発電所内に配備していることから、万一、異常等が発生した場合でも、交換等を行うことにより、中長期的な対応が可能である。

d. 緊急時対策所用発電機の待機運転手順

ブルーム放出に備え、待機側の緊急時対策所用発電機の無負荷運転を行う手順を整備する。

(a) 手順着手の判断基準

ブルームの放出のおそれがある場合。

(b) 操作手順

- ①発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき事務局長に待機側の緊急時対策所用発電機の無負荷運転を指示する。
- ②事務局員は、待機側の緊急時対策所用発電機を起動し、無負荷運転とする。

(c) 操作の成立性

上記の対応は、事務局員1名で行い一連の確認完了まで10分以内で可能である。

円滑に作業ができるように、移動経路を確保し、可搬型照明を整備する。また、冬期の屋外作業を想定し防寒服等を配備しており、冬季間においては、これを着用した上で屋外作業を行う。

e. 緊急時対策所用発電機の接続先切替手順

緊急時対策所用発電機の接続先切替手順を整備する。

(a) 手順着手の判断基準

緊急時対策所用発電機の故障等により、緊急時対策所指揮所側発電機の緊急時対策所待機所側への接続、又は緊急時対策所待機所側発電機の緊急時対策所指揮所側への接続が必要となった場合。

(b) 操作手順

緊急時対策所用発電機を待機側に切替える手順は以下のとおり。また、作業概要図を第1.18.18図に示す。

- ① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき、事務局長に緊急時対策所用発電機の接続先切替を指示する。
- ② 事務局員は、緊急時対策所指揮所側発電機とケーブルの接続を取り外す。
- ③ 事務局員は、緊急時対策所待機所側発電機とケーブルの接続を取り外す。
- ④ 事務局員は、緊急時対策所指揮所側(又は緊急時対策所待機所側)のケーブルに仮設ケーブルを接続する。
- ⑤ 事務局員は、仮設ケーブルのもう一端を緊急時対策所待機所側(又は緊急時対策所指揮所側)発電機と接続する。
- ⑥ 事務局員は、仮設ケーブルを接続した発電機を起動し、給電を開始する。

(c) 操作の成立性

上記の対応は、事務局員2名で行い、一連の操作完了まで30分以内で可能である。

円滑に作業ができるように、移動経路を確保し、可搬型照明を整備する。緊急時対策所用発電機及び仮設ケーブルにケーブルを接続する工具については速やかに作業ができるよう現場に配備する。また、冬期の屋外作業を想定し防寒服等を配備しており、冬季間においてはこれを着用した上で屋外作業を行う。

第1.18.1表 重大事故等対処設備及び資機材と整備する手順(1/2)

分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対応設備	設備分類 ³⁾	整備する手順書	手順の分類	
—	—	居住性の確保	緊急時対策所遮へい	重大事故等対処設備	a	—	重大事故等発生時及び大規模損壊発生時における対応手順
			可搬型新設緊急時対策所 空気浄化ファン			緊急時対策所 運用手順	
可搬型新設緊急時対策所 空気浄化フィルタユニット							
可搬型空気浄化装置配管・ダンパ							
空気供給装置 (空気ポンペ)							
空気供給装置配管・弁							
圧力計							
緊急時対策所 可搬型エリアモニタ			重大事故等の 放射線管理手順 緊急時対策所 運用手順				
可搬型モニタリングポスト ¹⁾			可搬型モニタリングポスト等による放射線量測定 の手順				
可搬型気象観測設備 ¹⁾			可搬型気象観測設備による気象観測項目の 手順 緊急時対策所 運用手順				
—	—	必要な指示及び通信連絡	酸素濃度・ 二酸化炭素濃度計	重大事故等対処設備	a	緊急時対策所 運用手順	重大事故等発生時及び大規模損壊発生時における対応手順
			データ収集計算機			通信連絡に 関する手順	
			ERSS 伝送サーバ				
			データ表示端末				
			衛星電話設備 (固定型)				
			衛星電話設備 (携帯型)				
			無線連絡設備 (携帯型)				
			インターフォン				
			テレビ会議システム (指揮所・待機所間)				
			統合原子力防災ネットワーク を用いた通信連絡設備				

第1. 18. 1表 重大事故等対処設備及び資機材と整備する手順(2/2)

分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対応設備		設備分類 ^{※3}	整備する手順書	手順の分類
—	—	必要な指示及び通信連絡	加入電話設備	自主対策設備	/	通信連絡に関する手順	重大事故等発生時及び大規模損壊発生時における対応手順
			専用電話設備				
電力保安通信用電話設備							
社内テレビ会議システム							
移動無線設備							
運転指令設備							
—	—	必要な情報の把握	対策の検討に必要な資料 ^{※4}	資機材	/	緊急時対策所運用手順	
			必要な要員の収容			防護具及びチェンジングエリア用資機材 ^{※4}	
		飲料水, 食料等 ^{※4}				緊急時対策所運用手順	
サポート系機能喪失時	緊急時対策所全交流動力電源	代替電源設備からの給電	緊急時対策所用発電機	重大事故等対処設備	a	緊急時対策所運用手順	
			ディーゼル発電機燃料油貯油槽 ^{※5}			緊急時対策所運用手順	
			可搬型タンクローリー ^{※5}			燃料の配油に関する手順	
			ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ ^{※5, 6}			余熱除去設備の異常時における対応手順	
			代替非常用発電機 ^{※2}			全交流動力電源喪失時における対応手順	
						故障及び設計基準事象に対処する運転手順書	
						炉心の著しい損傷及び格納容器破損を防止する運転手順書	
						炉心の著しい損傷が発生した場合に対処する運転手順書	

※1 可搬型モニタリングポスト及び可搬型気象観測設備は「1. 17 監視測定等に関する手順等」にて整備する。

※2 代替非常用発電機から給電する手順は「1. 14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

※3 重大事故対策において用いる設備の分類

a : 当該条文中に適合する重大事故等対処設備 b : 37条に適合する重大事故等対処設備

c : 自主的対策として整備する重大事故等対処設備

※4 資機材であるため、重大事故等対処設備としない。

※5 緊急時対策所用発電機の燃料補給に使用する。

※6 ディーゼル発電機燃料油移送ポンプは、可搬型タンクローリーによるディーゼル発電機燃料油貯油槽からの燃料汲み上げができない場合に使用する。

第1.18.2表 重大事故等対処に係る監視計器

1.18 緊急時対策所の重大事故等時の手順等

監視計器一覧(1/3)

対応手段	重大事故等の対応に必要なとなる監視項目	監視計器	
1.18.2.1 居住性を確保するための手順等			
(1) 緊急時対策所立ち上げ時の手順 c. 緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順	判断基準	酸素濃度・ 二酸化炭素濃度計 酸素濃度19%未満若しくは二酸化炭素濃度1.0%を超える場合	
	操作	空気供給装置使用時	空気供給装置空気供給流量, 緊急時対策所内圧力
		可搬型空気浄化装置使用時	可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン給気流量, 緊急時対策所内圧力
緊急時対策所内の環境監視	酸素濃度・ 二酸化炭素濃度計		
(3) 重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順等 b. 空気供給装置への切替準備手順	判断基準	緊急時対策所外の放射線量率	モニタリングポスト, モニタリングステーション, 可搬型モニタリングポスト
		原子炉格納容器破損	原子炉格納容器破損が生じた旨の連絡, 情報
	操作	—	—

1.18-図表3

監視計器一覧(2/3)

対応手段	重大事故等の対応に必要なとなる監視項目	監視計器	
1. 18. 2. 1 居住性を確保するための手順等			
(3) 重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順等 c. 空気供給装置への切替手順	判断基準	緊急時対策所外の放射線量率	モニタリングポスト, モニタリングステーション, 可搬型モニタリングポスト
		緊急時対策所内の放射線量率	緊急時対策所可搬型エリアモニタ
	操作	空気供給装置使用時	空気供給装置空気供給流量 緊急時対策所内圧力
		緊急時対策所内の環境監視	酸素濃度・ 二酸化炭素濃度計
(3) 重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順等 d. 可搬型空気浄化装置への切替手順	判断基準	緊急時対策所外の放射線量率	可搬型モニタリングポスト
	操作	可搬型空気浄化装置使用時	可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン給気流量 緊急時対策所内圧力
		緊急時対策所内の環境監視	酸素濃度・ 二酸化炭素濃度計
1. 18. 2. 3 必要な数の要員の収容に係る手順等			
(1) 放射線管理について c. 可搬型空気浄化装置の切替手順	判断基準	フィルタユニットの性能の低下	可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットH/F 出入口差圧
		(フィルタ差圧の上昇等)	可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン給気流量 緊急時対策所内圧力
		可搬型空気浄化装置使用時	可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン給気流量 緊急時対策所内圧力

監視計器一覧(3/3)

1.18.2.4 代替電源設備からの給電手順			
(1) 緊急時対策所用発電機による給電 b. 緊急時対策所用発電機起動手順	判断基準	電源	緊急時対策所指揮所 200V分電盤表示灯
			緊急時対策所待機所 200V分電盤表示灯
			通信連絡設備用無停電電源装置 バッテリー運転警報及び表示灯
			1号炉 4-E母線 ^{*1} 電圧 3号炉 4-B1母線 ^{*2} 電圧
	操作	電源	緊急時対策所用発電機 電圧, 電流, 周波数 (緊急時対策所用発電機制御盤)

※1 : 1号炉常用母線のうち, 緊急時対策所へ給電している母線である。2号炉常用母線から1号炉常用母線を介して給電することも可能である。

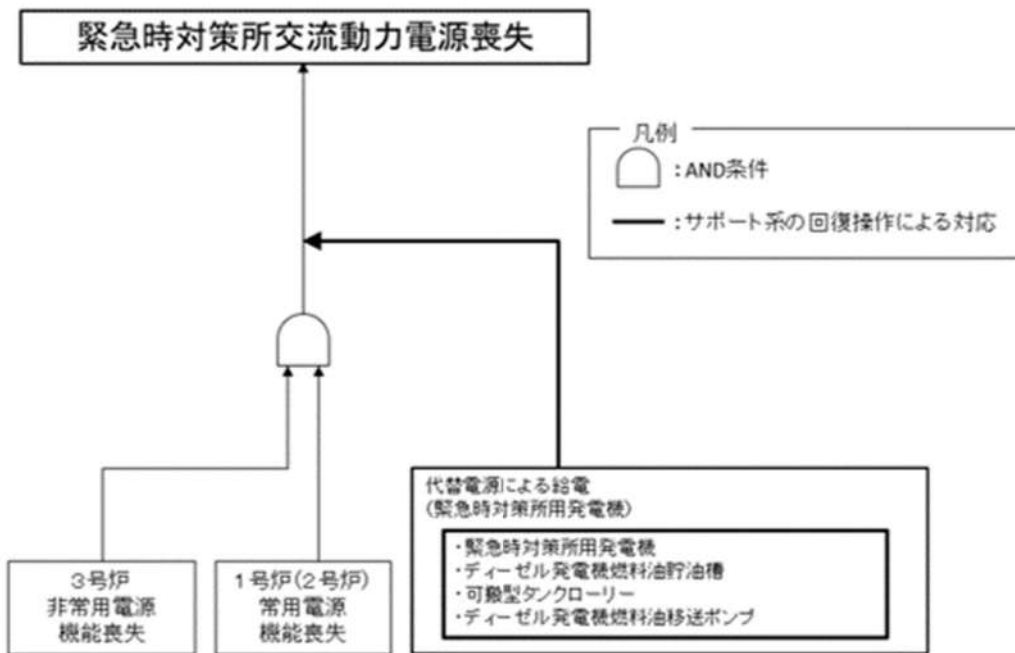
※2 : 3号炉非常用母線のうち, 緊急時対策所へ給電している母線である。

第1.18.3表 審査基準における要求事項ごとの給電対象設備

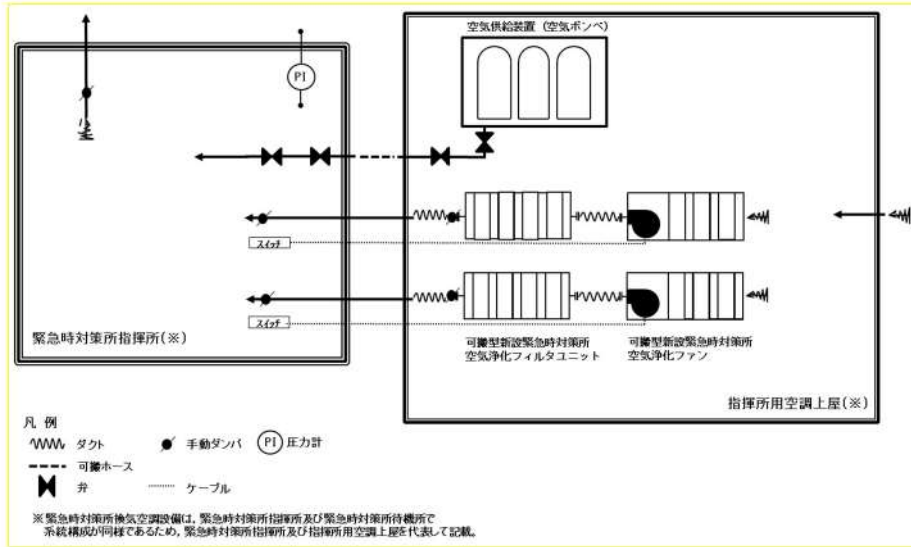
対象条文	供給対象設備	受電盤
<p>【1.18】 緊急時対策所の居住性等に 関する手順等</p>	<p>可搬型新設緊急時対策所 空気浄化ファン</p>	<p>緊急時対策所 指揮所200V分電盤</p>
		<p>緊急時対策所 待機所200V分電盤</p>
	<p>データ表示端末</p>	<p>緊急時対策所 指揮所100V分電盤</p>
	<p>データ収集計算機 ERSS伝送サーバ</p>	<p>緊急時対策所通信設備分電盤</p>
	<p>A-ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ</p>	<p>SPDS/TSCP用 切換器分電盤</p>
	<p>A-ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ</p>	<p>A-ディーゼル発電機 コントロールセンタ</p>
	<p>B-ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ</p>	<p>B-ディーゼル発電機 コントロールセンタ</p>

第 1. 18. 4 表 重大事故等対処に係る通信連絡設備一覧

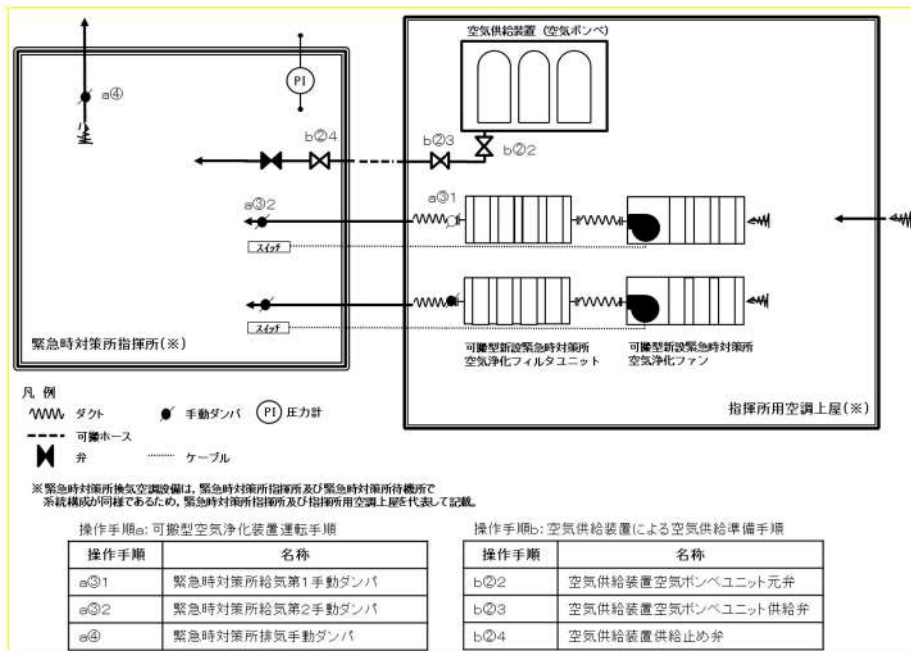
対応設備		
衛星電話設備	衛星電話設備（固定型）	重大事故等 対処設備
	衛星電話設備（携帯型）	
無線連絡設備	無線連絡設備（携帯型）	
インターフォン	インターフォン	
テレビ会議システム	テレビ会議システム （指揮所・待機所間）	
統合原子力防災ネットワークを用いた 通信連絡設備	テレビ会議システム	
	IP 電話（地上系）	
	IP 電話（衛星系）	
	IP-FAX（地上系）	
	IP-FAX（衛星系）	
移動無線設備	移動無線設備（固定型）	自主対策設備
運転指令設備	ハンドセット	
電力保安用通信用電話設備	保安電話（固定）	
	保安電話（携帯）	
	衛星保安電話	
加入電話設備	加入電話機	
	加入 FAX	
専用電話設備	専用電話設備（固定型）	
	専用電話設備（FAX）	
テレビ会議システム	社内テレビ会議システム	



第 1. 18. 1 図 緊急時対策所交流動力電源喪失の機能喪失要因と対処設備・対処手段



第1.18.2図 緊急時対策所 換気設備の概略系統



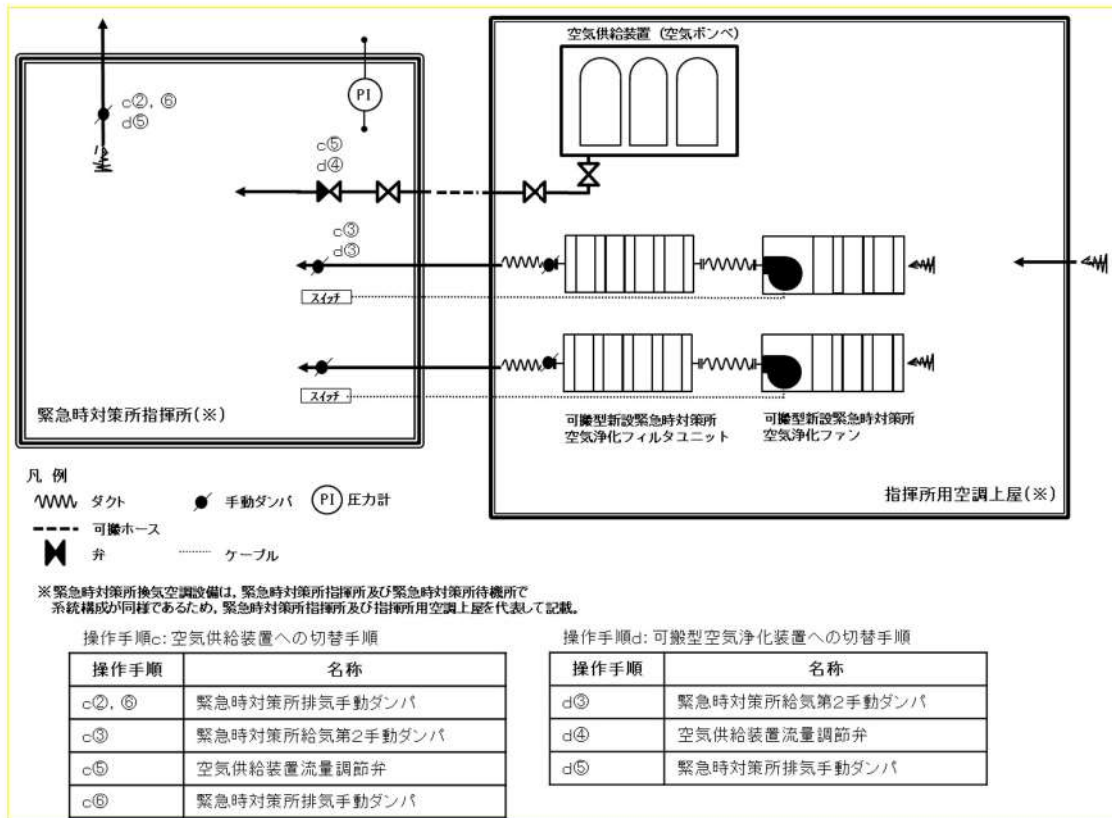
第1.18.3図 可搬型空気浄化装置運転及び空気供給装置準備の概略系統

		経過時間(分)										備考	
		0	10	20	30	40	50	60	70	80	90		
手順の項目	要員(数)	約30分 ▽ 緊急時対策所可搬型エリアモニタによる設置										操作手順	
緊急時対策所 エリアモニタ設置 (指揮所)	放管班員	2	移動										①
			緊急時対策所可搬型エリアモニタ設置 電源ケーブル接続										②
			起動										③
緊急時対策所 エリアモニタ設置 (指揮所)	放管班員	2	移動										①
			緊急時対策所可搬型エリアモニタ設置 電源ケーブル接続										②
			起動										③

第 1. 18. 6 図 緊急時対策所可搬型エリアモニタ設置 タイムチャート

		経過時間(分)										備考	
		0	5	10	15	20	25	30	35	40	45		
手順の項目	要員(数)	約5分 ▽ 空気供給装置への切替準備										操作手順	
緊急時対策所 空気供給装置への 切替え準備	放管班員	1	・モニタリングステーション, モニタリングポスト, 可搬型モニタリングポストの いずれかの指示値が0.01mGy/h以上										②
			・原子炉格納容器の破損の連絡, 情報があった場合 ・発電所対策本部長がブルームの放出に備える必要があると判断した場合 監視(エリアモニタ指示, 記録計)										
	事務局員 (指揮所)	2	指揮所空気浄化ファン電源確認										③
			指揮所給気ダンパ操作対応準備(治具, 脚立準備)										④
事務局員 (待機所)	2	指揮所排気ダンパ操作対応準備(治具, 脚立準備)										⑤	
		空気供給装置出口弁操作対応準備										⑥	
事務局員 (待機所)	2	待機所空気浄化ファン電源確認										⑦	
		待機所給気ダンパ操作対応準備(治具, 脚立準備)										⑧	
事務局員 (待機所)	2	待機所排気ダンパ操作対応準備(治具, 脚立準備)										⑨	
		空気供給装置出口弁操作対応準備										⑩	

第1. 18. 7図 空気供給装置への切替準備 タイムチャート



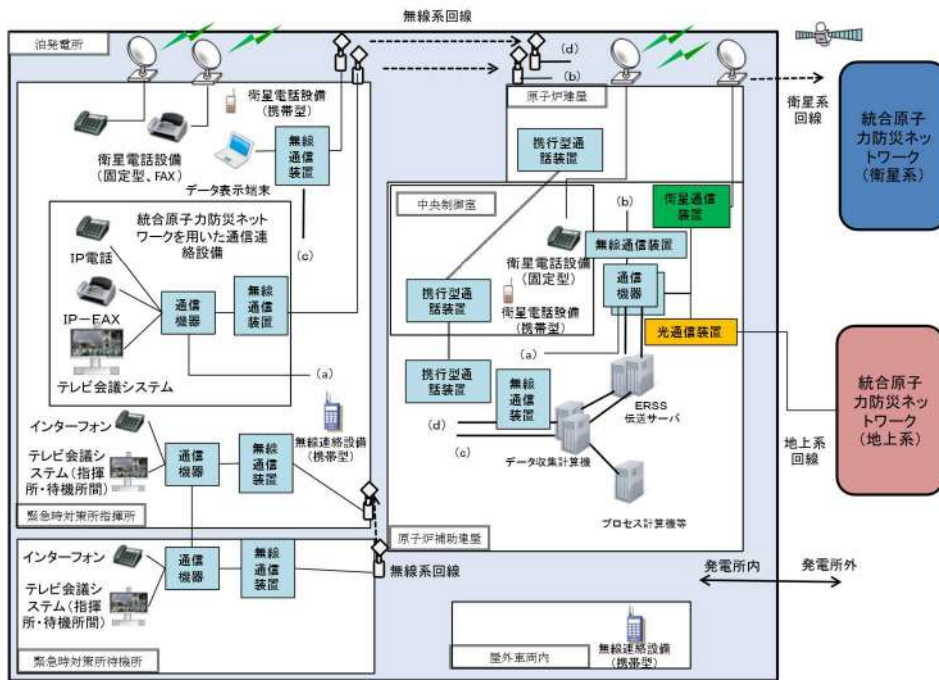
第1. 18. 9図 緊急時対策所空気供給装置への切替の概略系統

手順の項目	要員(数)	経過時間(分)										備考		
		0	0.5	1	1.5	2	2.5	3	3.5	4	4.5			
緊急時対策所空気供給装置への切替(指揮所)	事務局員 2	約2分 ▽ 空気供給装置への切替										操作手順		
緊急時対策所空気供給装置への切替(待機所)	事務局員 2	ブルーム検知												
		判断・操作指示												①
		緊急時対策所指揮所ダンパ閉止												②③
		空気供給装置による加圧操作開始、ファン停止												④⑤⑥

第1. 18. 10図 空気供給装置への切替 タイムチャート

		経過時間(分)											備考	
		0	0.5	1	1.5	2	2.5	3	3.5	4	4.5	5		
手順の項目	要員(数)	約5分 ▽ 可搬型空気浄化装置への切替											操作手順	
緊急時対策所 空気浄化装置への 切替(指揮所)	事務局員	2	ブルーム放出時の指示値に比べ急激に低下											
			判断・操作指示										①	
			指揮所空気浄化ファン起動										②	
			給気手動ダンパ調整										③	
			空気不へ供給装置出口弁閉止										④	
排気手動ダンパ調整										⑤				
緊急時対策所 空気浄化装置への 切替(待機所)	事務局員	2	ブルーム放出時の指示値に比べ急激に低下											
			判断・操作指示										①	
			待機所空気浄化ファン起動										②	
			給気手動ダンパ調整										③	
			空気不へ供給止め弁閉止										④	
排気手動ダンパ調整										⑤				

第1.18.11図 可搬型空気浄化装置への切替 タイムチャート



第1. 18. 12図 必要な情報を把握するための設備の概要

手順の項目	要員(数)	経過時間(分)									操作 手順	備考	
		10	20	30	40	50	60	70	80	90			
チェンジングエリア設置手順	放射班	2	▽ 設置完了										
			交換機材準備	エリア設置	緊急時対策所指揮所							②	
					交換機材準備	緊急時対策所待機所						③④⑤	
					エリア設置							②	
												③④⑤	

第1. 18. 13図 チェンジングエリア設置手順タイムチャート

手順の項目	要員(数)	経過時間(分)									備考		
		0	1	2	3	4	5	6	7	8		9	
緊急時対策所 空気浄化装置切替	事務局員	4	約5分 ▽ 可搬型空気浄化装置切替									操作手順	
			緊急時対策所分電盤にて待機側の空気浄化ファン起動									②	指揮所又は待機所の切替が必要な場所において実施する。
			待機側のファン給気手動ダンパ開、圧力上昇確認								③		
			使用側のファン給気手動ダンパ閉止								④		
			使用側のファン停止								⑤		
			排気手動ダンパ調整								⑥		

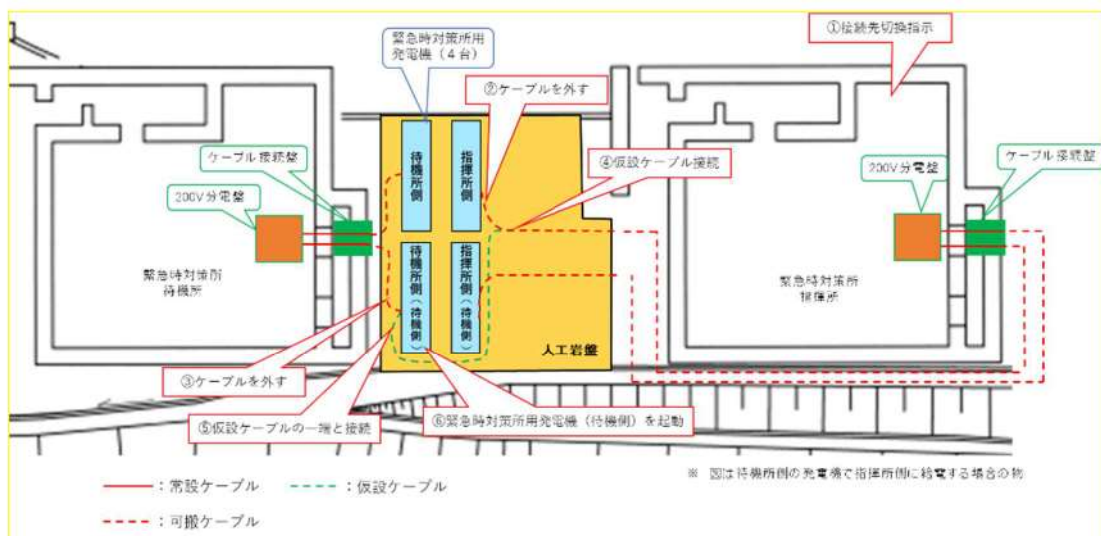
第 1. 18. 14 図 可搬型空気浄化装置切替 タイムチャート

		経過時間(分)										備考
		0	5	10	15	20	25	30	35	40	45	
手順の項目	要員(数)	約15分 ▽ 発電機準備										操作手順
緊急時対策所用 発電機準備 (指揮所)	事務局員	2	移動		ケーブル接続							②
緊急時対策所用 発電機準備 (待機所)	事務局員	2	移動		ケーブル接続							②

第1.18.16図 緊急時対策所用発電機の準備操作 タイムチャート

		経過時間(分)										備考
		0	5	10	15	20	25	30	35	40	45	
手順の項目	要員(数)	約15分 ▽ 発電機起動										操作手順
緊急時対策所用 発電機起動 (指揮所)	事務局員	2	移動		発電機の起動及び遮断器の入	移動	給電先の切替え					②③ ④ ④
緊急時対策所用 発電機起動 (待機所)	事務局員	2	移動		発電機の起動及び遮断器の入	移動	給電先の切替え					②③ ④ ④

第1.18.17図 緊急時対策所用発電機の起動操作 タイムチャート



第1.18.18図 緊急時対策所用発電機の接続先切替概要図

審査基準，基準規則と対処設備との対応表 (1/4)

技術的能力審査基準 (1. 18)	番号	設置許可基準規則 (61条)	技術基準規則 (76条)	番号
<p>【本文】 発電用原子炉設置者において、緊急時対策所に関し、重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員が緊急時対策所にとどまり、重大事故等に対処するために必要な指示を行うとともに、発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡し、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容する等の現地対策本部としての機能を維持するために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。</p>	①	<p>【本文】 第三十四条の規定により設置される緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該重大事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>一 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>二 重大事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備を設けたものであること。</p> <p>三 発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けたものであること。</p> <p>2 緊急時対策所は、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができるものでなければならない。</p>	<p>【本文】 第四十六条の規定により設置される緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該重大事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、次に定めるところによらなければならない。</p> <p>一 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講ずること。</p> <p>二 重大事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備を設けること。</p> <p>三 発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けること。</p> <p>2 緊急時対策所は、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができる措置を講じなければならない。</p>	①
<p>【解釈】 1 「現地対策本部としての機能を維持するために必要な手順等」とは、以下に規定する措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための手順等をいう。</p>	—	<p>【解釈】 1 第1項及び第2項の要件を満たす緊急時対策所とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための設備を備えたものをいう。</p>	<p>【解釈】 1 第1項及び第2項の要件を満たす緊急時対策所とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための設備を備えたものをいう。</p>	—
<p>a) 重大事故が発生した場合においても、放射線防護措置等により、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員が留まるために必要な手順等を整備すること。</p>	②	<p>a) 基準地震動による地震力に対し、免震機能等により、緊急時対策所の機能を喪失しないようにするとともに、基準津波の影響を受けないこと。</p>	<p>a) 基準地震動による地震力に対し、免震機能等により、緊急時対策所の機能を喪失しないようにするとともに、基準津波の影響を受けないこと。</p>	②
		<p>b) 緊急時対策所と原子炉制御室は共通要因により同時に機能喪失しないこと。</p>	<p>b) 緊急時対策所と原子炉制御室は共通要因により同時に機能喪失しないこと。</p>	③
<p>b) 緊急時対策所が、代替交流電源設備からの給電を可能とすること。</p>	④	<p>c) 緊急時対策所は、代替交流電源からの給電を可能とすること。また、当該代替電源設備を含めて緊急時対策所の電源設備は、多重性又は多様性を有すること。</p>	<p>c) 緊急時対策所は、代替交流電源からの給電を可能とすること。また、当該代替電源設備を含めて緊急時対策所の電源設備は、多重性又は多様性を有すること。</p>	④
		<p>d) 緊急時対策所の居住性が確保されるように、適切な遮蔽設計及び換気設計を行うこと。</p>	<p>d) 緊急時対策所の居住性が確保されるように、適切な遮蔽設計及び換気設計を行うこと。</p>	⑤
		<p>e) 緊急時対策所の居住性については、次の要件を満たすものであること。 ① 想定する放射性物質の放出量等は東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同等とすること。 ② ブルーム通過時等に特別な防護措置を講じる場合を除き、対策要員は緊急時対策所内でのマスクの着用なしとして評価すること。 ③ 交代要員体制、安定ヨウ素剤の服用、仮設備等を考慮してもよい。ただし、その場合は、実施のための体制を整備すること。 ④ 判断基準は、対策要員の実効線量が7日間で100mSvを超えないこと。</p>	<p>e) 緊急時対策所の居住性については、次の要件を満たすものであること。 ① 想定する放射性物質の放出量等は東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同等とすること。 ② ブルーム通過時等に特別な防護措置を講じる場合を除き、対策要員は緊急時対策所内でのマスクの着用なしとして評価すること。 ③ 交代要員体制、安定ヨウ素剤の服用、仮設備等を考慮してもよい。ただし、その場合は、実施のための体制を整備すること。 ④ 判断基準は、対策要員の実効線量が7日間で100mSvを超えないこと。</p>	⑥

審査基準，基準規則と対処設備との対応表 (2/4)

技術的能力審査基準 (1.18)	番号	設置許可基準規則 (61条)	技術基準規則 (76条)	番号
c) 対策要員の装備 (線量計及びマスク等) が配備され，放射線管理が十分できること。	⑦			
d) 資機材及び耐策の検討に必要な資料を整備すること。	⑧			
e) 少なくとも外部からの支援なしに1週間，活動するための飲料水及び食料等を備蓄すること。	⑨			
		f) 緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において，緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため，モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設けること。	f) 緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において，緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため，モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設けること。	⑩
2 「重大事故等に対処するために必要な数の要員」とは，「重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員」に加え，少なくとも原子炉格納容器の破損等による工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含むものとする。	—	2 第2項に規定する「重大事故等に対処するために必要な数の要員」とは，第1項第1号に規定する「重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員」に加え，少なくとも原子炉格納容器の破損等による工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含むものとする。	2 第2項に規定する「重大事故等に対処するために必要な数の要員」とは，第1項第1号に規定する「重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員」に加え，少なくとも原子炉格納容器の破損等による工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含むものとする。	—

審査基準，基準規則と対処設備との対応表 (3/4)

重大事故等対処設備を使用した手段 審査基準の要求に適合するための手段				自主対策設備					
機能	機器名称	既設 新設	解釈 対応番号	機能	機器名称	常設 可搬	必要時間内に 使用可能か	対応可能な人数 で使用可能か	備考
居住性の確保	緊急時対策所遮へい	新設	① ② ③ ⑤ ⑥	居住性の確保	モニタリングポスト	常設	—	—	自主対策設備とする理由は本文参照
	可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン	新設			モニタリングステーション	常設	—	—	
	可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット	新設			—	—	—	—	—
	空気供給装置(空気ポンプ)	新設			—	—	—	—	—
	緊急時対策所可搬型エリアモニタ	新設			—	—	—	—	—
	可搬型モニタリングポスト	新設			—	—	—	—	—
	可搬型気象観測設備	新設			—	—	—	—	—
	酸素濃度・二酸化炭素濃度計	新設			—	—	—	—	—
圧力計	新設	—	—	—	—	—	—		
代替電源からの給電	緊急時対策所用発電機	新設	① ② ③ ④	—	—	—	—	—	—
	ディーゼル発電機燃料油貯油槽	既設 新設			—	—	—	—	—
	可搬型タンクローリー	新設			—	—	—	—	—
	ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ	既設 新設			—	—	—	—	—
	代替非常用発電機	新設			—	—	—	—	—
必要な指示及び通信連絡	データ収集計算機	既設	① ② ③	必要な指示及び通信連絡	加入電話	常設	—	—	自主対策設備とする理由は本文参照
	ERS S伝送サーバ	新設			専用電話設備	常設			
	データ表示端末	新設			電力保安通信電話設備	常設/ 可搬			
	衛星電話設備	新設			社内テレビ会議システム	常設			
	衛星電話設備(携帯型)	新設			移動無線設備	常設/ 可搬			
	無線連絡設備(携帯型)	既設			—	—	—	—	—
	インターフォン	新設			—	—	—	—	—
	テレビ会議システム(指揮所・待機所間)	新設			—	—	—	—	—
	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備	新設			—	—	—	—	—

審査基準，基準規則と対処設備との対応表 (4/4)

基準解釈対応手順			
機能	機器名称	基準解釈対応	備考
必要な情報の把握	対策の検討に必要な資料	① ⑧	
必要な要員の収容	防護具及びチェンジングエリア用資機材	① ⑦ ⑨ ⑩	
	飲料水、食料等		

居住性を確保するための手順等の説明について

添付2-1 可搬型空気浄化装置運転操作について

1. 操作概要

可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットを通気することにより放射性物質の侵入を低減し、必要な換気を確保するため、可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンを起動する。

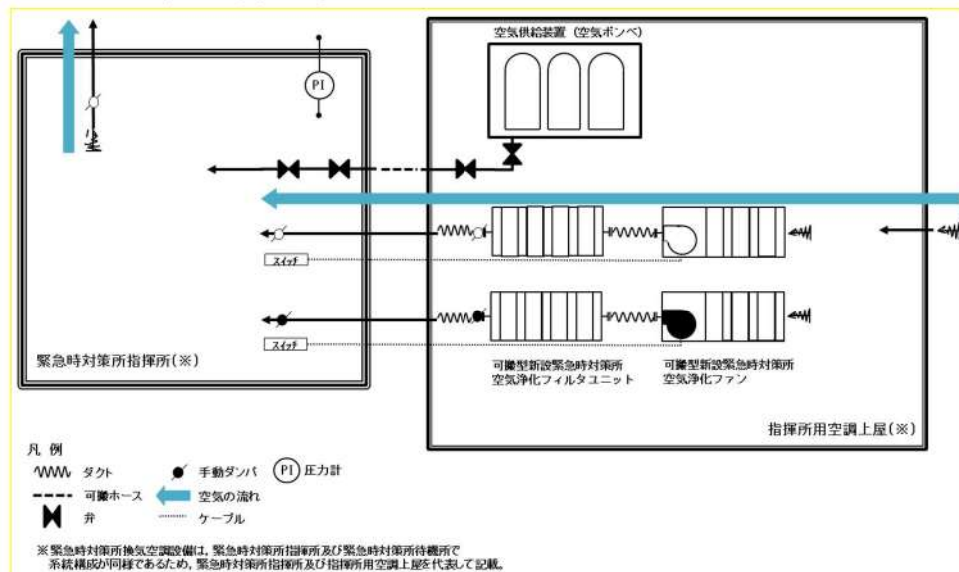
また、放射性プルーム通過時においては、可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンから空気供給装置に切替えることにより緊急時対策所への外気の流入を遮断する。

2. 必要要員数及び作業時間

必要要員数： 4名（指揮所側：2名，待機所側：2名）
 作業時間（想定）： 60分

3. 作業の成立性について

- アクセス性： 夜間においても作業が可能のように可搬型照明（LEDヘッドランプ，LED懐中電灯）を携行していることからアクセス可能である。
- 作業環境： 可搬型空気浄化装置の設置場所は作業を行う上で支障となる設備は無い。また、可搬型照明（LEDヘッドランプ，LED懐中電灯）を携行していることから、夜間や事故環境下において作業できる。
- 操作性： 汚染が予想される場合は、個人線量計を携帯し、放射線防護具等を着用する。緊急時対策所との接続に使用するダクトは、一般的に使用される工具を用いて接続することができる。可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンは、緊急時対策所内の操作スイッチにより操作することができる。
- 連絡手段： 操作は緊急時対策所内及び空調上屋内で行うため、緊急時対策所～現場間の連絡は必要ない。



第1.18.19図 可搬型空気浄化装置運転概要図

添付2-2 空気供給装置による空気供給準備

1. 操作概要

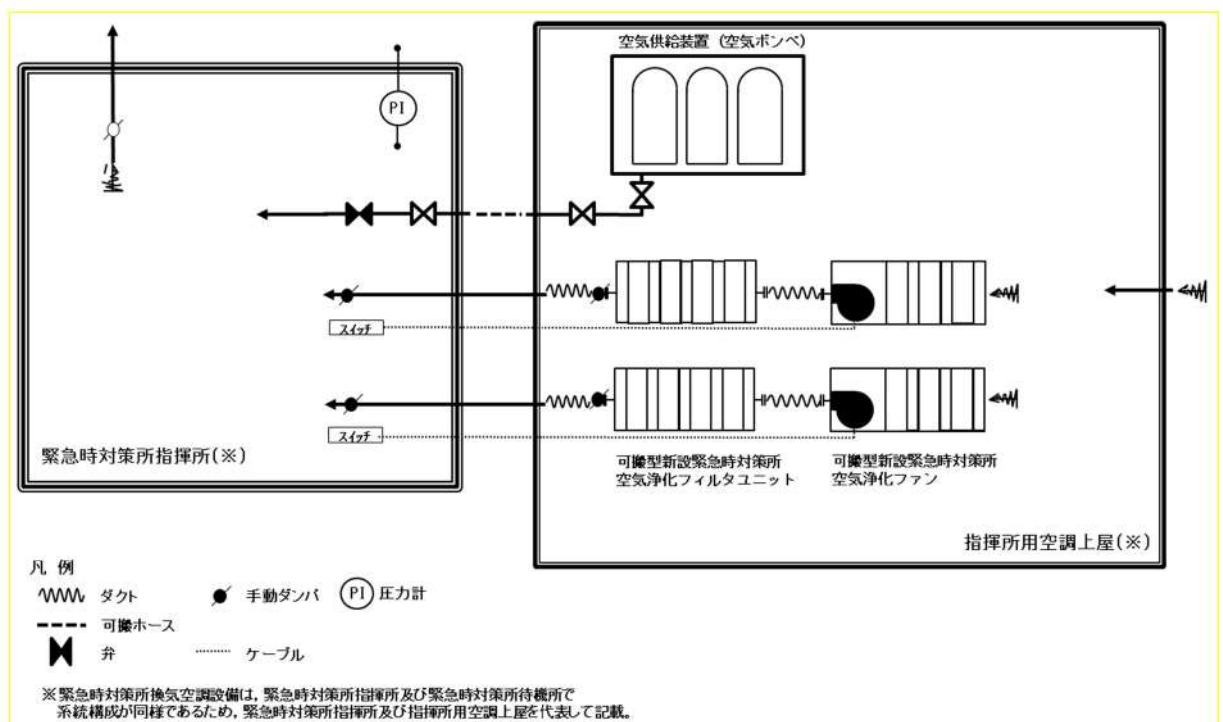
空気供給装置の系統構成を行い、漏えい等がないことを確認し、切替の準備を行う。

2. 必要要員数及び作業時間

必要要員数： 4名（指揮所側：2名，待機所側：2名）
 作業時間（想定）： 70分

3. 作業の成立性について

- アクセス性： 夜間においても作業が可能のように可搬型照明（LEDヘッドランプ，LED懐中電灯）を携行していることからアクセス可能である。
- 作業環境： 空気供給装置の設置場所は作業を行う上で支障となる設備は無い。また，可搬型照明（LEDヘッドランプ，LED懐中電灯）を携行していることから，夜間や事故環境下において作業できる。
- 操作性： 緊急時対策所との接続に使用する仮設ホースは，簡便な接続規格により容易に接続することができる。空気供給装置は，緊急時対策所内の手動操作バルブにより操作することができる。
- 連絡手段： 操作は緊急時対策所内及び空調上屋内で行うため，緊急時対策所～現場間の連絡は必要ない。



第1.18.20図 空気供給装置による空気供給準備概要図

添付2-3 緊急時対策所の周辺にブルーム（希ガス）が接近した場合の換気設備の操作

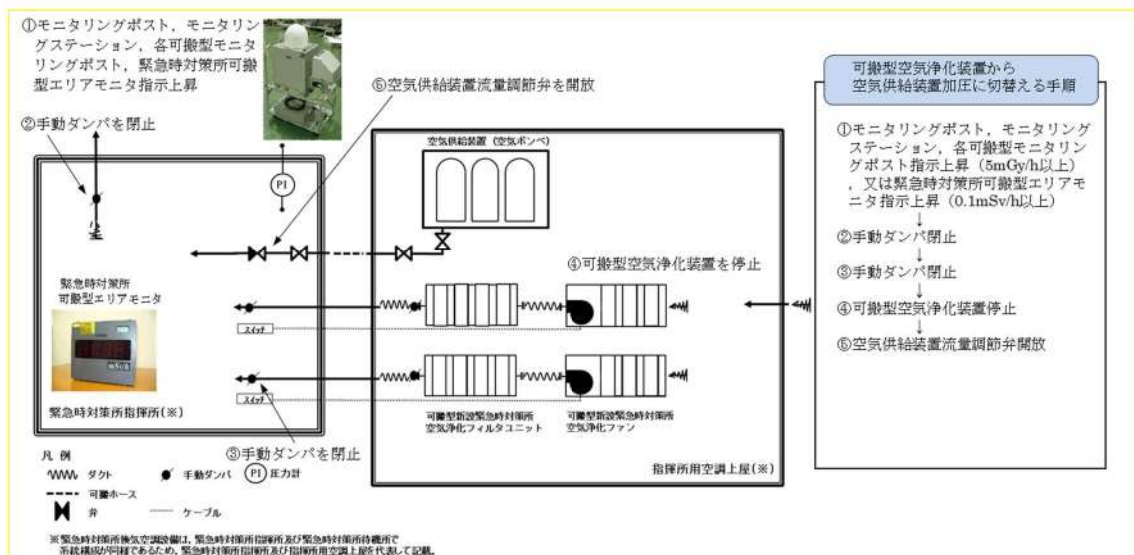
1. 操作概要

緊急時対策所の換気を空気浄化装置から隔離するとともに、空気供給装置による加圧へ切り替える。

2. 必要要員数及び作業時間

必要要員数： 4名（指揮所側：2名，待機所側：2名）
 作業時間（想定）： 2分

- ・ 空気供給装置からの加圧に切替（空気浄化ファン停止）
- ・ 緊急時対策所内の正圧（100Pa[gage]以上）を維持



第1.18.21図 緊急時対策所 換気設備 操作概要図

添付2-4 緊急時対策所の周辺における希ガス通過後の換気設備の操作

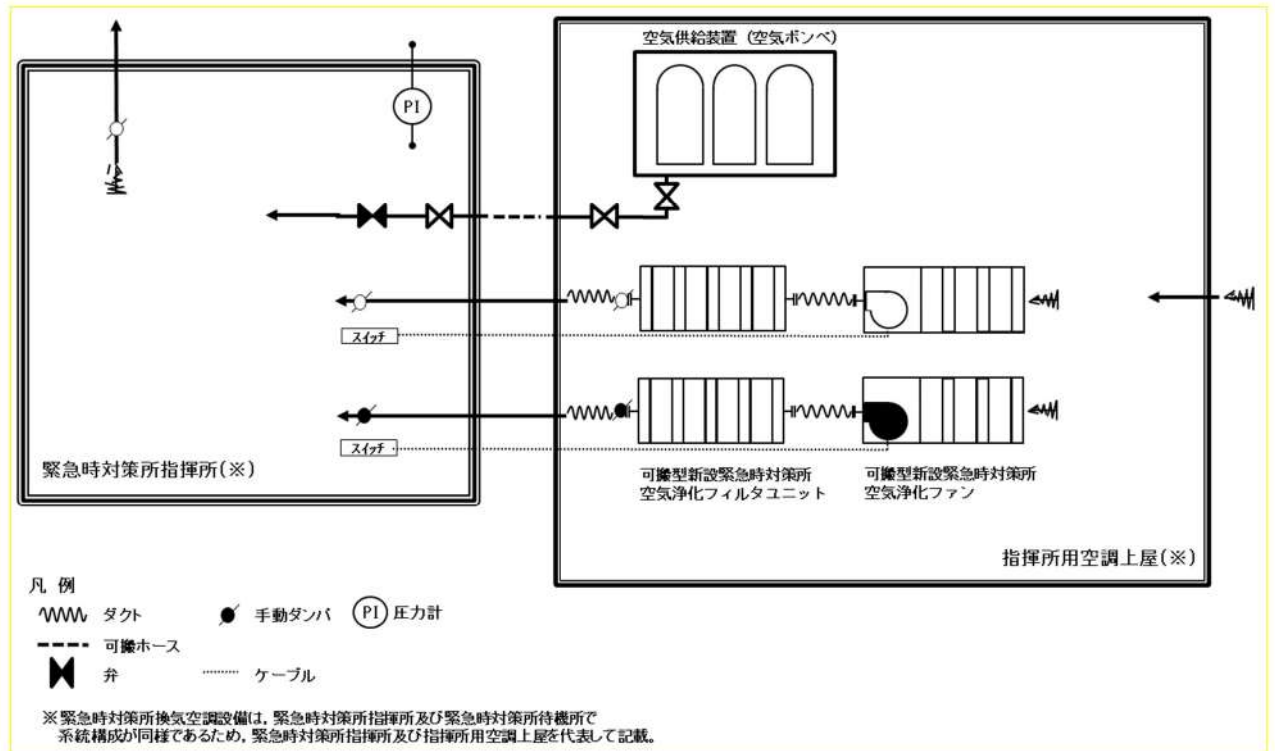
1. 操作概要

緊急時対策所の換気を空気供給装置から空気浄化装置へ切り替える。

2. 必要要員数及び作業時間

必要要員数： 4名（指揮所側：2名，待機所側：2名）
 作業時間（想定）： 5分

- ・ 希ガス通過後，空気浄化ファンを起動（空気ポンベによる加圧停止）
- ・ 緊急時対策所内の正圧（100Pa[gage]以上）を維持



第1.18.22図 緊急時対策所 換気設備 操作概要図

添付2-5 緊急時対策所の必要換気流量について

1. 可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン及び可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット

(1) 設備仕様

可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン及び可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットは、第1.18.5表に示す数量、仕様であり、可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン1台により、必要換気風量を確保している。

第1.18.5表 可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン及び
可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット

換気空調設備仕様

設備名称	数量	仕様
可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン	2台 (予備2台)	風量：1,500m ³ /h
可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット	2台 (予備2台)	微粒子フィルタ除去効率:99.99以上 チャコールフィルタ除去効率:99.75以上

(2) 設計方針

a. 収容人数

緊急時対策所の換気空調設備は、重大事故等時において、収容人数として下記の「①プルーム通過前後」及び「②プルーム通過中」の最大人数となる120名（緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所各60名）を収容可能な設計とする。

①プルーム通過前及び通過後

- ・ 収容人数：120名

緊急時対策所指揮所・待機所要員：60名（最大収容人数）

（本部要員：24名＋余裕，現場要員：40名＋余裕）

②プルーム通過中

- ・ 収容人数：87名

緊急時対策所指揮所要員：41名

（本部要員：29名，1号及び2号炉運転員：2名，3号炉運転員：2名，現場要員：4名，運転検査官：4名）

緊急時対策所待機所要員：46名

（現場要員：29名，1号及び2号炉運転員：1名，3号炉運転員：4名，モニタリング要員：4名，消火要員：8名）

b. 許容二酸化炭素濃度，許容酸素濃度

許容二酸化炭素濃度は，1.0%以下（鉱山保安法施行規則）とする。許容酸素濃度は，19%以上（鉱山保安法施行規則）とする。

c. 必要換気量の計算式

①可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン使用時の二酸化炭素濃度基準に基づく必要換気量（Q1）

- ・ 収容人数：n名
- ・ 許容二酸化炭素濃度：C=1.0%（鉱山保安法施行規則）
- ・ 大気二酸化炭素濃度：C₀=0.03%（標準大気二酸化炭素濃度）
- ・ 呼吸による二酸化炭素排出量：M=0.046m³/h/名（空気調和・衛生工学便覧の中等作業の作業程度の吐出し量）
- ・ 必要換気量：Q1=100×M×n÷(C-C₀)m³/h（空気調和・衛生工学便覧の二酸化炭素濃度基準必要換気量）

$$Q1=100 \times 0.046 \times n \div (1.0 - 0.03) = 4.75 \times n \text{ [m}^3\text{/h]}$$

②可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン使用時の酸素濃度基準に基づく必要換気量 (Q2)

- ・ 収容人数 : n 名
- ・ 吸気酸素濃度 : $a = 20.95\%$ (標準大気酸素濃度)
- ・ 許容酸素濃度 : $b = 19\%$ (鉱山保安法施行規則)
- ・ 成人の呼吸量 : $c = 1.44\text{m}^3/\text{h}$ / 名 (空気調和・衛生工学便覧の歩行作業における成人の呼吸量)
- ・ 乾燥空気換算呼吸気酸素濃度 : $d = 16.4\%$ (空気調和・衛生工学便覧)
- ・ 必要換気量 : $Q2 = c \times (a - d) \times n \div (a - b) \text{m}^3/\text{h}$ (空気調和・衛生工学便覧の酸素濃度基準必要換気量)

$$Q2 = 1.44 \times (20.95 - 16.4) \times n \div (20.95 - 19.0) = 3.36 \times n \text{ [m}^3/\text{h]}$$

③空気供給装置使用時の二酸化炭素濃度基準に基づく必要換気量 (Q3, Q3')

- ・ 収容人数 : $n = 46$ 名 (緊急時対策所待機所人数)
- ・ 許容二酸化炭素濃度 : $C = 1.0\%$ (鉱山保安法施行規則)
- ・ 大気二酸化炭素濃度 : $C_0 = 0.03\%$ (標準大気二酸化炭素濃度)
- ・ 呼吸による二酸化炭素排出量 : $M = 0.022\text{m}^3/\text{h}$ / 名 (空気調和・衛生工学便覧の極軽作業の作業程度の吐出し量)
- ・ 必要換気量 : $Q3 = 100 \times M \times n \div (C - C_0) \text{m}^3/\text{h}$ (空気調和・衛生工学便覧の二酸化炭素濃度基準必要換気量)

$$Q3 = 100 \times 0.022 \times 46 \div (1.0 - 0.03) \approx 105 \text{ [m}^3/\text{h]}$$

また、空気供給装置運転時間はブルーム放出の10時間であり、10時間加圧後も許容二酸化炭素濃度 (1.0%) を上回らない条件とすると、必要換気量は $Q3' = 89 \text{ [m}^3/\text{h]}$ となる (10時間後の二酸化炭素濃度は0.996%)

$$C_t = C_0 + (C_1 - C_0) \times e^{-\frac{Q3' \times t}{V}} + \frac{Mn}{Q3'(1 - e^{-\frac{Q3' \times t}{V}})}$$

$$C_t = \left(C_1 - C_0 - \frac{Mn}{Q3'} \right) \times e^{-\frac{Q3' \times t}{V}} + \left(C_0 + \frac{nM}{Q3'} \right)$$

- ・ t 時間後の二酸化炭素濃度 : C_t
- ・ 初期二酸化炭素濃度 : $C_1 = 0.22\%$
- ・ 緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所各室容積 : $V = 519\text{m}^3$

④空気供給装置使用時の酸素濃度基準に基づく必要換気量 (Q4)

- ・ 収容人数 : $n = 46$ 名 (緊急時対策所待機所人数)
- ・ 吸気酸素濃度 : $a = 20.95\%$ (標準大気酸素濃度)
- ・ 許容酸素濃度 : $b = 19\%$ 以上 (鉱山保安法施行規則)
- ・ 成人の呼吸量 : $c = 0.48\text{m}^3/\text{h}$ /名 (空気調和・衛生工学便覧静座における成人の呼吸量)
- ・ 必要換気量 : $Q4 = c \times (a - d) \times n \div (a - b) \text{m}^3/\text{h}$ (空気調和・衛生工学便覧の酸素濃度基準必要換気量)

$$Q4 = 0.48 \times (20.95 - 16.4) \times 46 \div (20.95 - 19.0) \approx 52 [\text{m}^3/\text{h}]$$

d. 必要換気量

①ブルーム通過前及び通過後 (可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンの必要換気量)

ブルーム通過前及び通過後における可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン運転時は、重大事故等時における緊急時対策所への最大の収容人数である120名(緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所各60名)に対して、「c. 必要換気量の計算式」でもとめた必要換気量の計算式から二酸化炭素濃度上昇が支配的となった場合において窒息防止に必要な換気量を有する設計とする。

よって必要換気量は、可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン使用時の二酸化炭素濃度基準の必要換気量の計算式を用い以下のとおりとする。

$$Q1 = 4.75 \times 60 = 285 [\text{m}^3/\text{h}] \text{以上}$$

②ブルーム通過中 (空気供給装置の必要給気量)

ブルーム通過中においては収容人数46名 (緊急時対策所待機所人数) に対して「c. 必要換気量の計算式」でもとめた必要換気量の計算式から二酸化炭素濃度上昇が支配的となった場合において10時間窒息防止に必要な換気量を有する設計とする。

よって必要換気量は、空気供給装置使用時の二酸化炭素濃度基準に基づく必要換気量の計算より以下のとおりとする。

$$Q3 \sim = 89 [\text{m}^3/\text{h}] \text{以上}$$

2. 空気供給装置（空気ポンペ）

(1) 設備仕様

必要ポンペ本数としては、以下に示す「(b) 酸素濃度及び二酸化炭素濃度維持に必要なポンペ本数」に必要な緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所に各177本以上確保する設計とする。

空気供給装置設備仕様を第1.18.6表に示す。

第1.18.6表 緊急時対策所空気供給装置（空気ポンペ）
設備仕様

設備名称	数量	仕様
緊急時対策所空気供給装置（空気ポンペ）	指揮所：177本 待機所：177本	容量：46.7L（1本あたり） 充填圧力：14.7MPa[gage]

(2) 必要ポンペ容量

a. 正圧維持に必要なポンペ本数

緊急時対策所を10時間正圧化する必要最低限のポンペ本数は、緊急時対策所の漏えい量である77.85m³/h以上と考慮すると、ポンペ供給可能空気量である5.05m³/本から下記のとおり緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所各155本となる。

- ・ポンペ初期充填圧力：14.7MPa（at 35℃）
- ・ポンペ内容積：46.7L
- ・減圧弁最低制御圧力：1.0MPa
- ・ポンペ供給可能空気量：5.05m³/本（at-19.0℃）

以上より、必要ポンペ本数は下記のとおり155本以上となる。

$$77.85\text{m}^3/\text{h} \div 5.05\text{m}^3/\text{本} \times 10\text{時間} \approx 155\text{本}$$

b. 酸素濃度及び二酸化炭素濃度維持に必要なポンペ本数

緊急時対策所における空気供給装置使用時の酸素濃度及び二酸化炭素濃度並びに空気ポンペ本数について評価を行った。緊急時対策所内への空気の流入はないものとし、プルーム通過中に収容する要員46名（緊急時対策所待機所人数）に、緊急時対策所の酸素濃度及び二酸化炭素濃度を10時間維持するのに必要なポンペ本数は、緊急時対策所の二酸化炭素濃度基準に基づく必要換気量である89m³/h以上と考慮すると、ポンペ供給可能空気量である5.05m³/本から必要ポンペ本数は下記のとおり緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所各177本以上となる。現場に設置するポンペ本数については、メンテナンス予備を考慮し緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所各340本以上確保する設計とする。

(a) 評価条件

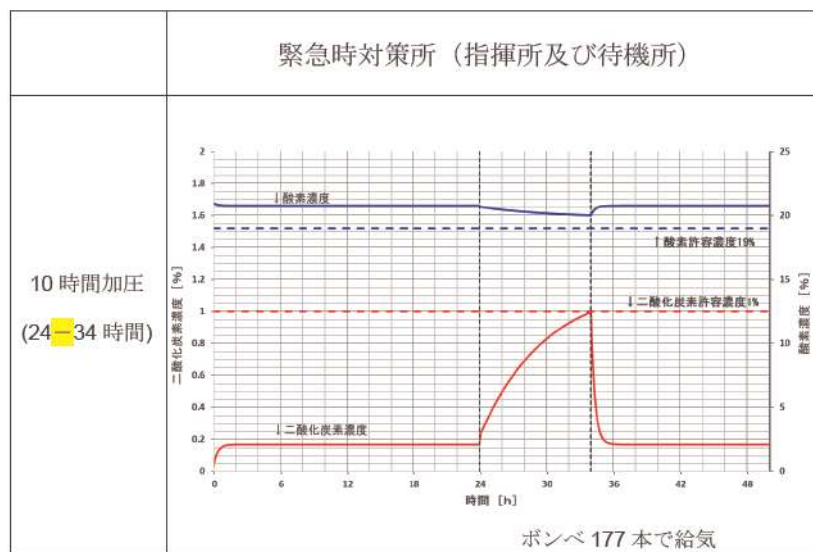
- ・在室人員：46名（緊急時対策所待機所人数）

- ・緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所各加圧バウンダリ内体積：519m³
- ・空気流入はないものとする。
- ・許容酸素濃度：19%以上（鉱山保安法施行規則）
- ・許容二酸化炭素濃度：1.0%以下（鉱山保安法施行規則）
- ・酸素消費量：0.022m³/h/人
（「空気調和・衛生工学便覧」の作業強度分類の「静座」の作業強度に対する酸素消費量）
- ・呼吸による二酸化炭素排出量：0.022m³/h/人
（「空気調和・衛生工学便覧」の労働強度別二酸化炭素吐出し量の「極軽作業」の作業程度に対する二酸化炭素吐出し量の値）
- ・加圧開始時酸素濃度：20.68%（加圧バウンダリ内酸素濃度）
- ・加圧開始時二酸化炭素濃度：0.22%（加圧バウンダリ内二酸化炭素濃度）
- ・空気ポンベ加圧時間：10時間
 $89\text{m}^3/\text{h} \div 5.05 \text{ m}^3/\text{本} \times 10 \text{ 時間} \div 177 \text{ 本}$

(b) 評価結果

10時間加圧の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の時間変化を第1. 18. 23図に示す。酸素濃度の最小値及び二酸化炭素濃度の最大値は以下のとおりであり、いずれも許容値を満足している。

	酸素濃度 (%)	二酸化炭素濃度 (%)
加圧10時間後	20.01	0.996



第1. 18. 23図 緊急時対策所の酸素濃度及び二酸化炭素濃度変化

(3) 必要差圧

- ・ 目標圧力：100Pa

被ばく評価で用いる気象条件における風速（約3.4m/s）に対する動圧に抗する緊急時対策所内圧力に十分な余裕を見込むため、想定風速を10m/sとした。

$$P（動圧）=0.5 \times \rho \times U^2 = 0.5 \times 1.2 \times 10^2 = 60\text{Pa}$$

ρ ：流体の密度 U：流体の速度

さらに余裕を見込み、目標圧力を100Paに設定

必要な情報を把握するための手順等の説明について

添付3-1 データ表示端末にて確認できるパラメータについて

3号炉の原子炉補助建屋に設置するデータ収集計算機が収集するデータは、データ表示端末にて確認できる設計とする。

3号炉原子炉補助建屋に設置するデータ収集計算機に入力されるパラメータ（SPDSパラメータ）は、緊急時対策所指揮所において、データを確認することができる。

通常データ伝送ラインである有線系回線が使用できない場合、緊急時対策所指揮所に設置するデータ表示端末は、国の緊急時対策支援システム（ERSS）へ伝送しているパラメータ（ERSS伝送パラメータ）をバックアップ伝送ライン（表示用）である無線系回線により3号炉原子炉補助建屋に設置するデータ収集計算機からデータを収集し、データ表示端末にて確認できる設計とする。

データ収集計算機へのデータ入力については、通常はプラント計算機からの入力であるが、別途バックアップ伝送ライン（収集用）を設置している。

バックアップ伝送ライン（収集用）は、原子炉安全保護盤等の耐震性を有する計測装置等からプラント計算機を介さずに直接データを収集することができる。

緊急時対策所情報収集設備等のデータ伝送の概要を第1.18.24図に示す。

各パラメータは、データ収集計算機に2週間分（1分周期）のデータが保存され、データ表示端末にて過去データ（2週間分）が確認できる設計とする。

SPDSパラメータについては、緊急時対策所指揮所において必要な指示を行うことができるよう、プラント・系統全体の安定・変化傾向を把握し、それによって事故の様相の把握とその復旧方策、代替措置の計画・立案・指揮・助言を行うために必要な情報を選定する。すなわち、以下に示す対応活動が可能となるように必要なパラメータが表示・把握できる設計とする。

①中央制御室（運転員）を支援する観点から「炉心反応度の状態」、「炉心冷却の状態」、「原子炉格納容器の状態」、「放射能隔離の状態」、「非常用炉心冷却系(ECCS)の状態」の確認に加え、「使用済燃料ピットの状態」の把握、並びに「環境の状態」の把握。

②上記①を元にした設備・系統の機能が維持できているか、性能を発揮できているか等プラント状況・挙動の把握。

上記①②が可能となるパラメータを確認することで、中央制御室での弁開閉等の操作の結果として予測されるプラント状況・挙動との比較を行うことができ、前述の計画・立案・指揮・助言を行うことができることから、弁の開閉状態等については一部を除きSPDSパラメータとして選定しない。弁の開閉状態等についての情報が必要な場合には、

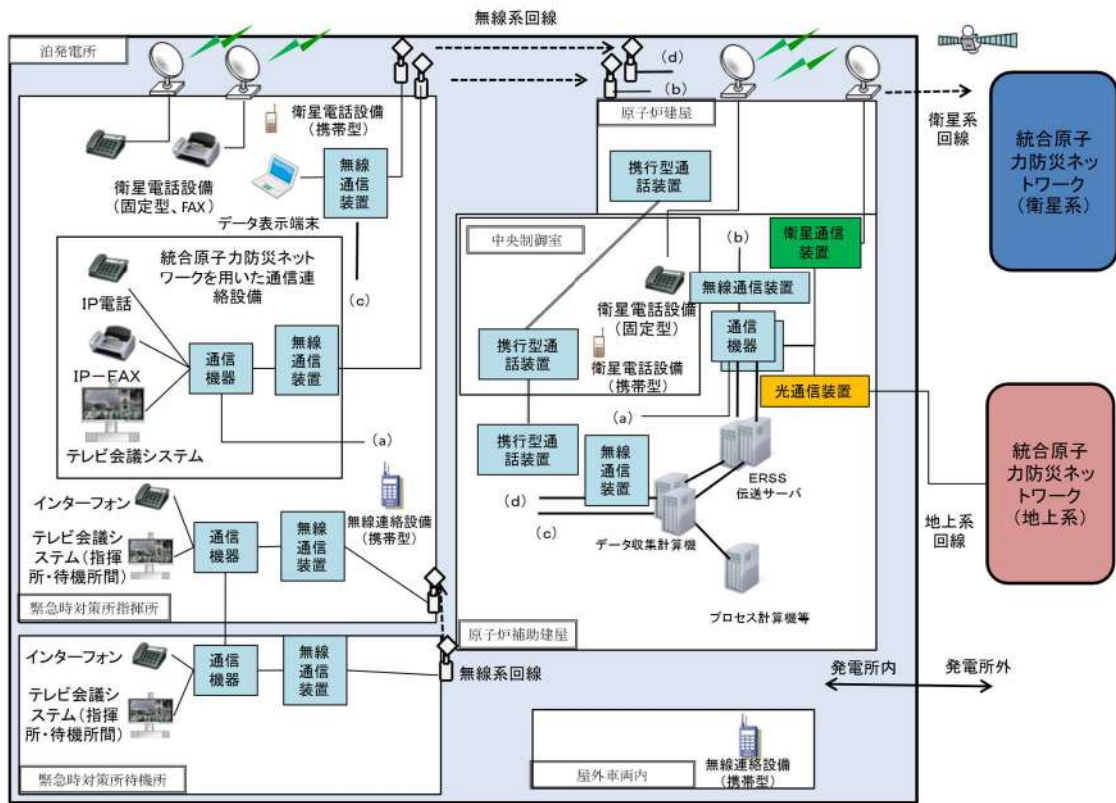
通信連絡設備を用いて中央制御室（運転員）に確認する。

（例：低圧代替注水操作を行った場合，緊急時対策所においては，原子炉容器水位・余熱除去ライン流量を確認することで，操作成功時の予測との比較を行うことができる。）

バックアップ伝送ライン（表示用／収集用）では，これらパラメータ以外にも，「水素爆発による原子炉格納容器の破損防止」，「水素爆発による原子炉建屋の損傷防止」に必要なパラメータ（バックアップ対象パラメータ）を収集し，緊急時対策所指揮所に設置するデータ表示端末において確認できる設計とする。

データ表示端末で確認できるパラメータを第1.18.7表に示す。

なお，ERSS伝送パラメータ以外のバックアップ対象パラメータについては，緊急時対策所指揮所に設置する衛星電話設備，統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム，IP電話及びIP-FAX）を使用し，国等の関係各所と情報共有することが可能である。



第1.18.24図 緊急時対策所情報収集設備等のデータ伝送の概要

第1.18.7表 データ表示端末で確認できるパラメータ

(1/4)

目的	対象パラメータ	SPDS パラメータ	ERSS伝送 パラメータ	バックアップ 対象パラメータ
炉心反応度の状態確認	中性子源領域中性子束	中性子源領域中性子束	○	○
	中間領域中性子束	中間領域中性子束	○	○
	出力領域中性子束	出力領域中性子束	○	○
		出力領域中性子束(中間値)	○	○
ほう酸タンク水位	A-ほう酸タンク水位	○	-	○
	B-ほう酸タンク水位	○	-	○
炉心冷却の状態確認	加圧器水位	加圧器水位	○	○
	1次冷却材圧力(広域)	1次冷却材圧力	○	○
	1次冷却材温度 (広域-高温側, 低温側)	Aループ1次冷却材高温側温度(広域)	○	○
		Bループ1次冷却材高温側温度(広域)	○	○
		Cループ1次冷却材高温側温度(広域)	○	○
		Aループ1次冷却材低温側温度(広域)	○	-
		Bループ1次冷却材低温側温度(広域)	○	-
		Cループ1次冷却材低温側温度(広域)	○	-
	主蒸気ライン圧力	A-主蒸気ライン圧力	○	○
		B-主蒸気ライン圧力	○	○
		C-主蒸気ライン圧力	○	○
	高圧注入流量	A-高圧注入ポンプ出口流量	○	○
		B-高圧注入ポンプ出口流量	○	○
	低圧注入流量	余熱除去Aライン流量	○	○
余熱除去Bライン流量		○	○	
燃料取替用水ピット水位	燃料取替用水ピット水位	○	○	
炉心冷却の状態確認	蒸気発生器水位 (広域)	A-蒸気発生器水位(広域)	○	○
		B-蒸気発生器水位(広域)	○	○
		C-蒸気発生器水位(広域)	○	○
	蒸気発生器水位 (狭域)	A-蒸気発生器水位(狭域)	○	-
		B-蒸気発生器水位(狭域)	○	-
		C-蒸気発生器水位(狭域)	○	-
	補助給水流量	A-補助給水ライン流量	○	○
		B-補助給水ライン流量	○	○
		C-補助給水ライン流量	○	○
	補助給水ピット水位	補助給水ピット水位	○	-
	電源の状態(ディーゼル 発電機の運転状態)	6-3ADG遮断器	○	○
		6-3BDG遮断器	○	○
	所内母線電圧(非常用)	6-3A母線電圧	○	○
		6-3B母線電圧	○	○
サブクール度	サブクール度(ループ)	○	○	
	サブクール度(T/C)	○	-	

(2/4)

目的	対象パラメータ		SPDS パラメータ	ERSS伝送 パラメータ	バックアップ 対象パラメータ
燃料の状態 確認	1次冷却材圧力(広域)	1次冷却材圧力	○	○	○
	炉心出口温度	炉心出口最大温度	○	○	○
		炉心出口平均温度	○	○	○
	1次冷却材温度 (広域-高温側, 低温側)	Aループ1次冷却材高温側温度(広域)	○	○	○
		Bループ1次冷却材高温側温度(広域)	○	○	○
		Cループ1次冷却材高温側温度(広域)	○	○	○
		Aループ1次冷却材低温側温度(広域)	○	—	○
		Bループ1次冷却材低温側温度(広域)	○	—	○
		Cループ1次冷却材低温側温度(広域)	○	—	○
	格納容器内高レンジエアモニタ の指示値	格納容器高レンジエアモニタ(高レンジ)	○	○	○
格納容器高レンジエアモニタ(低レンジ)		○	—	○	

(3/4)

目的	対象パラメータ	SPDS パラメータ	ERSS伝送 パラメータ	バックアップ 対象パラメータ	
格納容器の 状態確認	原子炉格納容器圧力	格納容器圧力	○	○	○
	格納容器圧力 (AM用)	格納容器圧力 (AM用)	○	—	○
	格納容器内温度	格納容器内温度	○	○	○
	格納容器内水素濃度	格納容器内水素濃度	○	—	○
	格納容器水位	格納容器水位	○	—	○
	原子炉下部キャビティ水位	原子炉下部キャビティ水位	○	—	○
	アニュラス水素濃度 (可搬型)	アニュラス水素濃度 (可搬型)	○	—	○
	格納容器再循環サンプ水位 (広域)	格納容器再循環サンプ水位 (広域)	○	○	○
	格納容器再循環サンプ水位 (狭域)	格納容器再循環サンプ水位 (狭域)	○	—	○
	格納容器スプレイ流量	A-格納容器スプレイ冷却器出口流量	○	○	○
		B-格納容器スプレイ冷却器出口流量	○	○	○
	代替格納容器スプレイポンプ 出口積算流量	代替格納容器スプレイポンプ 出口積算流量	○	—	○
	B-格納容器スプレイ冷却器 出口積算流量 (AM用)	B-格納容器スプレイ冷却器出口積算 流量 (AM用)	○	—	○
格納容器内高レンジエアモニ タの指示値	格納容器高レンジエアモニタ (高レンジ)	○	○	○	
	格納容器高レンジエアモニタ (低レンジ)	○	—	○	
放射能隔離 の状態確認	排気筒ガスモニタの指 示値	排気筒ガスモニタ	○	○	○
		排気筒高レンジガスモニタ (低レンジ)	○	○	○
		排気筒高レンジガスモニタ (高レンジ)	○	○	○
原子炉格納容器隔離の 状態	C/V隔離A (T信号)	○	○	○	
ECCSの状態 等	ECCSの状態 (高压注入 系)	A-高压注入ポンプ	○	○	○
		B-高压注入ポンプ	○	○	○
	ECCSの状態 (低压注入 系)	A-余熱除去ポンプ	○	○	○
		B-余熱除去ポンプ	○	○	○
	格納容器スプレイ ポンプの状態	A-格納容器スプレイポンプ	○	○	○
		B-格納容器スプレイポンプ	○	○	○
	ECCSの状態	ECCS作動	○	○	○
原子炉補機冷却水サージ タンク水位	原子炉補機冷却水サージタンク水位	○	—	○	
充てん流量	充てんライン流量	○	○	○	
原子炉容器水位	原子炉容器水位	○	○	○	

目的	対象パラメータ	SPDS パラメータ	ERSS伝送 パラメータ	バックアップ 対象パラメータ	
使用済燃料ピットの状態確認	使用済燃料ピット水位 (AM用)	A-使用済燃料ピット水位 (AM用)	○	○	○
		B-使用済燃料ピット水位 (AM用)	○	○	○
	使用済燃料ピット水位 (可搬型)	A-使用済燃料ピット水位 (可搬型)	○	—	○
		B-使用済燃料ピット水位 (可搬型)	○	—	○
	使用済燃料ピット温度 (AM用)	A-使用済燃料ピット温度 (AM用)	○	○	○
		B-使用済燃料ピット温度 (AM用)	○	○	○
使用済燃料ピット周辺の放射線量	使用済燃料ピットエリアモニタ	○	○	○	
	使用済燃料ピット可搬型エリアモニタ	○	—	○	
環境の状態確認	モニタリングポスト及びモニタリングステーションの指示値	モニタリングステーション空間放射線量率	○	○	—※1
		モニタリングポスト1空間放射線量率	○	○	—※1
		モニタリングポスト2空間放射線量率	○	○	—※1
		モニタリングポスト3空間放射線量率	○	○	—※1
		モニタリングポスト4空間放射線量率	○	○	—※1
		モニタリングポスト5空間放射線量率	○	○	—※1
		モニタリングポスト6空間放射線量率	○	○	—※1
環境の状態確認	気象情報	風向 (C点)	○	○	—※1
		風速 (C点)	○	○	—※1
		大気安定度	○	○	—※1
水素爆発による原子炉格納容器の破損防止	水素爆発による原子炉格納容器の破損防止	格納容器水素イグナイタ温度	○	—	○
		原子炉格納容器水素処理装置温度	○	—	○
水素爆発による原子炉建屋の損傷防止	水素爆発による原子炉建屋の損傷防止	アニュラス水素濃度 (可搬型)	○	—	○
その他	主給水ライン流量	A-主給水ライン流量	○	○	○
		B-主給水ライン流量	○	○	○
		C-主給水ライン流量	○	○	○
	原子炉トリップの状態	制御棒状態	○	○	○
	S/G細管漏えい監視	復水器排気ガスモニタ	○	○	○
		蒸気発生器ブローダウン水モニタ	○	○	○
	格納容器ガスモニタの指示値	格納容器ガスモニタ	○	○	○
放水口の放射線	放水口ポスト	○	○	○	

※1：「環境の状態確認」のパラメータはプラント共通設備のパラメータであり、号炉ごとに設置しているプラント計算機への入力を行わず、直接データ収集計算機へデータ入力している。なお、「環境の状態確認」のパラメータについては、可搬型モニタリングポスト及び可搬型気象観測設備からの無線伝送により緊急時対策所指揮所にて確認可

能である。

添付3-2 原子力災害対策活動で使用する資料

緊急時対策所に以下の資料を配備する。

資 料 名
1. 発電所周辺地図 ① 発電所周辺地域地図 (1/25,000) ② 発電所周辺地域地図 (1/50,000)
2. 発電所周辺航空写真パネル
3. 発電所気象観測データ ① 統計処理データ ② 毎時観測データ
4. 発電所周辺環境モニタリング関連データ ① 空間線量モニタリング配置図 ② 環境試料サンプリング位置図 ③ 環境モニタリング測定データ
5. 発電所周辺人口関連データ ① 方位別人口分布図 ② 集落の人口分布図 ③ 市町村人口表
6. 主要系統模式図 (各ユニット)
7. 原子炉設置許可申請書 (各ユニット)
8. 系統図及びプラント配置図 ① 系統図 ② プラント配置図
9. プラント関係プロセス及び放射線計測配置図 (各ユニット)
10. プラント主要設備概要 (各ユニット)
11. 総合インターロック線図 (各ユニット)
12. 規程類 ① 原子炉施設保安規定 ② 原子力事業者防災業務計画
13. 運転要領緊急処置編
14. 泊発電所重大事故等発生時および大規模損壊発生時対応要領 (各対応手順含む)

必要な数の要員の収容に係る手順等の説明について

添付4-1 泊発電所における発電所対策本部体制と指揮命令及び情報の流れ

泊発電所における原子力防災組織の体制について、以下に説明する。

1. 基本的な考え方

泊発電所の原子力防災組織を第1.18.25図に示す。

発電所対策本部の体制の構築に伴う基本的な考え方は以下のとおり。

・機能ごとの整理

まず、基本的な機能を以下の4つに整理し、機能ごとに責任者として「班長」を配置する。

- (1) 情報収集・計画立案
- (2) 現場対応
- (3) 情報管理・火災対応
- (4) 資機材等リソース管理・社外対応

これらの班長の上に、組織全体を統括し、意思決定、指揮を行う「発電所対策本部長(所長)」を置く。

このように役割、機能を明確に整理するとともに、階層化によって管理スパンを適正な範囲に制限する。

・権限委譲と自律的活動

あらかじめ定める手順書等に記載された手順の範囲内において、発電所対策本部長の権限は各班長に委譲されており、各班長は上位職の指示を待つことなく、自律的に活動する。

なお、各班長が権限を持つ作業が人身安全を脅かす状態となる場合においては、発電所対策本部長へ作業の可否判断を求めることとする。

・戦略の策定と対応方針の確認

技術班長は、本部長のブレーンとして事故対応の戦略を立案し、発電所対策本部長に進言する。また、こうした視点から対応実施組織が行う事故対応の方向性の妥当性を常に確認し、必要に応じて是正を助言する。

・申請号炉と長期停止号炉の対応

長期停止号炉である1号及び2号炉の対応については、各号炉の使用済燃料ピットに保管されている燃料に対する必要な措置を実施することとなるが、使用済燃料ピットの冷却機能を喪失した場合においても、使用済燃料ピットの水温が65℃に到達するまでに1号及び2号炉は約5日間を要すると評価^{*}しているため、各号炉の中央制御室に常駐している運転員、消火要員及び12時間以降の発電所外からの参集要員にて対応可能であることから、申請号炉である3号炉の重大事故等の対応に影響を与えない。

※2016年1月1日時点の崩壊熱量を基に試算（添付資料1.0.16「重大事故等時における停止号炉の影響について」に記載した試算結果）

・発電所全体にわたる活動

消火要員は、火災の発生箇所、状況に応じて、事務局長の指示の下、発電所対策本部長が指名した現場指揮者の指揮の下で活動する。

2. 役割・機能（ミッション）

発電所対策本部における各職位の役割・機能（ミッション）を第1.18.8表に示す。

この中で、特に緊急時にプラントの復旧操作を担当する運転班、電気工作班、機械工作班、土木建築工作班の役割・機能について、以下のとおり補足する。

○運転班：プラント設備に関する運転操作について、運転員による実際の対応を確認する。この運転操作には、常設設備を用いた対応まで含む。

これらの運転操作の実施については、発電所対策本部長から発電課長（当直）にその実施権限が委譲されているため、運転班から特段の指示が無くても、運転員が手順に従って自律的に実施し、運転班へは実施の報告が上がって来ることになる。

万一、運転員の対応に疑義がある場合には運転班長は運転員に助言する。

また、運転班に属する災害対策要員は、運転支援活動、電源復旧活動、可搬型設備を用いた注水活動等を実施する。

○電気工作班、機械工作班、土木建築工作班：

設備や機能の復旧を実施する。これらの対応の実施については、各工作班にその実施権限が委譲されているため、各工作班が手順にしたがって自律的に準備し、各工作班長へ状況の報告を行う。

3. 指揮命令及び情報の流れについて

発電所対策本部において、指揮命令は基本的に発電所対策本部長を頭に、階層構造の上位から下位に向かってなされる。一方、下位から上位へは、実施事項等が報告される。これとは別に、常に横方向の情報共有が行われ、連携が必要な班の間には常に綿密な情報の共有がなされる。

なお、あらかじめ定めた手順の範囲内において、発電所対策本部長の権限は各班長に委譲されているため、その範囲であれば特に発電所対策本部長からの指示は要しない。複数号炉にまたがる対応や、あらかじめ定めた手順を超えるような場合には、発電所対策本部長が判断を行い、各班に実施の指示を行う。

4. その他

(1) 夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）の体制

夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）については、上述した体制をベースに、特に初動対応に必要な要員を中心に宿直体制をとり、常に必要な要員数を確保することによって事故に対処できるようにする。その後に順次参集する要員によって徐々に体制を拡大していく。

なお、発電所対策本部の体制が確立するまでは、発電課長（当直）の指揮の下、運転員を主体とした初動対応の体制により迅速な対応を図る。発電所対策本部の各機能班員が参集し、発電所対策本部の体制が確立すれば、発電所対策本部の指揮の下、必要な重大事故等対策を行う。ただし、手順書にあらかじめ規定されている操作については、発電課長（当直）の指示により運転員が主体的に事故対応を継続する。

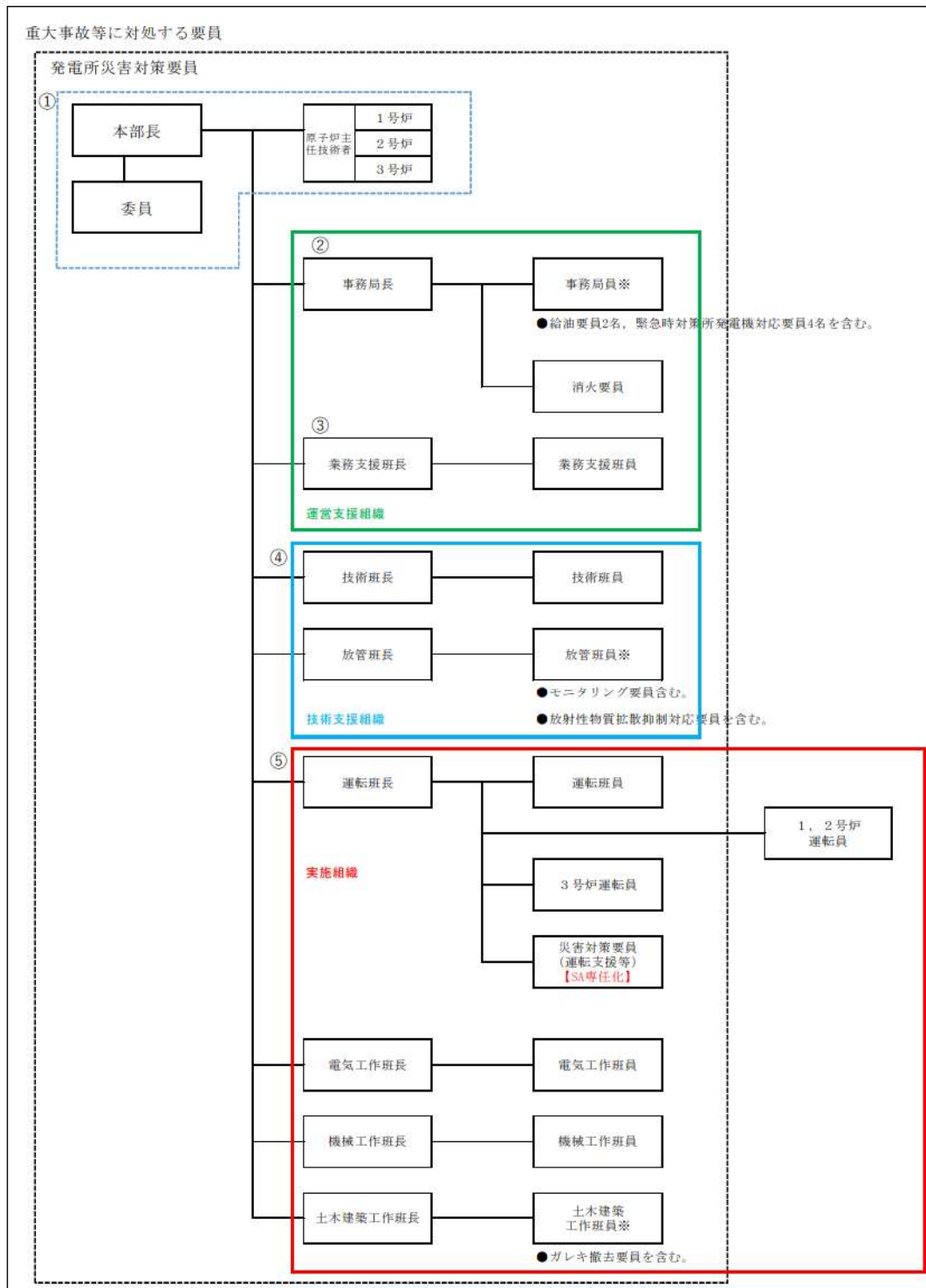
(2) 要員が負傷した際等の代行の考え方

特に夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）において万一何らかの理由で要員が負傷する等により役割が実行できなくなった場合には、平日の勤務時間帯のように十分なバックアップ要員がないことが考えられる。こうした場合には、別の機能を担務する要員が兼務する。

具体的な代行者の選定については、上位職の者（例えば班長の代行者については発電所対策本部長）が決定する。

第1.18.8表 各職位のミッション

職 位	ミッション
本部長	<ul style="list-style-type: none"> ・発電所対策本部の設置・運営・統括及び活動に関する方針決定 ・発電所原子力防災体制の発令，解除の決定
発電用原子炉主任技術者	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉安全に関する保安の監督，本部長への助言
副本部長	<ul style="list-style-type: none"> ・本部長の補佐
委員※2	<ul style="list-style-type: none"> ・本部長への意見具申 ・各班長への助言又は協力 <p>※2：複数号炉において原子力災害が同時に発生した場合には，本部長が委員の中から号炉毎に責任者を指名する。各責任者は，各号炉の指揮をとる。</p>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・発電所対策本部の運営 ・関係箇所への通報，連絡及び報告 ・所内外の情報収集及び各班情報の収集 ・火災を伴う場合の消火活動 ・可搬型設備への給油
業務支援班	<ul style="list-style-type: none"> ・人・資機材の調達輸送 ・原子力事業所内の警備（入構規制含む） ・原子力災害医療の実施 ・広報活動 ・避難誘導
技術班	<ul style="list-style-type: none"> ・事故状況の把握評価 ・燃料破損の可能性の評価，放出放射エネルギーの予測 ・事故時影響緩和操作の検討・評価
放管班	<ul style="list-style-type: none"> ・発電所内外の放射線・放射能の状況把握 ・被ばく管理，汚染管理 ・放出放射エネルギーの推定及び放射能影響範囲の推定
電気工作班 機械工作班 土木建築工作班	<ul style="list-style-type: none"> ・不具合設備の応急復旧の実施 ・屋外アクセスルートのカギ撤去
運転班	<ul style="list-style-type: none"> ・発電所設備の異常の状況及び機器動作状況の把握，事故拡大の可能性等の予測 ・事故拡大防止に必要な措置 ・給電指令箇所との連絡 ・事故の影響緩和・拡大防止に係る可搬型設備の準備と操作 ・可搬型設備の準備状況の把握



- ①意思決定・指揮
- ②情報管理、火災対応
- ③資機材等リソース管理、社外対応
- ④情報収集・計画立案
- ⑤現場対応

第1.18.25図 泊発電所 原子力防災組織 体制図

添付4-2 緊急時対策所の要員とその運用について

プルーム通過中においても、重大事故等に対処するために緊急時対策所にとどまる必要のある要員は、休憩・仮眠をとるための交代要員を考慮して、①重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員及びその指示のもと重大事故等への対処を行う各班員の計60名、②原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための要員計20名に、1号及び2号炉運転員3名を加えた合計の83名を想定している。

なお、この要員数を目安として、発電所対策本部長が緊急時対策所にとどまる要員を判断する。

第1.18.9表 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員

要員	考え方	人数	合計
本部長他	発電所対策本部長（所長）、3号炉原子炉主任技術者、本部委員3名、各班長8名は、重大事故等において、指揮をとる要員として緊急時対策所指揮所にとどまる。	13名	60名
各班員	各班については、本部要員から指示を受け、重大事故等に対処するため、最低限必要な要員を残して、緊急時対策所指揮所又は緊急時対策所待機所にとどまる。	25名	
交代要員	上記、本部長、原子炉主任技術者及び委員の交代要員は5名、班長、班員クラスの交代要員については、17名を確保する。	22名	

2. 原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な要員

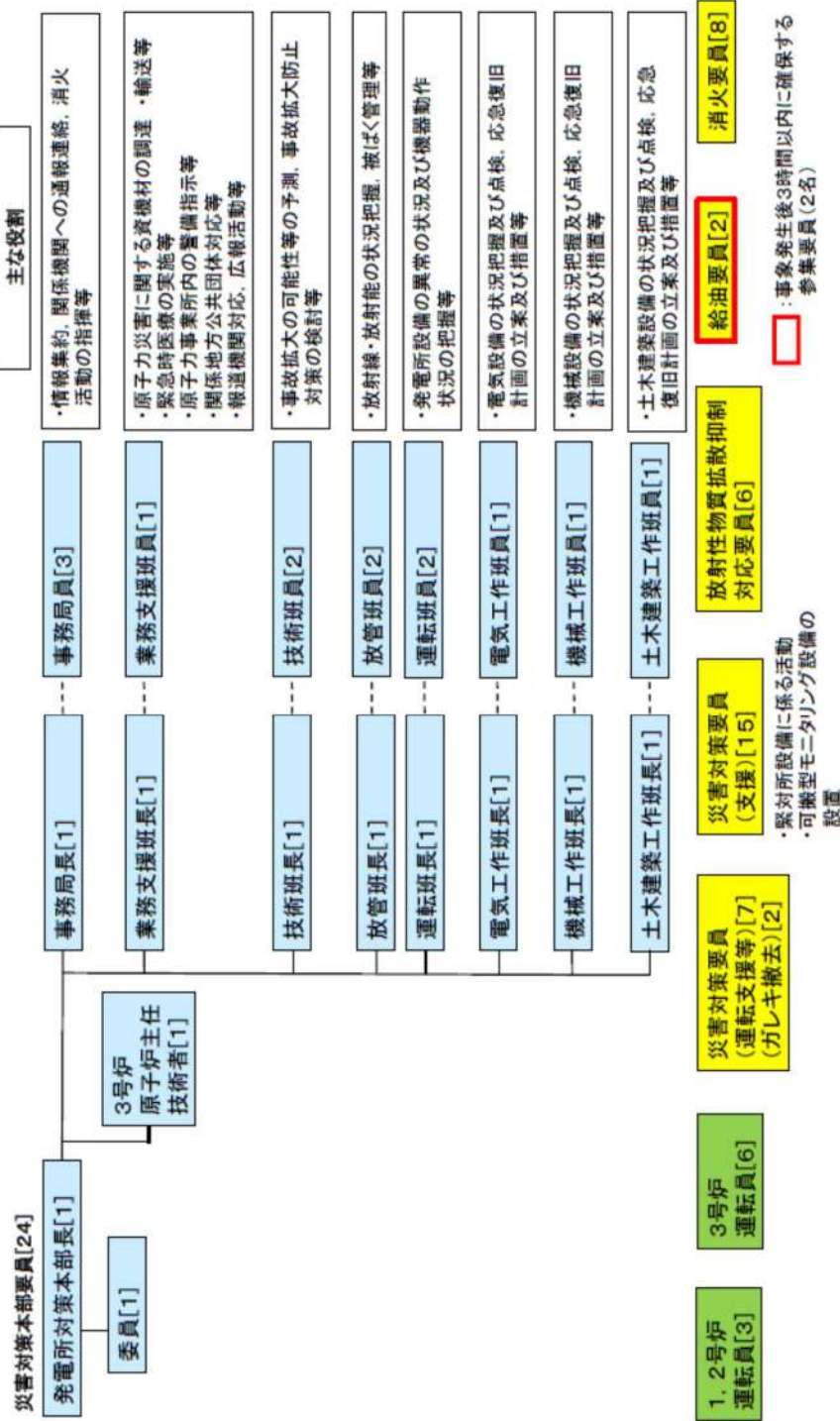
発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための作業を継続するため、可搬型大容量海水送水ポンプ車や代替非常用発電機等の可搬型重大事故等対処設備への給油や監視、放射性物質の濃度や放射線量の測定については、プルーム通過後も行う必要があるため、その要員は、プルーム通過中は緊急時対策所にとどまり、プルーム通過後にその活動を再開することとなる。

プルーム通過後の発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための作業の一環として、運転操作に関する作業は3号炉運転員（6名）が実施する。

プルーム通過中に緊急時対策所にとどまる要員以外の発電所災害対策要員は、プルーム通過時は一時的に構外へ避難しているが、プルーム通過後は再度構内にて作業を実施する。

要員		考え方	人数	合計
運転員 (当直員)		・原子炉格納容器破損時には、運転員は中央制御室から退避し、緊急時対策所にとどまる。	6名	20名
運転班員	放射性物質の拡散抑制	・可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による大気への拡散抑制	6名	
土木建築 工作班員	放射性物質の拡散抑制	・アクセスルートのがれき撤去	2名	
放管班員		・作業現場のサーベイ等	4名	
事務局員	燃料補給	・可搬型タンクローリーによる可搬型大容量海水送水ポンプ車への燃料補給 ・ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーによる可搬型大容量海水送水ポンプ車への燃料補給	2名	

重大事故等に柔軟に対処できるよう、整備した設備等の手順書を制定するとともに、訓練により必要な力量を習得する。訓練は継続的に実施し、必要の都度運用の改善を図っていく。



※上記の要員については、長期的な対応に備え、所外に待機させた交替要員を招集し、順次交替させる。今後の訓練等の結果により人数を見直す可能性がある。

第 1.18.26 図 事故発生からブルーム通過前における緊急時対策所等で活動する原子力防災組織の要員

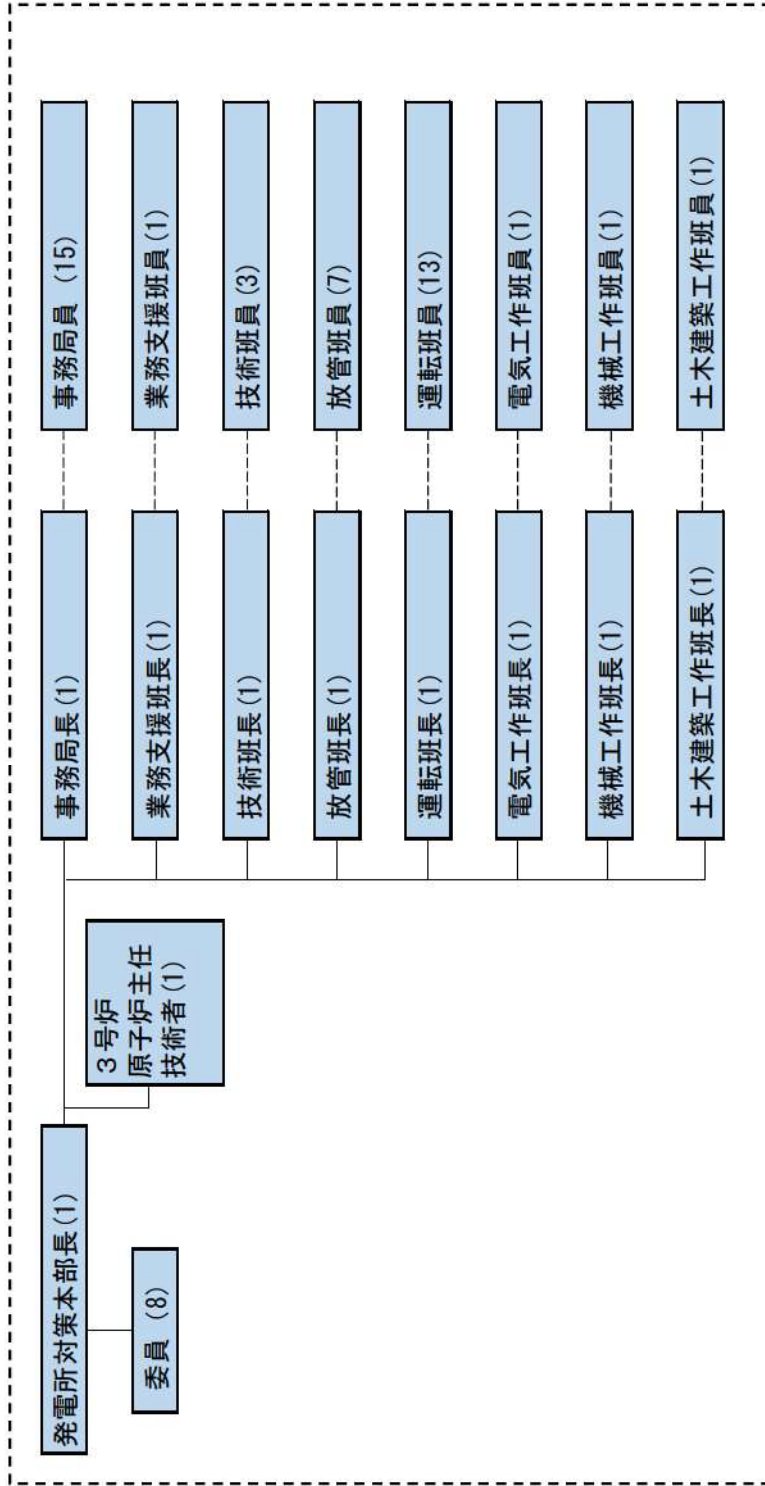


※1:副原子力防災管理者である全体指揮者は、通報連絡、消火活動等として原子力防災組織の統括管理を行う。
 ※2:発電所対策本部が構築されるまでの間、発電課長(当直)の指揮の下、運転員及び災害対策要員を主体とした初動体制を確保し、迅速な対応を図る。

※上記の要員については、今後の訓練等の結果により見直す可能性がある。

第 1.18.27 図 夜間休日 (平日の勤務時間以外) における原子力防災組織の要員

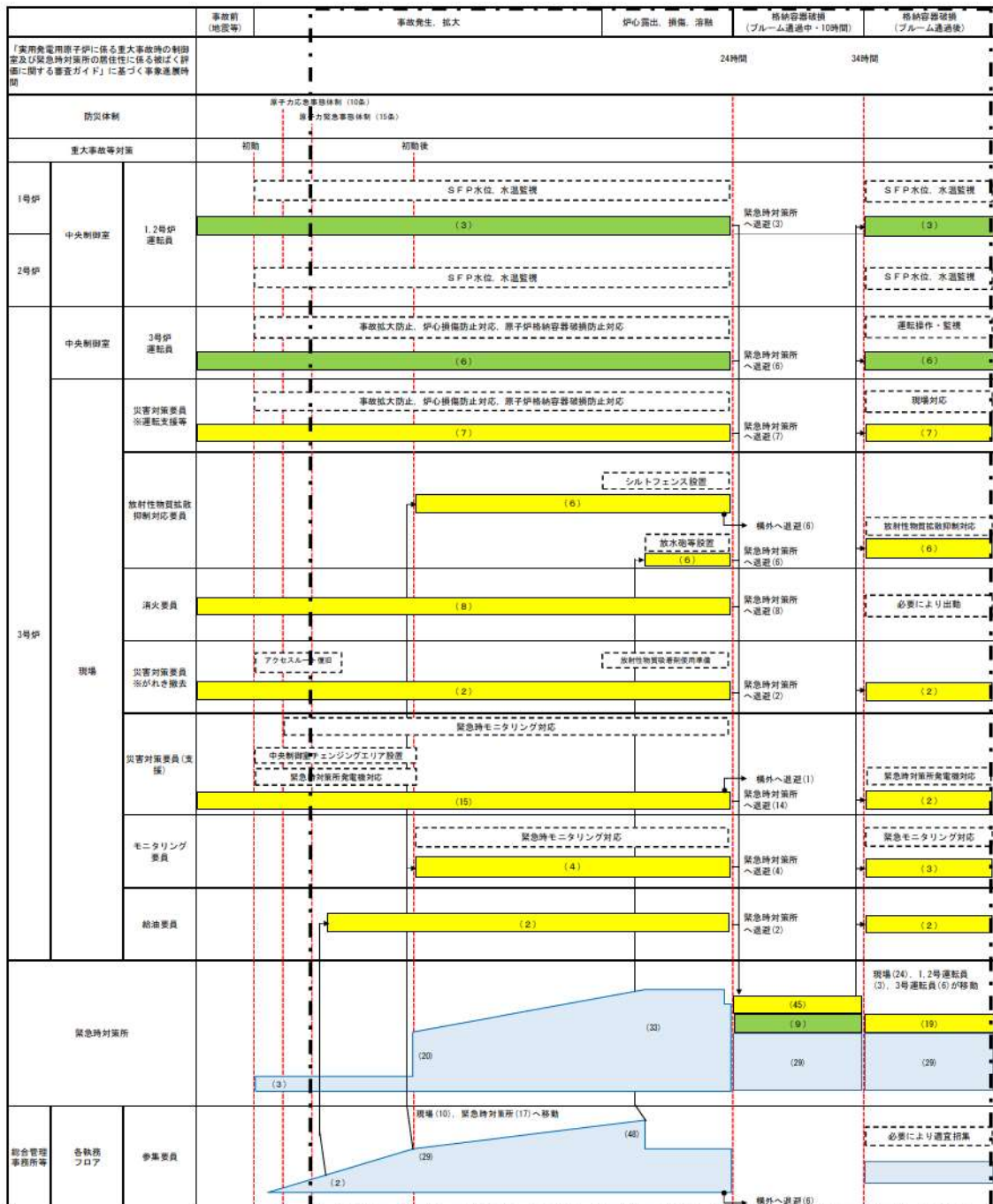
①重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員及びその指示のもと重大事故等への対象を行う各班員60名



②原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な要員20名



※上記①, ②の要員については, 今後の訓練等の結果により人数を見直す可能性がある。



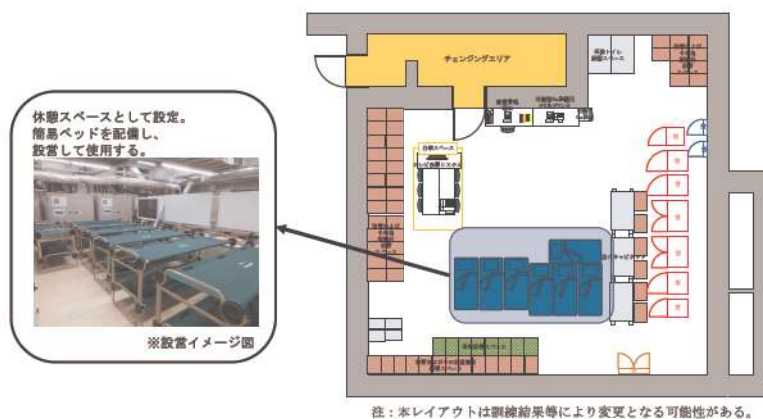
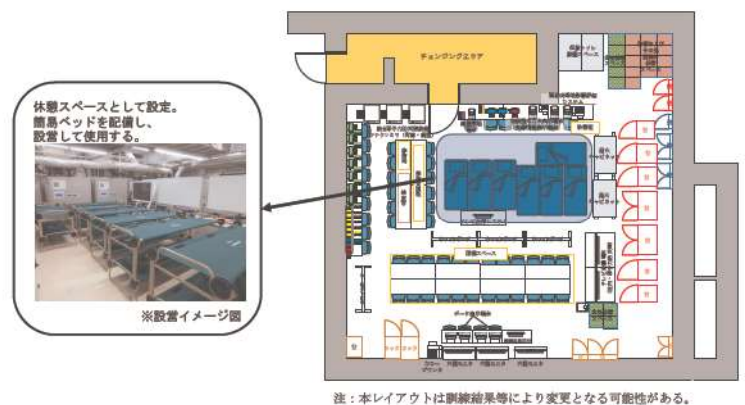
第1.18.28図 緊急時対策所、中央制御室 事故発生からプルーム通過までの要員の動き

添付4-3 緊急時対策所レイアウトについて

緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合において中央制御室以外の場所からも必要な対策指令又は連絡を行うため、約120名の要員が活動することを想定している。緊急時対策所には、必要な各作業用の机や設備等を配置しても、活動に必要な広さを十分有している。

ブルーム通過中においても、本部要員に加え現場要員を含めた重大事故等に対処するために必要な要員80名、1号及び2号炉運転員3名及び運転検査官4名の合計87名が緊急時対策所で活動することを想定し、十分な広さと機能を有した設計とする。

第1. 18. 29図に示す緊急対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内の休憩・仮眠スペースにて休憩・仮眠を行う。休憩・仮眠スペースは、室内に設置している盤から離れており、設備監視・操作に影響のないスペースとしている。



第1. 18. 29図 緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所
休憩エリアのレイアウトイメージ図

添付4-4 放射線管理用資機材品名と配備数

○防護具

緊急時対策所に以下の数量を配備する。

品名	配備数 ^{※15} ／保管場所					
タイベック	940着 ^{※1}	緊急時 対策所 指揮所 ， 緊急時 対策所 待機所	50着 ^{※9}	3号炉 中央 制御室	約2,400着	構内 ^{※16} (参考)
下着（上下セット）	—		—			
帽子	940個 ^{※1}		50個 ^{※9}		約15,000個	
靴下	940足 ^{※1}		50足 ^{※9}		約7,000足	
綿手袋	940双 ^{※1}		50双 ^{※9}		約33,000双	
ゴム手袋	1,880双 ^{※2}		100双 ^{※10}		約73,000双	
全面マスク	940個 ^{※1}		100個 ^{※11}		約800個	
電動ファン付きマスク	8個 ^{※3}		10個 ^{※12}		約90個	
全面マスク用チャコールフィルタ（2個／セット）	1,880個 ^{※4}		200個 ^{※13}		約270個	
電動ファン付きマスク用チャコールフィルタ（1個／セット）	8個 ^{※3}		10個 ^{※12}		約90個	
アノラック	710着 ^{※5}		50着 ^{※9}		約1,800着	
長靴	710足 ^{※5}		—		—	
オーバーシューズ（靴カバー）	940足 ^{※1}		50足 ^{※9}		約620足	
自給式呼吸器	8台 ^{※6}		16台 ^{※14}		約72台	
圧縮酸素形循環式呼吸器	9台 ^{※7}		—		—	
タンガステンベスト	20着 ^{※8}		—		—	

- ※1：60名×1.1倍×7日×2箇所（指揮所，待機所）
- ※2：60名×1.1倍×2双×7日×2箇所（指揮所，待機所）
- ※3：6名（事務局員2名＋放管班員4名）＋余裕
- ※4：60名×1.1倍×2個×7日×2箇所（指揮所，待機所）
- ※5：91名（本部長他25名＋事務局員2名＋技術班員2名を除く人）×1.1倍×7日
- ※6：8名（屋外作業実施要員）×1台
- ※7：※5の10%分
- ※8：8名（現場指揮車1名＋放管班員1名＋作業要員3名×2班）×2セット＋余裕
- ※9：31名×1.5倍
- ※10：31名×1.5倍×2重
- ※11：31名×2回分（中央制御室内での着用分）×1.5倍
- ※12：8名（運転員6名＋放管班員2名）
- ※13：31名×2回分（中央制御室内での着用分）×1.5倍×2個
- ※14：16名（運転員6名＋災害対策要員7名＋災害対策要員（支援）3名）
- ※15：防護具が不足する場合は，構内より適宜運搬することにより補充する
- ※16：発電所構内に保管又は配備している数量

○計測器

緊急時対策所に以下の数量を配備する。

品名		配備数/保管場所			
個人線量計	ポケット線量計	140台 ^{※1}	緊急時対策所 指揮所, 緊急時対策所 待機所	50台 ^{※5}	3号機 中央 制御室
	ガラスバッジ	140台 ^{※1}		50台 ^{※5}	
GM汚染サーベイメータ		10台 ^{※2}		3台 ^{※6}	
電離箱サーベイメータ		10台 ^{※3}		3台 ^{※7}	
可搬型エリアモニタ		4台 ^{※4}		—	

※1：60名×2箇所（指揮所，待機所）×1.1倍＋余裕

※2：チェンジングエリア用6台（汚染検査を行う放管班員2名分×2箇所（指揮所，待機所）＋余裕）＋緊急時対策所内及び屋外用4台（屋外等のモニタリングを行う放管班員2名＋余裕）

※3：チェンジングエリア用4台（汚染検査を行う放管班員2名分×2箇所（指揮所，待機所））＋緊急時対策所内及び屋外用6台（屋外等のモニタリングを行う放管班員2名＋余裕）

※4：緊急時対策所指揮所2台（1台＋余裕）＋緊急時対策所2台（1台＋余裕）

※5：31名×1.5倍

※6：チェンジングエリア用1台（汚染検査を行う放管班員1名分）＋中央制御室内用1台（中央制御室内の汚染検査用1台）＋予備1台

※7：チェンジングエリア用1台（チェンジングエリア内のモニタリング用1台）＋中央制御室内用1台（中央制御室内のモニタリング用1台）＋予備1台

添付4-5 チェンジングエリアについて

1. チェンジングエリアの基本的考え方

チェンジングエリアの設営に当たっては、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」第61条第1項（緊急時対策所）並びに「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」第76条第1項（緊急時対策所）に基づき、緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設けることを基本的考え方とする。

（「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」第76条第1項（緊急時対策所）抜粋）

緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設けること。

2. チェンジングエリアの概要

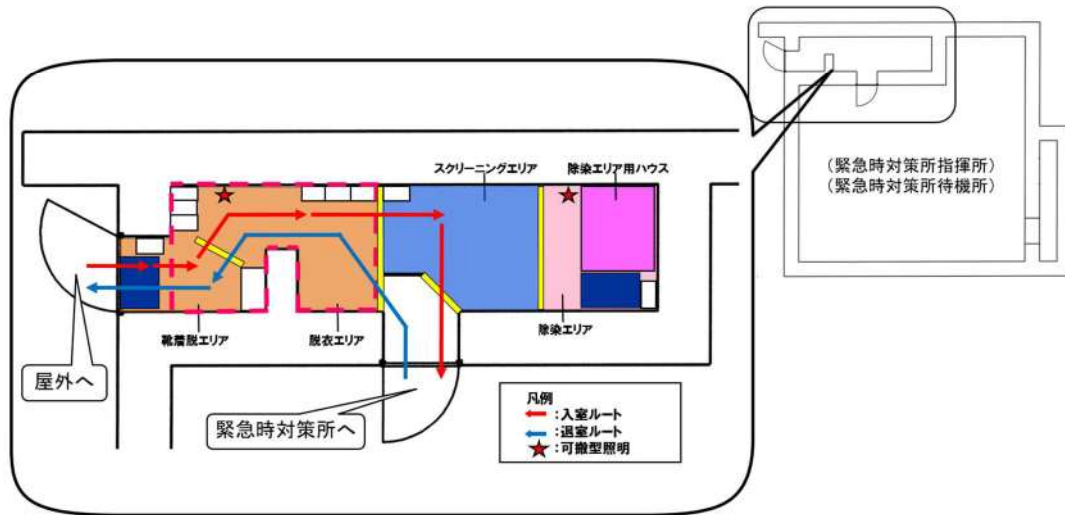
チェンジングエリアは、靴脱着エリア、脱衣エリア、スクリーニングエリア、除染エリアからなり、要員の被ばく低減の観点から緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内に設置する。概要は第1. 18. 10表のとおり。

第1. 18. 10表 チェンジングエリアの概要

	項目	概要
設営場所	緊急時対策所指揮所 及び 緊急時対策所待機所 チェンジングエリア	緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設ける
設営形式	エリア区画化	チェンジングエリアスペースを区画化する。 なお、平常時から養生シートによりあらかじめ養生しておくことにより、速やかな設置作業を可能とする。
手順着手の判断基準	原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した後、放射線管理班長が、事象進展の状況（格納容器高レンジエリアモニタ等により炉心損傷を判断した場合等）、参集済みの要員数を考慮して、チェンジングエリアの設営を行うと判断した場合。	緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染するようなおそれが発生した場合、チェンジングエリアの設営を行う。
実施者	放管班	チェンジングエリアを速やかに設営できるよう定期的に訓練を行っている放管班が設営を行う。

3. チェンジングエリアの設営場所

チェンジングエリアは、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内に設営する。チェンジングエリアの設営場所は、第1. 18. 30図のとおり。



第1. 18. 30図 緊急時対策所チェンジングエリアの設営場所
及び屋内のアクセスルート

4. チェンジングエリアの設営（考え方、資機材）

a. 考え方

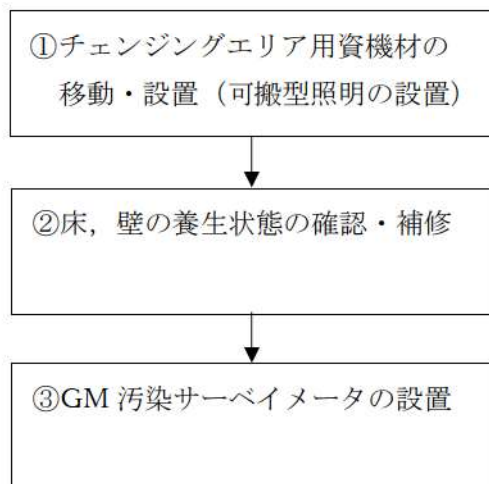
緊急時対策所への放射性物質の持込みを防止するため、第1. 18. 31図の設営フローに従い、第1. 18. 32図のとおりチェンジングエリアを設営する。

チェンジングエリアの設営は、放管班員2名が1組となって、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所に対し行い、約40分を想定している。

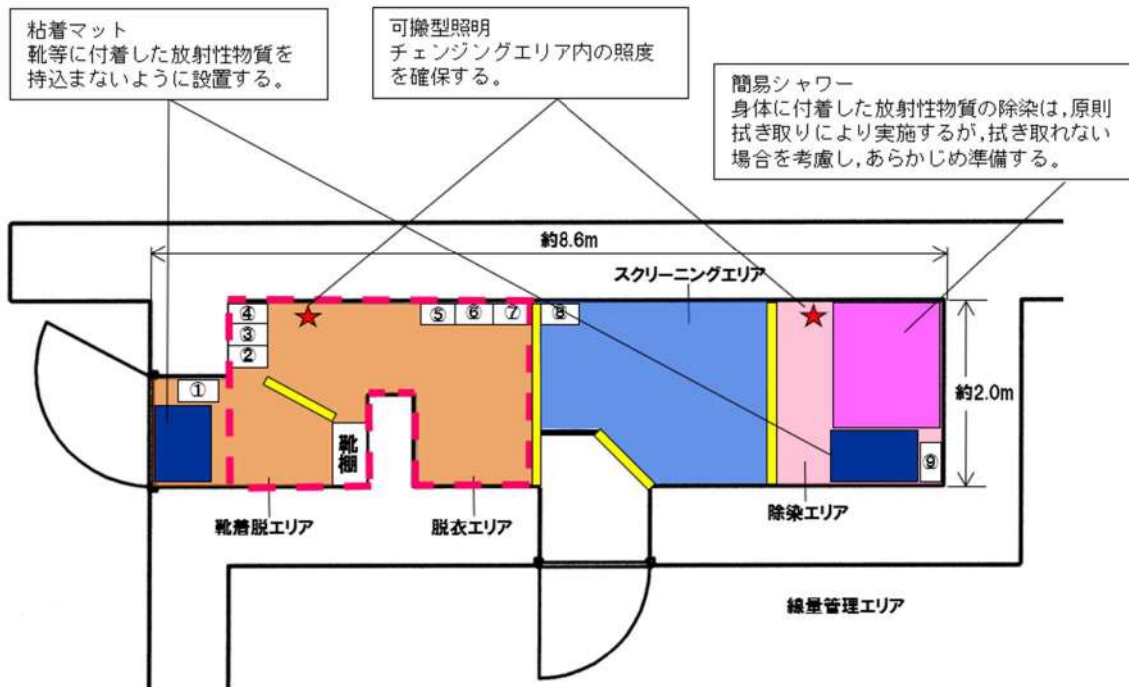
なお、チェンジングエリアが速やかに設営できるよう定期的に訓練を行い、設営時間の短縮及び更なる改善を図ることとしている。

チェンジングエリアの設営は、夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）の場合は、参集要員（12時間後までに参集）のうち、チェンジングエリアの設営に割り当てることができる要員で行う。

設営の着手は、放管班長が、原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した後、事象進展の状況（格納容器高レンジエリアモニタ等により炉心損傷を判断した場合等）、参集済みの要員数を考慮して判断し、速やかに実施する。



第1. 18. 31図 チェンジングエリア設営フロー



凡例

- ① 使用済アノラック回収箱
- ② 使用済ゴム手袋(外側)回収箱
- ③ 使用済タイベック回収箱
- ④ 使用済ゴム手袋(内側)回収箱
- ⑤ 使用済全面マスク回収箱
- ⑥ 使用済紙帽子回収箱
- ⑦ 使用済靴下回収箱
- ⑧ 使用済綿手袋回収箱
- ⑨ 使用済ウェットティッシュ回収箱

- :バリア
- :粘着マット
- :除染エリア用ハウス及び簡易シャワー
- :フェンス
- - :グリーンハウス
- ★ :可搬型照明

第1. 18. 32図 チェンジングエリア

b. チェンジングエリア用資機材

チェンジングエリア用資機材については、運用開始後のチェンジングエリアの補修や汚染によるシートの張替え等も考慮して、第1. 18. 11表、第1. 18. 33図のとおりとする。チェンジングエリア用資機材は、チェンジングエリア付近に保管する。

第1. 18. 11表 緊急時対策所チェンジングエリア用資機材

名称	数量	根拠
養生シート	6巻 ^{※1}	チェンジングエリア設 営及び補修に必要な数量
バリア	6個 ^{※2}	
フェンス	2個 ^{※3}	
粘着マット	20枚	
靴棚	2台	
回収箱	18個	
透明ロール袋(大)	20巻	
養生テープ	40巻	
作業用テープ	20巻	
ウエス	2箱	
ウェットティッシュ	290個	
はさみ	4個	
カッター	4個	
マジック	6本	
シャワー室	2個 ^{※4}	
簡易シャワー	2個 ^{※5}	
ポリタンク	2個 ^{※6}	
トレイ	2個	
バケツ	2個	
可搬型照明	4台(予備2台)	

※1：仕様 1,800mm×30m/巻 (透明・ピンク・黄)

※2：仕様 600mm(750mm,900mm)×100mm×150mm/個(アルミ製)

※3：仕様 600mm×900mm/個(アルミ製)

※4：仕様 1,120mm×1,120mm×2,000mm/個(据付型,不燃シート製)

※5：仕様 タンク容量7.5リットル(手動ポンプ式)

※6：仕様 タンク容量20リットル(ポリタンク)

 <p>養生シート (床・壁用) <仕様> 1,800mm×30m/巻 (透明・ピンク・黄)</p>	 <p>フェンス <仕様> 600mm×900mm/個 (アルミ製)</p>
 <p>バリア <仕様> ・900mm/個 ・750mm/個 ・600mm/個 (アルミ製)</p>	 <p>簡易シャワー <仕様> タンク容量7.5リットル (手動ポンプ式)</p>
 <p>除染エリア用ハウス <仕様> 1,120mm×1,120mm×2,000mm (不燃シート製)</p>	 <p>ポリタンク <仕様> タンク容量 20 リットル (ポリタンク)</p>

第1. 18. 33図 チェンジングエリア用資機材

5. チェンジングエリアの運用

(出入管理, 脱衣, 汚染検査, 除染, 着衣, 汚染管理, 廃棄物管理, 環境管理)

a. 出入管理

チェンジングエリアは、緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所に待機していた要員が、緊急時対策所外で作業を行った後、再度、緊急時対策所に入室する際等に利用する。緊急時対策所外は、放射性物質により汚染しているおそれがあることから、緊急時対策所外で活動する要員は防護具類を着用し活動する。

チェンジングエリアのレイアウトは第1. 18. 32図のとおりであり、チェンジングエリアには下記の①から④のエリアを設けることで緊急時対策所内への放射性物質の持込みを防止する。

① 靴着脱エリア

靴等を着脱するエリア。

② 脱衣エリア

防護具類及びヘルメットを適切な順番で脱衣するエリア。

③ スクリーニングエリア

防護具類を脱衣した要員の身体や物品の汚染検査を行うエリア。汚染が確認されなければ緊急時対策所内へ移動する。

④ 除染エリア

スクリーニングエリアにて汚染が確認された際に除染を行うエリア。

b. 脱衣

チェンジングエリアにおける防護具類の脱衣手順は以下のとおり。

① 靴着脱エリアで、靴、ゴム手袋外側、アノラック等を脱衣する。

② 脱衣エリアで、タイベック、ヘルメット、マスク、ゴム手袋内側、帽子、靴下、綿手袋を脱衣する。

なお、チェンジングエリアでは、放管班員が要員の脱衣状況を適宜確認し、指導、助言、防護具類の脱衣の補助を行う。

c. 汚染検査

チェンジングエリアにおける汚染検査手順は以下のとおり。

① 脱衣後、スクリーニングエリアに移動する。

② スクリーニングエリアにて汚染検査を受ける。

③ 汚染基準を満足する場合は、緊急時対策所へ入室する。

汚染基準を満足しない場合は、除染エリアに移動する。

なお、放管班員でなくても汚染検査ができるように汚染検査の手順について図示等を行う。

また、放管班員は汚染検査の状況について、適宜確認し、指導、助言をする。

d. 除染

チェンジングエリアにおける除染手順は以下のとおり。

- ① 汚染検査にて汚染基準を超える場合は、除染エリアに移動する。
- ② 汚染箇所をウェットティッシュで拭き取りする。
- ③ 再度汚染箇所について汚染検査する。
- ④ 汚染基準を超える場合は、簡易シャワーで除染する。（簡易シャワーでも汚染基準を超える場合は、汚染箇所を養生し、再度除染ができる施設へ移動する。）

e. 着衣

防護具類の着衣手順は以下のとおり。

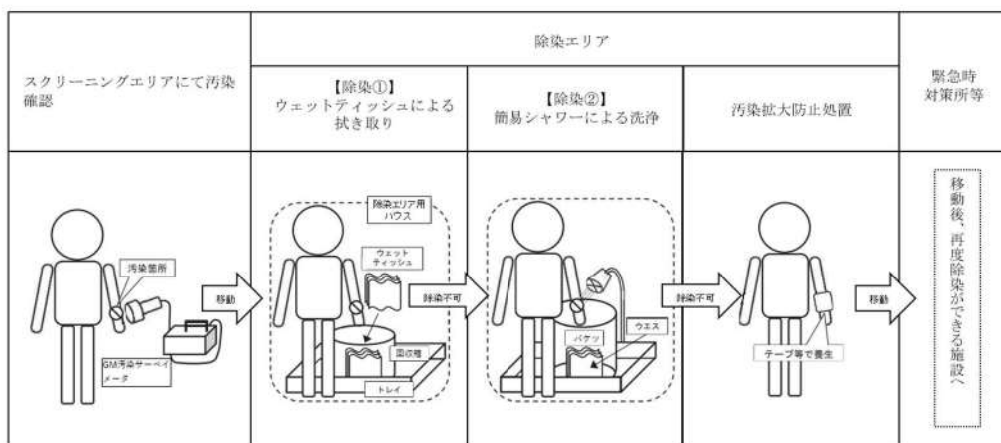
- ① 緊急時対策所内で、綿手袋、靴下、帽子、ヘルメット、タイベック、マスク、ゴム手袋内側、ゴム手袋外側等を着衣する。
- ② 靴着脱エリアで、靴を着用する。放管班員は、要員の作業に応じて、アノラック等の着用を指示する。

f. 汚染管理

スクリーニングエリア内で要員の汚染が確認された場合は、スクリーニングエリアに隣接した除染エリアで要員の除染を行う。

要員の除染については、ウェットティッシュでの拭き取りによる除染を基本とするが、拭き取りにて除染できない場合も想定し、汚染箇所への水洗による除染が行えるよう簡易シャワーを設ける。

簡易シャワーで発生した汚染水は、第1. 18. 34図のとおり必要に応じてウエスへ染み込ませる等により固体廃棄物として処理する。



第1. 18. 34図 除染及び汚染水処理イメージ図

g. 廃棄物管理

緊急時対策所外で活動した要員が脱衣した防護具類については、チェンジングエリア内に留め置くとチェンジングエリア内の線量率の上昇及び汚染拡大へつながる要因となることから、適宜チェンジングエリア外に持ち出しチェンジングエリア内の線量率の上昇及び汚染拡大防止を図る。

h. 環境管理

放管班員は、チェンジングエリア内の表面汚染密度、線量率及び空气中放射性物質濃度を定期的（1回／日以上）に測定し、放射性物質の異常な流入や拡大がないことを確認する。

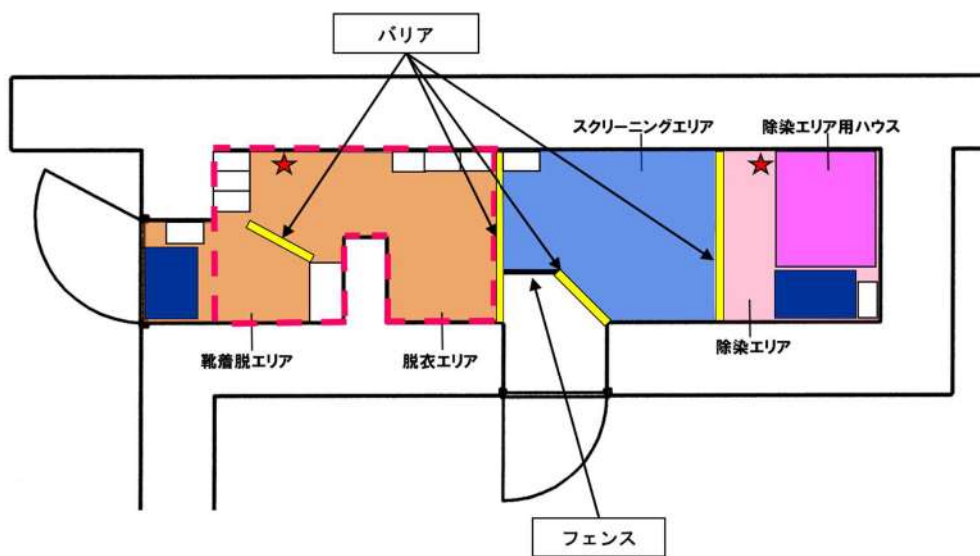
ブルーム通過後にチェンジングエリアの出入管理を再開する際には、表面汚染密度、線量率及び空气中放射性物質濃度の測定を実施し、必要に応じチェンジングエリアの除染を実施する。なお、測定及び除染を行った要員は、脱衣エリアにて脱衣を行う。

6. チェンジングエリアに係る補足事項

a. チェンジングエリアの設営状況

チェンジングエリアは、靴着脱エリア、脱衣エリア及びスクリーニングエリアの境界をバリア等により区画する。チェンジングエリアの設営状況は第1. 18. 35図のとおりである。

チェンジングエリア内は、必要に応じて汚染の除去の容易さの観点から養生シートを貼ることとし、一時閉鎖となる時間を短縮している。また、養生シート等に損傷が生じた際は、速やかに補修が行えるよう補修用の資機材を準備する。

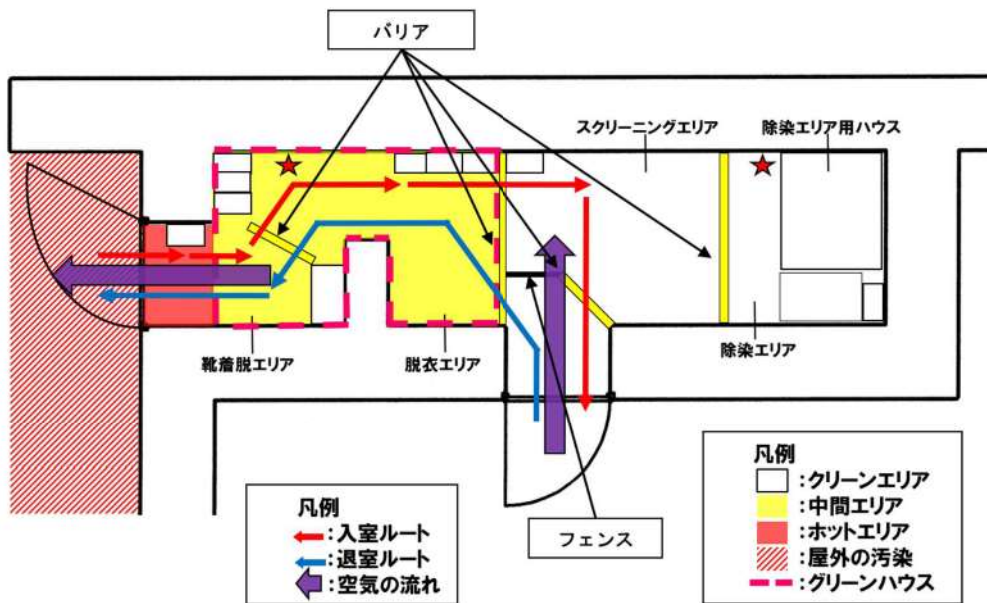


第1. 18. 35図 チェンジングエリア設営状況

b. チェンジングエリアへの空気の流れ

チェンジングエリアは、一定の気密性が確保された緊急時対策所内に設置し、第1. 18. 36図のように、汚染の区分ごとにエリアを区画し、汚染を管理する。

また、更なる被ばく低減のため、緊急時対策所を可搬型空気浄化装置の運転による換気で正圧に維持することにより、チェンジングエリアに第1. 18. 36図のように空気の流れをつくり、かつ、脱衣エリアにグリーンハウスを設置することで脱衣を行うホットエリア等の空気によるスクリーニングエリア側への汚染拡大を防止する。



第1. 18. 36図 チェンジングエリアの空気の流れ

c. チェンジングエリアでのクロスコンタミ防止について

緊急時対策所に入室しようとする要員に付着した汚染が、他の要員に伝播することがないようにサーベイエリアにおいて要員の汚染が確認された場合は、汚染箇所を養生するとともに、スクリーニングエリア内に汚染が移行していないことを確認する。

スクリーニングエリア内に汚染が確認された場合は、一時的にチェンジングエリアを閉鎖するが、速やかに養生シートを張り替える等により、要員の出入りに大きな影響を与えないようにする。

ただし、緊急時対策所から緊急に現場に行く必要がある場合は、張り替え途中であっても、要員は防護具類を着用していることから、退室することは可能である。

また、緊急時対策所への入室の動線と退室の動線は分離していないが、緊急時対策所から退室する要員は、防護具類を着用しているため、緊急時対策所に入室しようとする要員と接触したとしても、汚染が身体に付着することはない。

d. チェンジングエリアの維持管理

防護具類に付着した放射性物質により、付近のバックグラウンドが上昇すると、チェンジングエリア内において正確な汚染検査が実施できない。

このため、測定時にはあらかじめ付近のバックグラウンドを把握しておくことに加え、以下の維持管理を定期的実施する。

・チェンジングエリア内の汚染管理

スクリーニング及び除染エリアの汚染管理を定期的実施し、汚染が確認された場合は、速やかにシートの張り替え等を行う。

・廃棄物の管理

防護具類の放射性廃棄物は袋詰めし、適宜緊急時対策所外へ搬出する。

・靴の汚染検査等

1回/日以上頻度で、靴の汚染検査を実施し、必要により除染等の対応を行う。また、粘着マットは定期的に取り替えを行う。

・グリーンハウスの外観点検（壁面への放射性物質の付着防止）

1回/日以上頻度で、グリーンハウスの外観点検を行い、必要により補修等の対応を行う。

7. 汚染の管理基準

第1. 18. 12表のとおり、状況に応じた汚染の管理基準により運用する。ただし、サーベイエリアのバックグラウンドに応じて、第1. 18. 12表の管理基準での運用が困難となった場合は、バックグラウンドと識別できる値を設定する。

第1. 18. 12表 汚染の管理基準

	状況	汚染の管理基準 ^{※1}	根拠等
状況①	屋外（発電所構内全般）へ少量の放射性物質が漏えい又は放出されるような原子力災害時	1, 300 cpm ^{※2}	法令に定める表面汚染密度限度（アルファ線を放出しない放射性同位元素の表面汚染密度限度：40 Bq/cm ² ）の1/10
状況②	大規模ブルームが放出されるような原子力災害時	40, 000 cpm ^{※3}	原子力災害対策指針におけるOIL4を準拠
		13, 000 cpm ^{※4}	原子力災害対策指針におけるOIL4【1ヶ月後の値】に準拠

※1：計測器の仕様や校正により計数率が異なる場合は、計測器毎の数値を確認しておく。また、測定する場所のバックグラウンドに留意する必要がある。

※2：4 Bq/cm² 相当。

※3：120Bq/cm² 相当。バックグラウンドが高い状況下に適用。バックグラウンドの影響が相対的に小さくなる数値のうち、最低の水準（バックグラウンドのノイズに信号が埋まらないレベルとして3倍程度の余裕を見込む水準）として設定（13, 000×3≒40, 000cpm）。

※4：40Bq/cm² 相当（放射性よう素の吸入により小児の甲状腺等価線量が100mSv に相当する内部被ばくをもたらすと想定される体表面密度）。

8. 可搬型照明

チェンジングエリア設置場所付近の全照明が消灯した場合にバッテリー式の可搬型照明を使用する。可搬型照明は、脱衣、汚染検査、除染時に必要な照度（1ルクス以上）を確保するために第1.18.13表に示す数量及び仕様とする。

第1.18.13表 チェンジングエリアの可搬型照明

	保管場所	数量	仕様
可搬型照明 	緊急時対策所指揮所 及び 緊急時対策所待機所	各2台 (予備各1台)	<ul style="list-style-type: none"> ・バッテリー式 ・光源：LED ・連続点灯時間：10時間 (消灯した場合、予備を点灯させ、バッテリー充電を実施する。)

9. チェンジングエリアのスペースについて

緊急時対策所における現場作業を行う要員は、プルーム通過後に作業を行うことを想定している要員数24名に対し、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所にそれぞれ12名の要員が同時に戻ることを想定のうち、同時に12名の要員が緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所のそれぞれのチェンジングエリア（6名）及び空調上屋の待機エリア（6名）内に収容できる設計とする。

チェンジングエリア及び空調上屋の待機エリアに同時に12名の要員が来た場合、すべての要員が緊急時対策所に入りきるまで約25分であり、すべての要員が汚染している場合（局所的に汚染し、拭き取りによる除染を行う者を8名、広範囲に汚染し、簡易シャワーによる除染を行う者を4名と想定）でも約82分であることを確認している。

また、仮に想定人数以上の要員が同時にチェンジングエリア及び空調上屋の待機エリアに来た場合でも待機エリアは空調上屋内に設置しており、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所のそれぞれの待機エリアに14名程度の要員が待機可能であることから、屋外での待機はなく不要な被ばくを防止することができる。

10. 放管班の緊急時対応のケーススタディ

放管班員は、チェンジングエリアの設営以外に、可搬型モニタリングポストの設置（約190分）、可搬型モニタリングポスト（海側及び緊急時対策所付近用）の設置（約120分）、可搬型気象観測設備（気象観測設備代替測定用）の設置（約100分）、可搬型気象観測設備（緊急時対策所付近用）の設置（約80分）を行うことを想定している。これら対応項目の優先順位については、放管班長が状況に応じ判断する。

以下にタイムチャートの例を示す。

例えば、平日の勤務時間帯に事故が発生した場合（ケース①）には、チェンジングエリアの設営を優先し、次に可搬型モニタリングポスト等の設置を行うことになる。また、夜間・休日（平日の勤務時間帯以外）に事故が発生した場合で、原子力災害対策特別措置法第10条特定事象発生直後から周辺環境が汚染してしまうような事象が発生した場合（ケース②）は、参集に12時間かかるとして、参集要員の放管班員6名が参集後、チェンジングエリアの設営を優先し、次に可搬型モニタリングポスト等の設置を行うことになる。

・ケース①（平日の勤務時間帯に事故が発生した場合）

対応項目	要員	経過時間【時間】														
		0		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
		参集前	参集後	事故発生 ▼ 要員参集 ▼ 10条 ▼												
			6													
状況把握（モニタリングポストなど）	放管班		2(A)													
可搬型モニタリングポストの設置	放管班		2(A)													
可搬型気象観測設備の設置	放管班		2(A)													
中央制御室チェンジングエリアの設置	放管班		2(B)													
緊急時対策所指揮所チェンジングエリアの設置	放管班		2(C)													
緊急時対策所待機所チェンジングエリアの設置	放管班		2(C)													
可搬型モニタリングポスト（TSC）の設置	放管班		2(C)													
可搬型気象観測設備（TSC）の設置	放管班		2(C)													
可搬型モニタリングポスト（海側）の設置	放管班		2(A)													

・ケース②（夜間・休日（平日の勤務時間帯以外）に事故が発生した場合）

対応項目	要員	経過時間【時間】														
		0		12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22		
		参集前	参集後	事故発生 ▼ 要員参集 ▼ 10条 ▼												
			6													
状況把握（モニタリングポストなど）	放管班		2(A)													
可搬型モニタリングポストの設置	放管班		2(A)													
可搬型気象観測設備の設置	放管班		2(A)													
中央制御室チェンジングエリアの設置	放管班		2(B)													
緊急時対策所指揮所チェンジングエリアの設置	放管班		2(C)													
緊急時対策所待機所チェンジングエリアの設置	放管班		2(C)													
可搬型モニタリングポスト（TSC）の設置	放管班		2(C)													
可搬型気象観測設備（TSC）の設置	放管班		2(C)													
可搬型モニタリングポスト（海側）の設置	放管班		2(A)													

添付4-6 飲料水, 食料等

1. 飲料水, 食料

発電所災害対策要員が、少なくとも外部からの支援なしに7日間の活動を可能とするために、緊急時対策所に必要な資機材を配備することとしている。

また、プルーム通過中に緊急時対策所から退出する必要があるように、余裕数を見込んでとどまる要員の1日分以上の食料及び飲料水を緊急時対策所内に保管する。

緊急時対策内に以下の数量を保管する。

品名	保管数	保管場所	考え方
食料	2,520食	緊急時対策所指揮所 及び 緊急時対策所待機所	120名 (最大収容人数60名×2 建屋) × 3食 × 7日
飲料水	1,680L		120名 (最大収容人数60名×2 建屋) × 3食 × 7日

2. その他資機材

緊急時対策所に以下の数量を保管する。

品名	保管数	保管場所	考え方
酸素濃度・ 二酸化炭素濃度計	4	緊急時対策所指揮所 緊急時対策所待機所	2台/建屋 (予備1台) × 2建屋
一般テレビ (回線, 機器)	1式		報道や気象情報等を入手するため、 一般テレビ (回線, 機器) を配備する。
社内パソコン (回線, 機器)	1式		社内情報共有に必要な資料・書類等 を作成するため、社内用パソコンを 配備するとともに、必要なインフラ (社内回線) を整備する。
仮設トイレ	2式		プルーム通過中に緊急時対策所か ら退出する必要があるように、簡易 トイレを配備する。
安定よう素剤	2,000		1人あたり2錠×7日分+余裕を 配備する。

緊急時対策所用発電機の手順について

添付5-1 1. 緊急時対策所用発電機準備

(1) 操作概要

緊急時対策所用発電機と分電盤をケーブル接続する。

(2) 必要要員数及び作業時間

必要要員数 : 4名 (指揮所側 : 2名, 待機所側 : 2名)

作業時間 (想定) : 15分

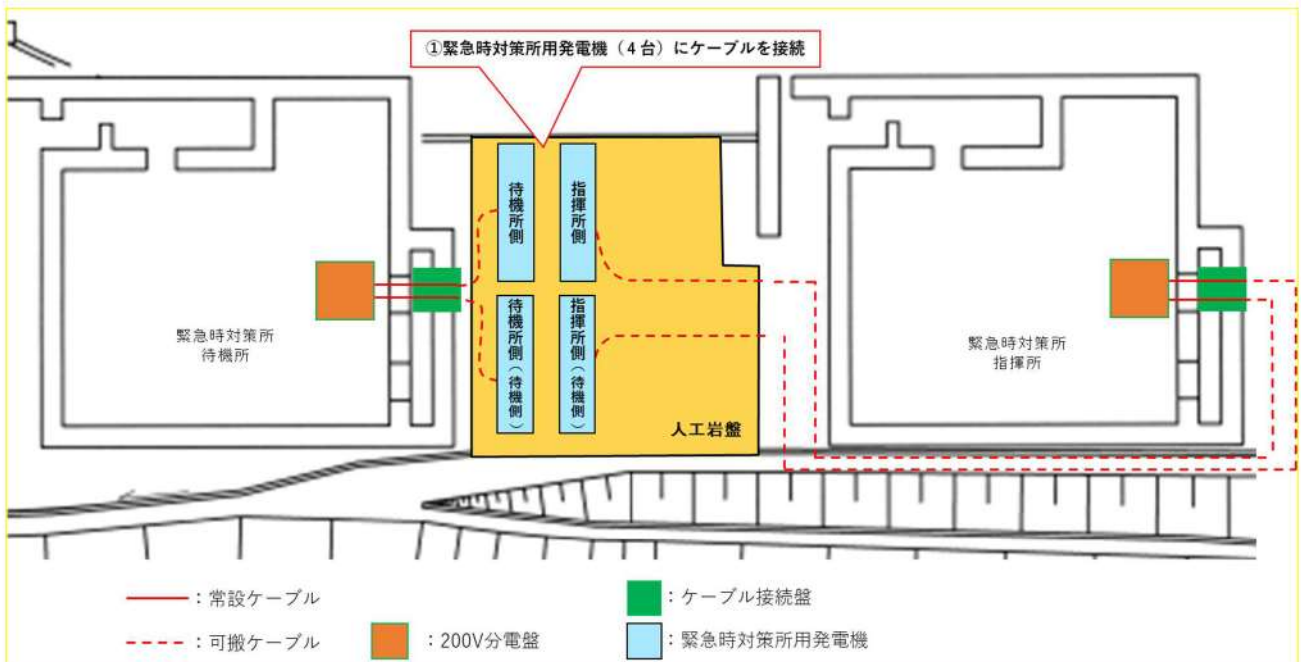
(3) 作業の成立性について

アクセス性 : 夜間においても作業が可能のように可搬型照明 (LEDヘッドランプ, LED懐中電灯) を携行していることからアクセス可能である。

作業環境 : 緊急時対策所用発電機の設置場所は作業を行う上で支障となる設備は無い。また, 可搬型照明 (LEDヘッドランプ, LED懐中電灯) を携行していることから, 夜間や事故環境下において作業できる。

操作性 : 分電盤との接続に使用するケーブルは, 一般的に使用される工具を用いて接続することができる。

連絡手段 : 操作は緊急時対策所内及び緊急時対策所エリアで行うため, 緊急時対策所～現場間の連絡は必要ない。



第1.18.37図 緊急時対策所用発電機準備概要図

2. 緊急時対策所用発電機起動

(1) 操作概要

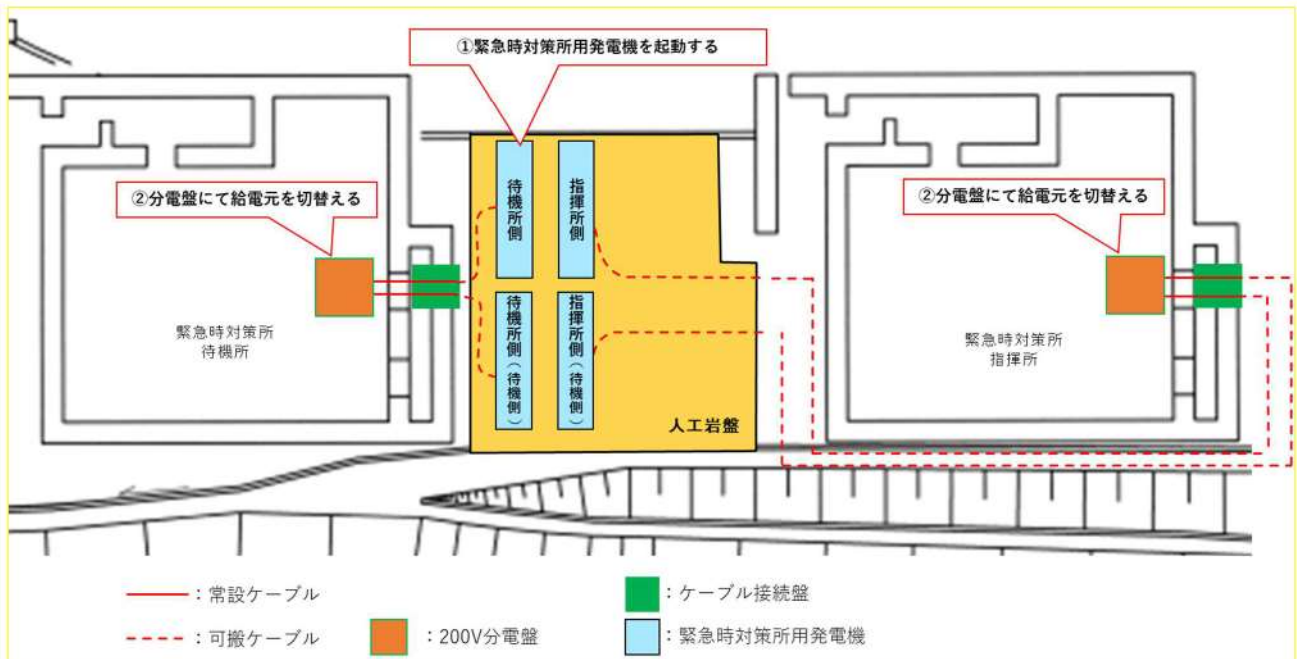
緊急時対策所用発電機を起動し、給電を開始する。

(2) 必要要員数及び作業時間

必要要員数 : 4名 (指揮所側 : 2名, 待機所側 : 2名)
 作業時間 (想定) : 15分

(3) 作業の成立性について

- アクセス性 : 夜間においても作業が可能のように可搬型照明 (LEDヘッドランプ, LED懐中電灯) を携行していることからアクセス可能である。
- 作業環境 : 緊急時対策所用発電機の設置場所は作業を行う上で支障となる設備は無い。また, 可搬型照明 (LEDヘッドランプ, LED懐中電灯) を携行していることから, 夜間や事故環境下において作業できる。
- 汚染が予想される場合は, 個人線量計を携帯し, 放射線防護具等を着用する。
- 操作性 : 緊急時対策所用発電機は, 付属の操作スイッチにより操作することができる。
- 連絡手段 : 操作は緊急時対策所内及び緊急時対策所エリアで行うため, 緊急時対策所～現場間の連絡は必要ない。



第1.18.38図 緊急時対策所用発電機起動概要図

3. 緊急時対策所用発電機待機運転

(1) 操作概要

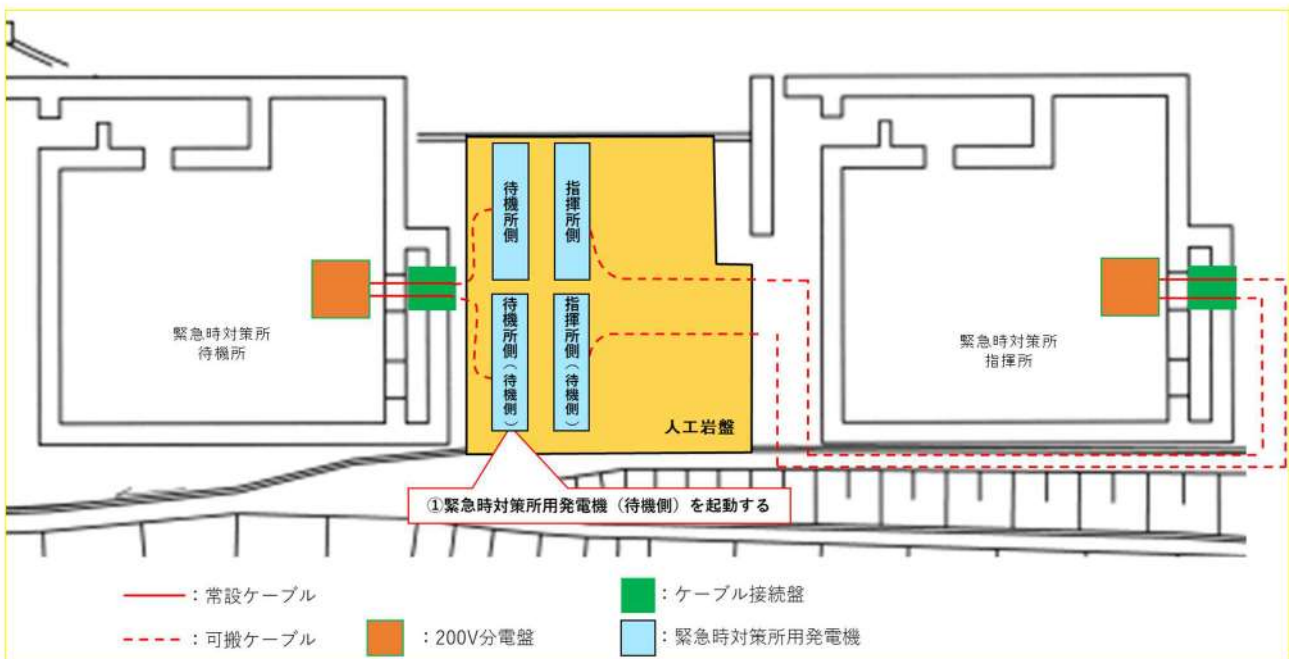
プルーム放出に備え、待機側の緊急時対策所用発電機の無負荷運転を行う。

(2) 必要要員数及び作業時間

必要要員数 : 1名
 作業時間(想定) : 10分

(3) 作業の成立性について

- アクセス性 : 夜間においても作業が可能のように可搬型照明(LEDヘッドランプ, LED懐中電灯)を携行していることからアクセス可能である。
- 作業環境 : 緊急時対策所用発電機の設置場所は作業を行う上で支障となる設備は無い。また、可搬型照明(LEDヘッドランプ, LED懐中電灯)を携行していることから、夜間や事故環境下において作業できる。
- 汚染が予想される場合は、個人線量計を携帯し、放射線防護具等を着用する。
- 操作性 : 緊急時対策所用発電機は、付属の操作スイッチにより操作することができる。
- 連絡手段 : 操作は緊急時対策所内及び緊急時対策所エリアで行うため、緊急時対策所～現場間の連絡は必要ない。



第1.18.39図 緊急時対策所用発電機待機運転概要図

4. 緊急時対策所用発電機接続先切替手順

(1) 操作概要

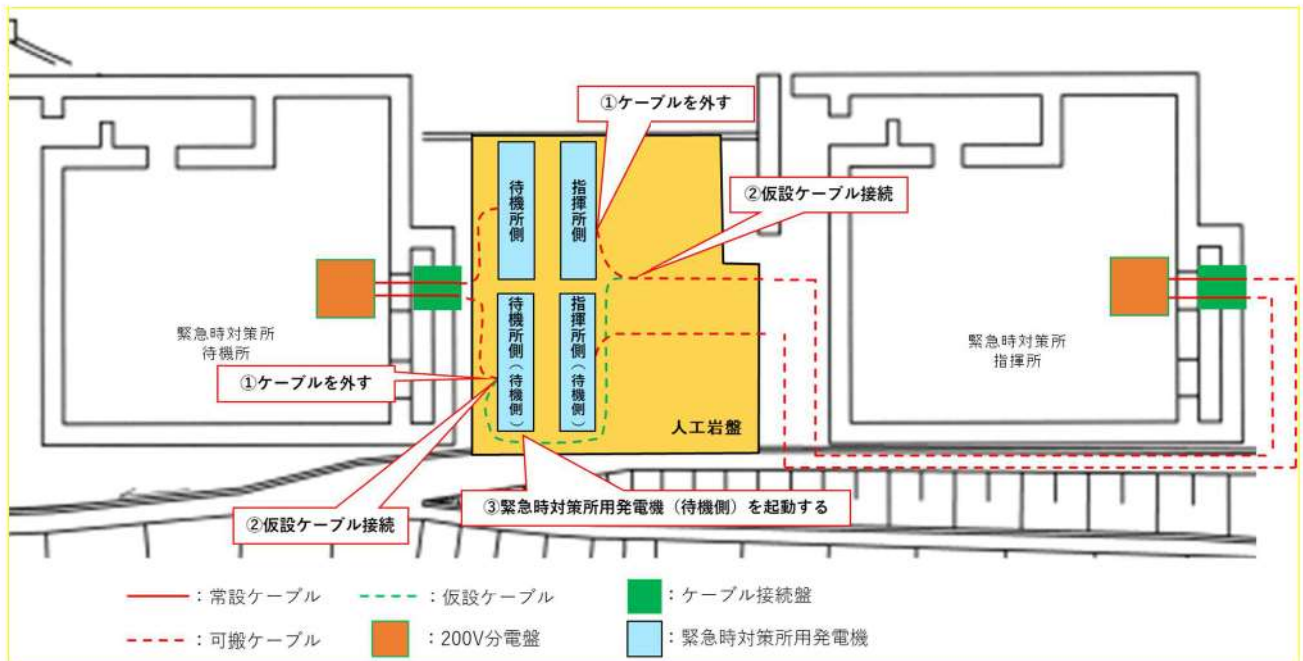
指揮所側発電機を待機所側へ接続、又は待機所側発電機を指揮所側へ接続する。

(2) 必要要員数及び作業時間

必要要員数 : 2名
 作業時間(想定) : 30分

(3) 作業の成立性について

- アクセス性 : 夜間においても作業が可能のように可搬型照明 (LEDヘッドランプ, LED懐中電灯) を携行していることからアクセス可能である。
- 作業環境 : 緊急時対策所用発電機の設置場所は作業を行う上で支障となる設備は無い。また、可搬型照明 (LEDヘッドランプ, LED懐中電灯) を携行していることから、夜間や事故環境下において作業できる。
- 汚染が予想される場合は、個人線量計を携帯し、放射線防護具等を着用する。
- 操作性 : 分電盤との接続に使用するケーブルは、一般的に使用される工具を用いて接続することができる。緊急時対策所用発電機は、付属の操作スイッチにより操作することができる。
- 連絡手段 : 操作は緊急時対策所内及び緊急時対策所エリアで行うため、緊急時対策所～現場間の連絡は必要ない。



第1.18.40図 緊急時対策所用発電機接続先切替概要図

緊急時対策所用発電機の切替

添付5-2 1. 緊急時対策所用発電機の切替

(1) 操作概要

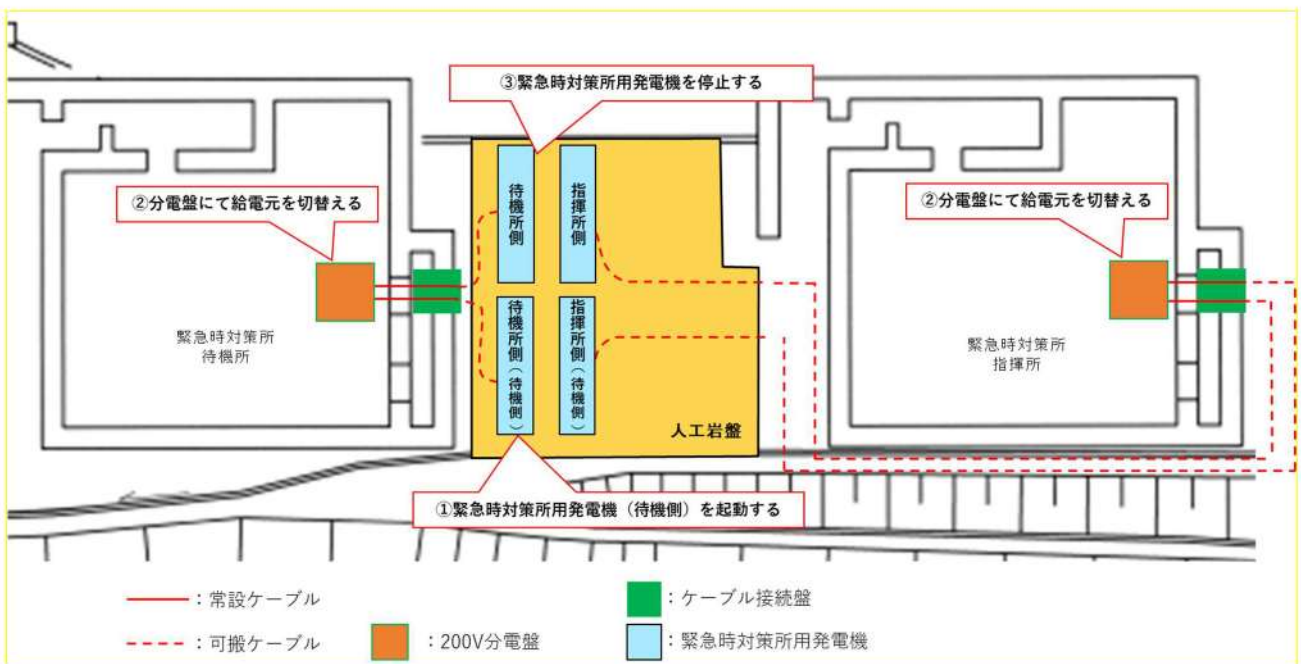
運転中の緊急時対策所用発電機を停止し、待機側を運転する。

(2) 必要要員数及び作業時間

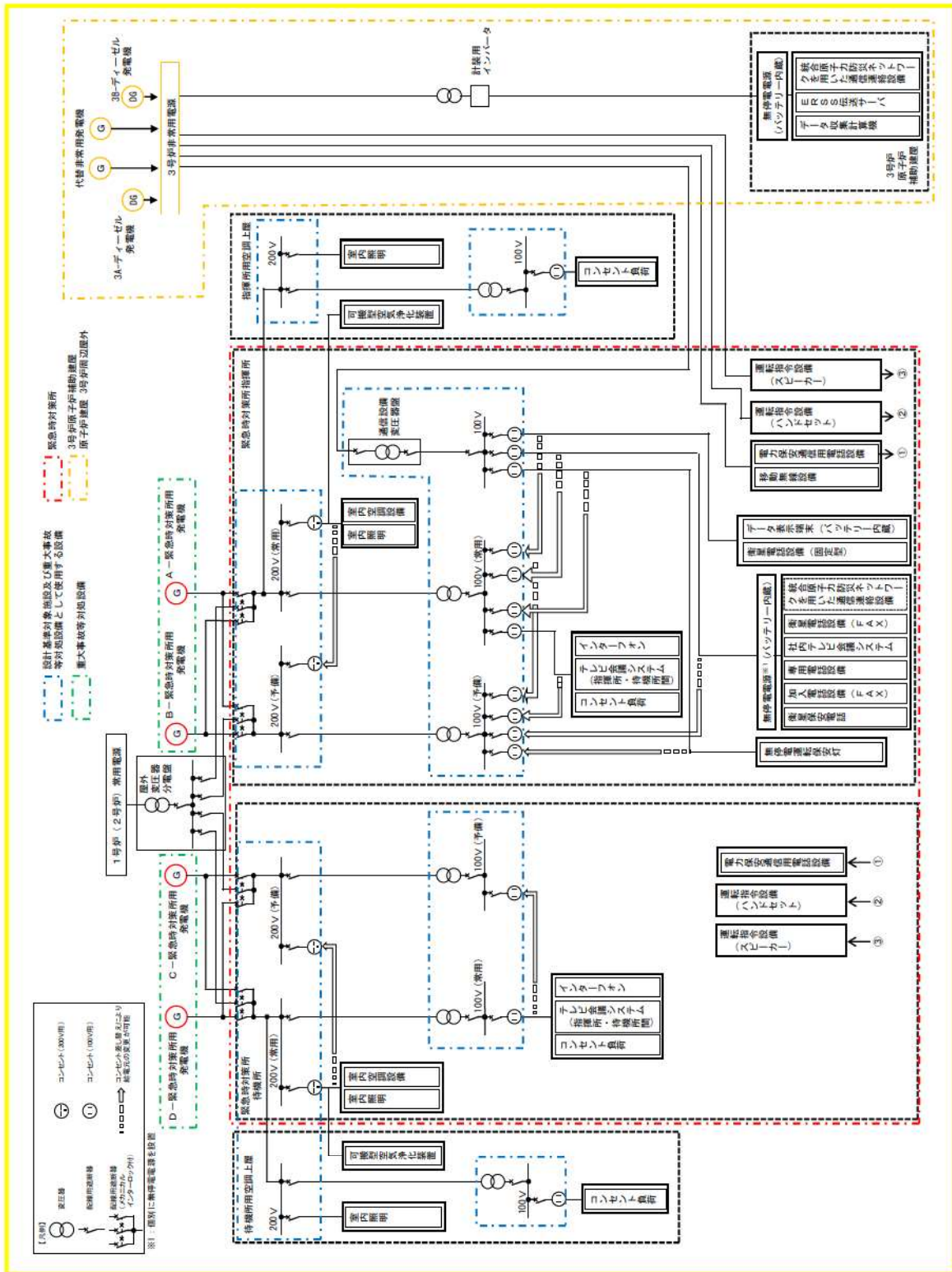
必要要員数 : 1名
 作業時間(想定) : 10分

(3) 作業の成立性について

- アクセス性: 夜間においても作業が可能のように可搬型照明(LEDヘッドランプ, LED懐中電灯)を携行していることからアクセス可能である。
- 作業環境: 緊急時対策所用発電機の設置場所は作業を行う上で支障となる設備は無い。また、可搬型照明(LEDヘッドランプ, LED懐中電灯)を携行していることから、夜間や事故環境下において作業できる。
 汚染が予想される場合は、個人線量計を携帯し、放射線防護具等を着用する。
- 操作性: 緊急時対策所用発電機は、付属の操作スイッチにより操作することができる。
- 連絡手段: 操作は緊急時対策所内及び緊急時対策所エリアで行うため、緊急時対策所～現場間の連絡は必要ない。



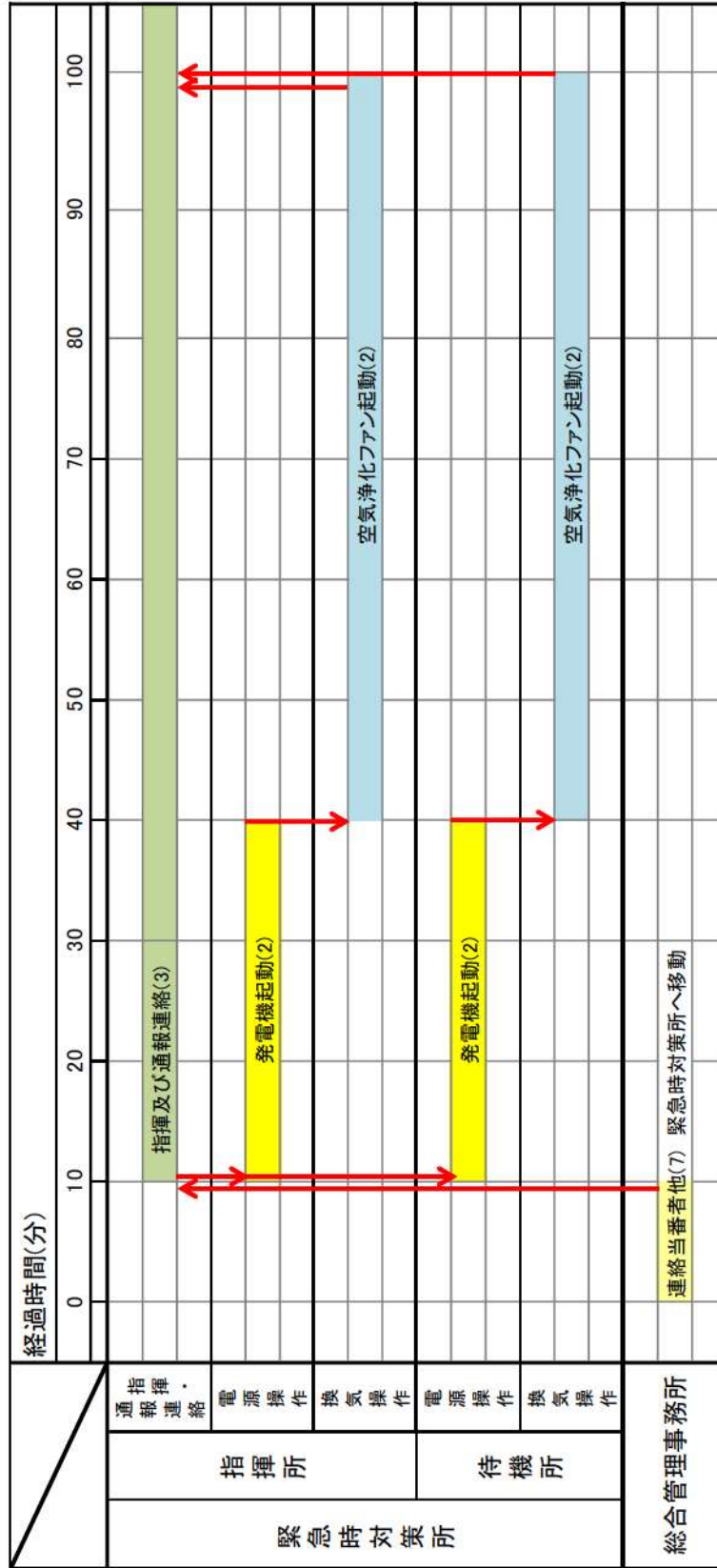
第1.18.41図 緊急時対策所用発電機の切替概要図



第1.18.42図 緊急時対策所電源構成

緊急時対策所の立ち上げについて

立ち上げの対応が最も厳しくなる、「夜間・休日」時に災害が発生した場合を想定した。事故等発生後、少なくとも約100分以内には必要な電源設備及び換気設備の起動等を完了することが可能である。なお、これらの対応については、今後、訓練を重ね、習熟度を向上させていく。



添付5-3 連続運転及び要求される負荷

電源設備の仕様は、第1.18.14表のとおり。また、緊急時対策所の必要な負荷は第1.18.15表のとおり。

第1.18.14表 緊急時対策所 電源設備の仕様

	非常用電源設備	常設代替交流電源設備	緊急時対策所用 代替交流電源設備
	ディーゼル発電機	代替非常用発電機	緊急時対策所用発電機
容量	7,000kVA	1,725kVA（1台当たり）	270kVA（1台当たり）
電圧	6.9kV	6.6kV	200V
力率	0.8	0.8	0.8
台数	1台 備考：3B-ディーゼル発電機	2台	8台 (予備を含む)

第1.18.15表 緊急時対策所 必要な負荷

設備名称	負荷容量(kVA) ※1		備考
	指揮所	待機所	
可搬型空気浄化装置	23.1	23.1	可搬型新設緊急時対策所用空気浄化ファン
通信連絡設備等※2	15.1	0.7	データ表示端末、テレビ会議システム(指揮所・待機所間)、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備、その他通信連絡設備
室内空調設備	34.8	34.8	パッケージエアコン
照明設備	2.2	2.2	LED照明 (バッテリー内蔵)
その他	21.9	9.3	OA機器等 (予備容量含む)
合計	97.1	70.1	

※1 力率0.8の場合

※2 通信連絡設備のうち、一部の負荷について「無停電電源装置」に接続している。

緊急時対策所の負荷容量は、緊急時対策所指揮所で最大約97kVA（うち、3号炉非常用母線から給電する通信連絡設備及び照明設備の合計は、約17kVA）、緊急時対策所待機所で約70kVAであり、3B-ディーゼル発電機（7,000kVA）、代替非常用発電機（1,725kVA（1台当たり））及び緊急時対策所用発電機（270kVA（1台当たり））により給電可能な設計としている。

万一の故障への対応として、緊急時対策所の電源構成は2重化しており、片系の電源系統の故障においても緊急時対策所の機能を喪失することがない設計とする。

手順のリンク先について

緊急時対策所の居住性等に関する手順等について、手順のリンク先を以下に取りまとめる。

1. 1.18.2.1(2) b. その他の手順項目にて考慮する手順

<リンク先>1.17.2.2(2)可搬型気象設備による緊急時対策所付近の気象観測項目の測定

1.17.2.1(3)可搬型モニタリングポストによる原子炉格納施設を囲む12箇所の放射線量の測定

2. 1.18.2.2(3)通信連絡に関わる手順等

<リンク先>1.19.2.1(1)発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順等

1.19.2.2(1)「発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順等

1.19.2.3 代替電源設備から給電する手順等

3. 1.18.2.4 代替電源設備からの給電手順

<リンク先>1.14.2.1 代替電源（交流）による給電手順等